

令和元年 1 2 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和元年 1 2 月 5 日 開会

令和元年 1 2 月 1 7 日 閉会

飯 島 町 議 会

令和元年 12 月飯島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和元年 12 月 5 日 午前 9 時 10 分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号専決）

日程第 6 第 3 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 6 号専決）

日程第 7 第 4 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程第 10 第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 第 8 号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例

日程第 12 第 9 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 13 第 10 号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 14 第 11 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 15 第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 16 第 13 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 17 第 14 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 18 第 15 号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 第 16 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 第 17 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 第 18 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 第 19 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和元年 12 月 5 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。 これから令和元年 12 月飯島町議会定例会を開会いたします。 議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただくようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。なお、下平町長におかれましては、今定例会は 2 期目就任後初の議会となりますので、所信表明を兼ねてごあいさつをお願いいたします。
町 長	皆さん、おはようございます。12 月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。令和元年 11 月 11 日付、飯島町告示第 86 号をもって令和元年 12 月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 まず、10 月 11 日に与田切公園に設置してありました遊具の倒壊事故により負傷された児童及び保護者の皆様に対しまして、心からおわび申し上げる次第でございます。今回、倒壊事故を起こした遊具は、専門業者による点検を実施してきており、業者からの報告では修繕または対策が必要であり、修繕完了まで使用不可とされていたにもかかわらず、町として適切な対応をとらずに使用を継続してきた結果、今回の事故を引き起こしてしまったものであり、責任は町にあります。このような事故は、あってはならない事故であり、町長といたしましても町民の皆様を初め関係者の皆様に深くおわび申し上げます。以後、このような事案が発生しないよう、私を初め職員が意を新たにして業務に取り組んでまいりますことをここにお誓い申し上げます。 さて、今議会は、このたびの飯島町長選挙に当選をさせていただいた 2 期目の任期の最初の議会であり、最初のごあいさつでございます。この場をお借りいたしまして私の所信の一端をまず申し上げさせていただきたいと思います。 1 期目の 4 年間、みんなが安心して暮らせる豊かな飯島町を目指して、これを実現する具体的な政策として、3 本の柱、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを挙げて町政に取り組んでまいったところでございます。これからの 4 年間は、この 3 本の柱をベースとして、5 つの政策目標と 25 の主要施策を掲げております。単なる継続ではなく、新たな 4 年間のスタートとして、意も新たに町政に取り組んでまいりたいと思っております。政策目標のまず第 1 は、森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のある町へで

ざいます。これは、大きく町の目指すところと心得ております。6次総のアンケートや先日の子ども議会の折にも、また町民の皆様方と対話した折にも、やはり飯島町のよさ、魅力は、大自然に恵まれた中で、森林があり、田園風景があり、その中でゆったりと暮らせることだと、こういうことを口々に申されております。行政の目標は、やはりここをベースに置きたいと思っておるところでございます。その中に住民の暮らしがあるわけなんですけれども、ここで暮らすそれぞれが自分のできること、そして隣近所で協力してやること、それでもできないところを行政が補完すること、この自助、共助、公助、これを飯島町全体の秩序として行動規範に、町民の皆さんも一緒に御理解をいただく中で進めていけたらいいなというふうに思っております。そして、この地域の田園風景、これは、産業基盤は工業ですけれども、そのもととなるのは農業、この景観を維持してくれる農業、この田園風景をやっぱし守っていかなければならないということでございます。その中で快適な生活、それは福祉、医療、教育を基盤とした、あるいはインフラ、安心なインフラを整備する、こういった部分が基本の政策に、施策になってくると思っております。そういうところに、大きな地方行政の課題として少子化、少子高齢化がございます。この部分の政策目標は2つ掲げております。みんなで子育て世代を応援する意識啓発や職場環境づくりへ、これは子育て世代に対する施策、政策。もう一つは、活躍するシニア、技術や経験が地域に生かせる元気な人生百年時代へ、この部分は高齢化に対応する部分でございます。これが一体となって進められなければならないと思っております。これは、いわゆる地域福祉の総合事業という部分での行政課題に匹敵するところかなあというふうに思っております。住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられると、こういうことが、どの世代、生まれてから死ぬまで、この飯島町で自分の生命を全うできる、活躍できるという環境をつくるのが大事なあというふうに思っております。子育て支援を応援する形につきましては、やはり子育てと仕事が両立する環境をつくらなければならないと思っています。子育てと仕事、仕事の範囲になりますと、飯島町だけの経済ではなくて、上伊那あるいは伊那谷全体の経済、仕事のあり方にかかわってくる問題だなというふうに思っております。ぜひ、産業界とも協力する中で、広域連携をする中で、仕事と子育てが両立する仕事の仕組み、子育てで忙しい十数年間の間は、せめて子どもに集中できる、病気や学校PTAがあっても気楽に抜けられる、そういった産業環境、労働環境、これからはつくっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。多くの方々にそういったお話をお訴え申し上げまして、この地域がそういう全体になってくれれば、魅力ある伊那谷、魅力ある上伊那ができてくるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。細かな部分になりますけれども、局所的な話になってきますけれども、学校給食センターも建てかえる時期に、当分、目の前の仕事としてございます。約8億円余とも言われるほどの大金を投資する事業でございます。飯島町の多くの方々が利用でき、恩恵のある、そういった投資にならないかなあというふうに考えております。せっかくの機会でございますので、そういった部分を広域・広角的に考えて事業投資をしてまいりたいと考えておるところでございます。高齢者が自分の経験や技術、そういったものを生かせる社会、あるいは、助け合いとい

うよりも、みんなが助けてくれるという社会よりも、頼り合える社会をつくることが大事じゃないかと思っています。ボランティアとか、あるいは人材バンクに登録していただいてというハードルの高い話ではなくて、自分はこれができるよという部分、本当に身近な部分のできることを登録していただき、ああ、それ、私、その頼りになりたいなど、頼り合える、助け合いと頼り合いが一つのプラットフォームに合わさって相互に交流できる、人間は、助けられる、助ける場合もあるだろうし、助けてほしい場合もあると思います。それが混在しております。そういった部分を町民同士でそういった環境をつくっていく、これが私は1つの総合事業の形だというふうに思っておるところでございます。公約の中ではいいじま御助隊と申し上げましたけれども、これは片方ございまして、いいじま頼りになり隊というものも当然あっての、こういう部隊だというふうに思っておるところでございます。そして、4つ目の政策目標はリニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻れる経済基盤のある地域へ。リニア新時代を迎えたときに、やはりこの地域のしっかりとした経済基盤、これが魅力になってくるだろうと。そこに、今、後継者不足で多方面で悩んでいる部分が、問題があるわけでございますけれども、そういった魅力ある産業、新しい産業というものを起こしていきたいと思っております。1つには、この地域の資源、森林資源もあります、水資源もあります、こうした地域の資源を有効活用し地産地消する、こういった部分が経済の下支えにならないかなあというふうに考えております。農業が大事です。アグリイノベーション 2030 というタイトルをつけさせていただきました。この意味は、20代30代によるアグリイノベーションを起こそうと、こういう目標でございます。今まで飯島町の農地を支えてきてくださった方々、今も現役で頑張っておられます。しかし、平均年齢が70歳とも言われております。10年すれば80歳になるわけでございます。やはり、新しい農業は若者が参入して改革をしていかなければならないんじゃないかなあというふうに思っております。これを、地産地消する新しいエネルギー開発に伴って、これが農業と結びついたとき、いろいろな可能性が生まれてくるんじゃないかなあ、このように頭に浮かんでおるところでございます。産業といえば、飯島町には世界にも通用する企業が多数ございます。工業関係ももちろんなんですけれども、この飯島町の豊かな自然、あるいはスローライフ、癒し、熟成、静かにふつふつと成熟する、こういう町の全体的なイメージを捉えたときに、それにふさわしい産業が根づきつつあると捉えております。1つの切り口は発酵食品産業でございます。長野県は、発酵食品の県ということで今売り出し中でございます。長野県営業部が一生懸命売っております。飯島町にも発酵食品の会社がございます。それは、今、飯島町で生産される多くが海外に輸出され、そのバイヤーが飯島を訪れたときに、この大自然の中で静かに成熟されている商品を見たときに、ものすごい魅力を感じる発酵食品のまちづくり。町民の皆さんも、そこに参加しながら情報発信ができるんじゃないかなというふうに思っております。もう一つは音楽です。こういう豊かな環境の中で音楽の企業が根づいてきてくださっております。この部分を、やはりスローライフ、ゆったりとした人生、あるいは成熟、そういったところに音楽がある。産業だけだと生産性の問題になってくるわけなんですけれども、これに産業が文化にまで広がっていくこ

と、これが大事だと思っています。この音楽関係の企業が、またこれもバイヤーは世界から来られる、そういった飯島町で生産されている、道具としてではなくて、その企業の方々にもしっかりと応援してもらわなくてはならないんですけども、地域の音楽という文化、飯島町の町民の心が癒される、その部分は特徴的な産業になっていけるんじゃないかなあというふうに思っております。それに加えて、いろいろの技術を持った企業の方々、引き続き頑張っていたきたいなあ、いろいろの角度の魅力ある産業をおこして、定着させて、後継者を迎え入れたいというふうに思っております。飯島町営業部は、引き続き地域の魅力を発掘していただき、発信していくということを、今度はいろいろの部分で具現化してくることと思います。最後の5つ目は、職員が想像力と実行力にあふれ、行政サービスが的確に機能する町の組織づくりへ。大きく言うと行政改革のことです。常に行政改革は課題として持っているわけですので。常の常のイノベーションが大切だと思っています。しかし、行政改革は、組織や金額を投ずることではなくて、一番肝心なのは一人一人の心の改革、そこまで及んで初めて行政改革が実現されると、このように思っておるところでございます。職員が姿勢の中で積極的に想像力を発揮し、新しいものをつくり出し、一歩踏み出して実行していく、こういう姿勢が飯島町の皆様方に対する行政サービスのあり方だと心得ておるところでございます。その中で、職員の皆さんが意欲的に政策提言をしてきてほしい。施策コンテスト等も開催して、職員の皆さんが自由闊達に自分たちの住む町をよくする政策を上げてきてもらいたいと思っております。このコンテストも開催してまいりたいなと思っておるところでございます。組織は町だけではございません。行政を本当に支えていただいている町民の皆様方に区があり、自治会があり、隣組があります。人数が減ってきております。人口減の中で組織の運営が危ぶまれる時代を迎えております。その中で、しっかりと町民の皆様にも相談しながら行政改革を進めていく必要があると思います。簡素な組織づくりを目指してまいりたいと思っております。ということで、目標は10年後、約10年後、リニア新幹線が伊那谷に開通するとき、ここを目途にした政策であり、総じてみんなが元気で安心して暮らせる豊かな飯島町を目指してまいりたいと考えております。以上、私の所信とさせていただきます。

さて、ことしも残すところ20日余りとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には、町の行政運営に対しまして大変な御理解、御協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に実施できていますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

一年の経過に当たり、これまでの取り組みについて少しだけ振り返ってみたいと思っております。ことし一年、みんなが安心して暮らせる豊かなまちという目標の実現のために、第5次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略などの基本的計画をベースといたしまして、行政の3大事業である教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の推進及び3つのチャレンジの実現を図りつつ、町民の皆様からのさまざまなニーズに応えるために行政サービスの円滑化を進めながら住民満足度向上に向けた行政運営に努めてまいりました。福祉・教育増進事業では、多くの町民の皆さんが気軽に町の企画する健康にかかわる催しに参加いただきたく、健康づくりに取り組

んでいただくため、いいちゃん健康ポイント制度をスタートいたしました。健康ポイントをためての応募特典や来年6月には応募者を対象とした大抽選会が計画されておりますので、ぜひ御家族全員が健康になり、健康ポイントをためていただきたいと思います。産業振興事業では、喫緊の課題として取り組んでまいりましたのが町なかのスーパーマーケットの営業の継続問題でございます。高齢の皆さんを初めとする地域の皆さんが身近なところで生鮮食料品を購入できるという安心できる地域生活を維持、確保するために、対象となりましたスーパーマーケットの営業継続を支援すべく、施設整備にかかわる補助金の交付をこのほど決断いたしましたところでございます。また、音楽村構想や発酵食品のまち構想を加え、企業誘致を推進してまいりました。特に楽器製造メーカーを対象とする取り組みでは、フルート製造会社における町内への新工場建設決定を初め、ファゴット製造メーカーの町内への工場進出など、具体的な形となっており、安全・安心事業では、リニア新幹線・三遠南信自動車道開通後の伊那谷の経済基盤を強化し飯島町の地域発展につなげるため、伊那谷を縦貫する国道153号の整備が重要となっております。この道路は我々の生活道路であり重要物流道路であります、いまだ整備・改良計画がない状況であることから、飯島町本郷から高森町下市田までの区間の道路整備を推進するために飯島町、中川村、松川町、高森町と協力して国道153号伊那バレーリニア北バイパス改良促進期成同盟会を7月に設立いたしました。このように、限られた財源を工夫しながら、今年度における各種事業を立ち上げ実行するとともに、飯島町の5年後10年後を思い描き、さまざまな布石を打ってきたところでございます。町民の皆様を初め議員の皆様の御理解と御協力をいただきましたことに、心より感謝を申し上げる次第であります。

本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件1件、条例案件9件、予算案件9件の計19案件でございます。いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により7番 折山誠議員、8番 坂本紀子議員を指名します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 会期の決定を議題とします。</p> <p>本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月17日までの13日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。</p> <p>お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの13日間とするこ</p> |

事務局長	とに決定しました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。 (会期説明)
議長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。初めに、請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に、監査委員からお手元に配付のとおり令和元年度定期監査の報告がされております。 次に、例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中に議員派遣を行い、その報告につきましてはお手元に配付のとおりです。それぞれ研修等、大変御苦労さまでした。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 次に、町当局からの報告を求めます。
町長	与田切公園内での遊具の倒壊による児童の負傷事故の損害賠償にかかわる専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。この事故は、ことし10月11日の午後1時30分ごろ、与田切公園に設置してありました遊具、回転ジャングル倒壊により発生したものでございます。7人の児童が当該遊具に乗って遊んでいたところ、遊具の支柱が突然根元から折れ、倒れてきた遊具に巻き込まれて負傷したものでございます。負傷の程度でございますが、1人の児童は通院を伴う右足関節の捻挫、残り6人の児童につきましては軽度の打撲、すり傷であったため、通院はされておりません。現在は7人の児童全員が完治しております。事件の当日夕刻及び翌日に町長と、また副町長が被害に遭われた児童のお宅を訪問し、謝罪とお見舞いを申し上げたところでございますが、改めて、この事故で負傷された児童及び保護者の皆様に心から深くおわびを申し上げるところでございます。事故の原因であります、現在警察で調査を行っており、詳しい原因は不明であります。この遊具につきましては、専門業者に委託して点検を行ってきており、その点検結果では、今回損壊した支柱とは別の部分であるボルト等の接合部の問題があることから修繕または対策が必要であり、修繕完了まで使用不可との報告がされていましたが、職員が本体に影響を及ぼさないと軽率な判断をし、遊具を使用不可とせず、使用を続けてきた結果、今回の事故を招いてしまったものであり、過失責任は町にあります。今回負傷された児童全員の完治が確認できたことから、弁護士の助言をいただきながら7人の児童の保護者の方と示談についてお話をさせていただき、合意に達することができましたので、損害賠償につきまして専決処分し、示談書を取り交したものでございます。示談の内容ですが、通院した児童1人に対しては治療費として5,460円と慰謝料7万円を支払うこと、また、通院されなかった児童6人に対しては慰謝料としてそれぞれ2万円を支払うというものでござい

		す。示談の相手方等につきましては、お手元に配付の専決処分報告書のとおりでございます。事故後の対応でございますけれども、直ちに与田切公園を休園し、園内の全ての施設の緊急調査・点検を実施いたしました。遊具については、点検結果に基づきまして必要な修繕、撤去等を行ってまいります。また、遊具以外の施設、設備につきましては、安全確認ができましたので 12 月 1 日から遊具がある子ども広場を除きまして解放したところでございます。なお、今回の事故に関係する職員に対しましては、厳正に対処してまいり所存でございます。以上、損害賠償の専決処分の報告といたします。
議	長	以上で諸般の報告を終わります。
議	長	日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
事務局長		を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
		(議案朗読)
議	長	本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第 423 条第 3 項により町民であり町税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するとされております。また、同条第 6 項により任期は 3 年とすることとし、飯島町税条例第 78 条の規定により固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人とされております。現在、生田順市氏、内山喜夫氏、宮下好矢氏の 3 名が在任中ですが、そのうちの 1 人であります宮下好矢氏がこの 12 月 20 日に任期満了となります。任期満了後の委員として人格、見識とも最適者と考え宮下好矢氏を引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。質疑ありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		この議案は、討論を省略し、これより第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
		〔賛成者起立〕
議	長	ありがとうございました。起立全員です。したがって、第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議	長	日程第 5 第 2 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 5 号専決）
		を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 2 号議案、令和元年度一般会計の補正予算（第 5 号専決）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、エーコープ飯島店の継続に必要な店舗等改修費用につきまして町と J A 上伊那、有限会社エーコープ飯島との 3 者による合意が整い、10 月 24

日付でＪＡ上伊那から当町に対して支援要請がございましたので、これに基づく補正予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 10 月 25 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めるものであります。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,900 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 51 億 313 万 3,000 円とするものであります。今回の補正は、財政調整基金から 3,900 万円を取り崩し、これに予備費からの 60 万円を加えた 3,960 万円を補助金交付するものでございます。なお、工事は 12 月 2 日に事業主体である上伊那農業協同組合が引き取り検査を行い、合格したところでございます。また、エーコープ飯島の営業につきましては、本日新装オープンとなりました。店内は、明るく衛生的になりました。町民の皆様には、ぜひ御利用いただきたいと思いますし、営業する有限会社エーコープ飯島にはお客様に愛される店舗として末永く営業していただきたいと思っております。その他詳細につきましては、御質問により担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長
8 番
坂本議員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

今回の詳しい内容は、昨日の長野日報に詳しく報道されておりましたが、商工会へ加入し町内で商売をされている方から意見をいただいております。多くの住民からスーパーの存続を求める声があったとしても一個人の店に 3,900 万円の税金を投入する必要があったのか、個人の経営者としては理解できないと言われました。町として、どういった考え方、また今後の方向性の中でこのような決定をしたのか、ほかの住民の方や、また個人経営者の方に理解できるように説明していただきたいと思えます。

町 長

商業施設、商業店舗は、いろいろの業種、業態がございます。その中で、生鮮産品を扱う食料品店というのは、身近にあつてこそ使命が果たされると思っておりますし、地域の方々の一日一日、毎日の食料品の供給といった部分では、非常に生活の根幹にかかわる重要な施設だと認識しております。業種はいろいろあるんですけども、やっぱし食、毎日のこと、生鮮産品ということ考えると、生活基盤、快適な飯島町で快適な生活を送るための一番基本になる食品流通の施設、これがなくなったときの飯島町の全体のイメージ、不便さを想像したときに、それはいたたまれない思いに駆られました。その部分において、この食料品店があることに飯島町の町民の 1 つの心の支えになる、生活の文化の一端を大きく支える部分があるということの中での決断でございます。

議 長
3 番

ほかに質問はありませんか。

久保島議員

私は、この 3,960 万円につきましては、よく決断していただいたというふうに高く評価をしています。もっと欲を言えば、増床や、それから、もっと言えば公設民営というような形で町が引き取ってやるというような積極的な姿勢も、町長のお考えからいくとありかなあというふうにも思います。しかし、この進め方について多少疑問がございます。端的に申し上げれば、専決処分されたということでございます。以前にも振興公社への補助金として 3,000 万円を専決処分されて、それが議論されて、このような多額の

ものについては専決処分を避けてきた町の姿勢がございます。しかし、今回は 3,960 万円という支援に対して 3,900 万円の補正ですけれども、それが行われたと、町の支出が必至になった、多分出さなければならないよねと、これは、もう交渉当時から、J A の強い意向を考えればあったと思うんですね。金額的にすっきりと、見積書が出てくる 10 月 24 日まで金額は確定していなかったかもしれませんが、およそ 3,000 万円以上かかるだろうという見積もりはされていたと思うんですね。そうすると、議会を招集しておいて、議案としては当日配付で金額は確定するにしても、そういう取り組み姿勢があってもよかったのではないかなと、そして議会の賛同のもとにこれが執行されるということであれば、非常に明白であったというふうに思うんですね。それがなし崩しの中で専決処分されてしまったということに対して町民の皆さんから何だよという意見が出ているのではないかというふうに推測をされるわけですね。その辺のお考えについて、日程的にどうしても無理だったのか、それとも議会を開催するいとまが多少でもあったのか、その辺のお考えについてお伺いいたします。

町 長 経過については、ぎりぎりまで交渉をしておりました。やはり大家である J A の責任が当然あるだろうと、農業協同組合の組合員に対する当然継続していく責任があるだろうと、その部分は私どもの 1 つの心強い言い分の中で交渉を続けてまいりました。今ここでは、まだ明確には申せません事情があるんですけれども、ほかの案件とも駆け引きしながらの交渉をぎりぎり続けておったわけでございます。こっちを見るからこっち見ろやと、こういう、いわゆる簡単な、言えば話でございます。雲をつかむような話で申しわけございません。そういう交渉をトップとの交渉の中でぎりぎりまでやっております。J A の組合長室へ行ったり町長室へ来たり、その往復、その間の評議委員会、向こう側の決定機関、また、こちら側からの町長部局としての次の対応、そういったもろもろが時間をかけて当然進むわけで、簡単に 3,900 万円を丸のみしたわけではございません。J A が今まであのお店に投資してきた金額、約 8,000 万円ほどあります。回収できておらなかった。そういうような状況が全国各地に、J A の施設の中にはある。日本全体の J A の組織のあり方の中で、それを、英断ではないと思います。けんもほろろに切っていこうという姿勢は、これは全国的にあったんだなあというふうに思います。担当組合長としても、俺ができるのは精いっぱいこれまでよということの中で、例のレジと引き続きあそこの土地を借りるということを約束していただいて、そいじゃあ設備は出すかということに至ったわけでございます。いずれにしても、秤量を捉えたときの決断は交渉が鈍るという経験の中で、今回の決断をしたわけでございます。しかも緊急性があったということの中で、専決処分というものをさせていただきました。しかし、その前の段階で議員の方々には状況等をお話していたつもりでございます。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 ほかにありますか。

9 番

浜田議員

町長の最初の説明がもう一つ理解できないのですけれども、個人財産に公共の資金を提供するということは、一般的には認められないと思っております。これを先ほどの町

長の説明だと、生鮮食料品に限っては例外をつくると、そういう説明なのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。それから、2つ目、ただいまの久保島議員への答弁に対する質問でありますけれども、もし同じような論理、私から見ると非常に浪花節にしか聞こえなかったわけですが、もう既に農協は2016年の農協法改革でほとんど意思決定の自由が奪われていて、飯島から次々に資材店を初め多くの店が撤退するところまで意思決定ができない状況にあることは明白だったわけでありま

町 長 今回の場合は、寝耳に水といいますか、決断を迫られた、そういう状況の中で、期間がない中でのそういう判断で、その運び方については、それは、今、議員のおっしゃるとおりの部分が、矛盾する部分があったのではないかなあというふうに思います。しかし、全体の状況の中からの今回の決断でございました。今後のこういう対策については、しっかりと相談申し上げながら進めてまいりたいなというふうに思っております。議員の皆様方には楽観的なという話、それは捉え方ではないかなというふうに思います。言えない、内容を言えない部分がございますので、進捗状況については、決して楽観的にいたわけではありません。必死の思いで交渉をしておったわけでございます。

9 番

浜田議員 答弁漏れがあります。

議 長 町長、1つ目の生鮮食料品等については特別の……。

町 長 今回は、非常に大事な基本となる生鮮食料品でございました。次にどういう案件、民間に補助金を出すということについては、それぞれ規定がございます。その規定に従って、今後はしっかりと御相談申し上げながらいくということでございます。

議 長 ほかにございますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。初めに反対討論ありませんか。——賛成討論ありませんか。

9 番

浜田議員 質問はいたしましたけれども、今回の状況の中では、この専決処分は、私はやむを得ないものだったというふうに、極めて例外的な状況として認めたいというふうに考えております。とりわけ、議運、議会運営委員長長の私が専決処分を認めるということは全く苦渋の決断でということも御理解いただきたいと思いますけれども、1つの生鮮食料品店に対して補助を行うというよりも、むしろ、そうではなくて、地域全体の商業の活性

		化の中で基幹的な組織を残していると、それについて今後はもっと町がかかわる形でここを充実させると、このようなことを進めるべきだということを1つは賛成の1つの理由にしたいと思います。それから、もう一つは、そうはいっても依然として町民の中にはさまざまな意見がございます。買い物弱者、あるいは地域で生鮮食料品を求めたいという皆さんにとっては、当然、町の決断は歓迎されるものであります。その一方で、やはりそれが本当に公の支出として平等なのかということについては、それぞれ営業面でさまざまな苦勞をしておられる商店の皆様初め、いろいろなところから別の声もございます。ですので、もう一点は、その決断の理由について、より正確な説明を町側から町民の皆さんにしていいただきたいと、この2点を求めて賛成といたします。
議	長	ほかに討論はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第2号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第5号専決）を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	日程第6 第3号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第6号専決）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第3号議案、令和元年度一般会計の補正予算第6号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、諸般の報告で御説明申し上げました与田切公園遊具の倒壊による負傷児童への損害賠償金について予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき11月13日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今議会において報告申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出の中で増減の調整を行うものであります。詳細につきましては、御質問により担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
9番		
浜田議員		冒頭の町長の説明の中で処分の問題についての説明がございました。この事故の経過の中に、ちょうど時期的にはまちづくりセンターから地域創造課への管理の移行の問題があるわけですが、この件については触れられませんでした。この影響があったのかないかについて町長の見解を伺いたいと思います。
町	長	ちょうどことし引き継ぎがあったわけなんでございますけども、その部分については引き継ぎがなかったです。ありませんでした。その部分が手落ちといえ手落ちの部分だと思います。

議 長 ほかに質問ありませんか。

2 番

三浦議員 先日、記者会見の後、テレビなどで報道がかなり頻繁に各局ありました。それを見て町内外の方から軽症で済んだからよかったと、万が一だったら一体どういうことになっていたのかということで、どうするつもりだと、甘いじゃないかというような声もいただきました。その点で、今回起きてしまったんですけど、今後について、あつてはならないってことでするので、どのような対応をしていくのかということについてお聞きをしておきたいと思います。

町 長 今回の事故について、結果は、今、議員のおっしゃられたとおり7名の状態でございます。しかし、これはもっと大きな事故が発生することも、これはあります。しかし、結果が軽かろうと大きかろうと重かろうと、その部分を判断するという時点では同じミス、過ちを犯していると思います。ですから、1つの判断について、非常に、その中を見抜く、見えないものを見るという、そういった着眼が欲しいというふうに思うわけでございます。町民の、あるいは使用者や利用者の生命、財産、あるいは負傷にもかかわる小さな安全、安全にかかわる部分についての事案と思ったときには、それは、今までどおりの経路をたどって町長のところへ来るのではなくて、安全にかかわる問題だということは即町長部局に届くように、こういう指示を出しました。しかし、それとても、ああ、これは安全にかかわる部分だなあという見きわめが現場の職員には必要だということの中で、今回初登庁の訓示にも、職員の皆様の物を見る目、奥深くを見ろ、表面だけではないというお話をさせていただきました。今後そのようにみんなで、思いで仕事、職務に励んでいただくことをお願いしたところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9 番

浜田議員 この専決に対して賛成の立場から討論いたします。実際、事故後、町長、副町長を初め大変速やかに行動されて、その後の措置も大変適切であったというふうに思います。また、けがをなされた皆様の理解もいただけたということで、誠意も通じたのかな、その点については評価するものであります。しかしながら、先ほどの質問のところでも申し上げましたように、これの本当の原因をもう少し掘り下げていただきたい。とりわけ、この問題は、まちづくりセンターいいじまの非常に粗雑な休止と深いかわりがあり、あるいは、そのときの管理体制、その後の管理体制について、大きな弱点を抱えた中での出来事ではなかったかというふうに私は思っております。ですので、この原因究明は組織側の問題としてきちんとやっていただきたく、間違っても個別の担当者のところには責任をしわ寄せするような判断はしないでいただきたいということを求めて、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第3号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第6号専決）を採決します。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	日程第7 第4号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第4号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。ことしの人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与に関する法律の一部改正が行われたことに伴いまして、町の一般職の職員の給与について国家公務員に準じた改正を行うものでございます。令和元年における官民の給与格差を解消するため、若年層の給料月額を平均で0.1%、勤勉手当を0.05月分、それぞれ引き上げ、住居手当につきましては手当の支給対象とする家賃の下限額を引き下げるとともに、手当額の上限を引き上げるなどの改定を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第4号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第8 第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。特別職の国家公務員の給与に関する法律が一部改正

	されたことを受けまして、これに準じて町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ年3.4月分とするよう改正したいものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第5号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
	お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案どおり可決されました。
議 長	ここで休憩といたします。再開時刻を10時55分といたします。休憩
休 憩	午前10時36分
再 開	午前10時55分
議 長	休憩を解き会議を再開します。
議 長	日程第9 第6号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第6号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなります。当町におきましても会計年度任用職員にかかわる給与及び費用弁償に関する事項を条例で定める必要があることから、条例の制定について提案するものです。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。
	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
9 番	
浜田議員	説明の冒頭で会計年度職員を1種2種3種と分けるというふうに私には聞こえたんで

	すが、条例の中にはこの規定は全くないと思うんですけど、この関係はどうなっているのでしょうかというのが1つであります。それから、2つ目は、第2章にフルタイム会計年度任用職員の給与という章立てがございますけれども、実際この対象者が存在するのかもしれないのかについてお尋ねします。
総務課長	この1種2種3種につきましては、条例の定めではなくて、別に定めるという形でございますので、そういった部分の規定につきましては、これから別に定めることを予定しております。それから、第2章のフルタイムの会計年度職員の任用の関係でございますけれども、これにつきましては、学校の教科の支援員、正規職員を本来、今まで配置されておりました部分におきまして教科支援員という形で町単で教員を配置しておる実例がございます。そこにつきまして対象となるということを想定して制度のほうをつくっておるところでございます。実際、そういった勤務条件等を見ながら、運用に当たりましては個々に判断をしてまいるという形でございますが、制度の構築といたしましてパートタイム、フルタイムの制度をつくるという形でございます。
議長 10番 本多議員	ほかに質問はありませんか。 非常に単純な質問なんですけれども、この制度について、今まで臨時職員とかは物件費で処理していたんですけれども、会計処理、これはこのまま物件費の中でやるのか、それとも人件費で処理するのか、はっきりと教えてください。
総務課長	これまで臨時職員の方に関しましては物件費という扱いでございましたが、今回、こういった臨時職員の方につきましても会計年度任用職員という形で人件費として計上することとなりました。それにつきまして、来年度予算での予算の給料等明細書にもこういった項目を設けるという形で国のほうから示されておりますので、それに準じまして計上をするというふうに変更となっております。
議長 8番 坂本議員	ほかにありませんか。 最初のときに、この条例は全国統一のものということでおっしゃったと思うんですけども、過去においては、例えば、ここでいうパートタイムという区分に値する人たちは、保育士なんかは他の市町村のほうが高いということの中で、飯島には来ないという方もいたと思うんですけども、これはそれぞれの市町村の財政規模に合わせた中での最初の基本的金額が出て、そこの中から月額とか時間給が出てくるのか、それとも現在の飯島町の職員の給料をベースとした中でパートタイム会計とかの金額が決まってくるというふうに理解しているのか。ということになると、市町村間におけるパートタイマーになる人たちの給与も多少以前よりは格差が狭まってくるのか、そのところはどうか。
総務課長	それぞれ時間給ですとか、そういった部分は、高い安いというものについては、ちょっと一概に比較ができない部分がございます。こういった部分で、個々の職員の報酬ですとか給与を算定するに当たりましては、現在お支払いをしている額、年間の支給総額をもとに、そういった部分での位置づけを考えておるというものでございます。それぞれ

	悪くなるということはありませんが、年給の額を保証しつつ町の制度として構築するという形でございますので、よろしくお願いいたします。
議 長 7 番 折山議員	ほかにありませんか。 今のお答えで、ちょっと聞かにやいかんなあと思うんですが、副町長にお尋ねをします。私、臨時職員、嘱託職員の処遇改善を強く訴えてまいりました。その際には必ず、会計年度任用職員の制度適用に合わせて処遇を改善していくというお答えをなされてきました。総務課長は現給保証っていうようなことを言われましたが、この制度によって飯島町の、前に、そのときに申し上げましたが、行政は臨時職員の皆さん、嘱託職員の皆さんの低賃金、低報酬、これに支えられている部分がかなり大きいから、同一労働同一賃金、イコールでなくても、その思いに添えるような処遇改善を求めた折の御発言、この制度の中でどのように副町長は改善をしたというふうに受けとめていらっしゃるのか、あるいは具体的な事例があったらお聞かせください。
副 町 長	御質問でございますけれども、今度の制度の改定によりまして、報酬だけではなくて、さまざまな休暇等について充実しているものになります。具体的にどの職種っていうことはありませんけれども、職務に応じて処遇を改善していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいたします。ただいま議題となっております第 6 号議案は総務産業委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は総務産業委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 10 第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律において、一定の要件を満たす非常勤職員については育児休業をすることができるとされています。来年 4 月からは一般職非常勤職員に位置づけされる会計年度任用職員制度が導入されることから、非常勤職員のうち育児休業をすることができる職員の要件や育児休業の期間等に関して条例で定める必要があるため所要の整備を行うものであります。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)

議 長	提案理由の説明がありました。
8 番 坂本議員	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑ありませんか。
総務課長	ただいま説明いただきましたが、この対象に当たる方は、出産をした方ではなく養育なので、出産をしなかったとしても何らかの事情で自分の娘ないし近親者の子どもを預からなければいけない方も適用するのかということと、お子さんを出産した方でも、これ1人じゃなくて2人目3人目が年子というか、そういう場合は長期的な休暇になる可能性もあるんですけど、そういうこともこの中には含まれているかということと、もう一点は、これらの長期休暇になった場合、昇給に関しては、昇給というか、待遇というか、それに関してはどのような考えになっているのか、この3点についてお伺いします。
議 長	あくまでも夫婦の間のお子さんに対しての育児休業でございます。そういった部分で、例えば養子縁組されている方ですとか里親等になった場合には対象になりますけれども、自分のお子さんとならないお子さんについて育児または養育する場合には、対象とはなってございません。それから、長期間にわたる対象のほうでございますけれども、長くなる場合、その子ども、子どもに対しての育児休業となりますので、その部分での対応も可能というふうに思っております。ただ、やはり引き続き任用されるということがやはり前提でございますので、あくまでも身分を保証した上で育児休業をとっていただくという形ではなくて、一応任用を必要と認めた上で休みをとっていただくという形となっております。そういった形での部分。それから、あと、給与等の関係でございますけれども、会計年度任用職員につきましては、やはりそれぞれの経験年数等も勘案する部分がございます。ただ、やはり単年度での任用という形でございますので、その部分につきましては、また、その都度その都度、条例と照らし合わせての、条例または規則等と照らし合わせての対応という形になってございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	ここでお諮らいます。ただいま議題となっております第7号議案は総務産業委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第7号議案は総務産業委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第11 第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、中学生海外派遣国際交流事業の実施に当たり保護者負担軽減を図る

	ことを目的とした基金の創設、また、国民健康保険法の改正により財政運営の責任主体が長野県となったことによる所要の例規整備であり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
教育次長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第8号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決します。
	お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第12 第9号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第9号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。町が行っております各種証明書の発行に係る手数料の額につきまして、発行に要する必要経費等をもとに御負担いただく手数料について基本的な考え方を整備してまいったところでございます。その結果、証明手数料等の額につきまして改定するべきと判断いたしましたので、所要の改正を提案するものです。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番	
坂本議員	ただいまの中で近隣市町村を調べたということでございましたが、近隣市町村の中では、飯島はどの程度の手数料の位置にあったんでしょうか。
総務課長	上伊那管内を確認しましたが、飯島が400円、あとの市町村では300円をいただいているという形でございました。今回そういった部分の状況を鑑みまして改定をするという判断をしたところでございます。
議 長	ほかにありませんか。
2 番	
三浦議員	提案理由の中で先ほどもありました手数料の基本的な考え方について確認をしたいと

	思います。均衡がとれたというのは他市町村との比較ということで、今わかりましたが、そのことについてもお聞きしようと思いましたが、基本的な考え方について再度確認をしたいと思います。よろしくお願いします。
総務課長	これにつきましては、それぞれの証明書を発行するコピー代ですとか、そういった機器の使用料、また職員の発行にかかります費用等も勘案をしてございます。また、後ほどまた提案説明をさせていただきますけれども、コピーの使用料につきましても、そういった部分での単価も安くなったという形でございまして、そういったこともあわせて今回改定を行っていく形でございます。そういった部分の基本的な考え方を整理した原価、証明する原価、また近隣の市町村との証明手数料を精査いたしまして、今回の改定に至ったところでございます。
議長 11 番 竹沢議員	ほかにありませんか。 近隣市町村を調べたら 300 円だったということで、400 円を 300 円に下げるんですけど、これは 1 年前のことなのか、もっと 2 年も 3 年も前から違っておるのか、そのことについてお答えください。
総務課長	差があるということ、これにつきまして、飯島町のほう、何年も前から 400 円という形で制定しておりまして、今回そういった部分、住民の皆さんからの御指摘、御要望等もありまして、昨年度からこういった部分の検討をしまいったところでございます。
議長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議長 8 番 坂本議員	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 賛成の立場で討論いたします。今、課長のお話ですと何年も前から 400 円だったということでございますが、消費税も 10% に上がった中で、100 円っていう金額は非常に、庶民にとっては 100 円でも安くないという感じもありますし、それが説明の中の諸費用、かかる諸費用も安くなった中ということでそういう金額に決定されたということで、住民サービスの点でもいいことだと思いますので、これが数年前からそうだったということでしたんで、もう少し早くに気がついていただければと思いましたが、賛成といたします。
議長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 9 号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 13 第 10 号議案 飯島町有物件使用徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 10 号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例で定めております使用料のうち印刷機の使用料及び複写機の使用料につきまして、必要な経費や市場等を勘案し、御負担いただく使用料について基本的な考え方を整理してまいったところでございます。その結果、使用料の額について改定すべきと判断いたしましたので、所要の改正を提案するものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 10 号議案 飯島町有物件使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 14 第 11 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 11 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、災害援助資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われたことにより所要の改正を行うものです。主な改正内容につきましては、支給に関する事項を調査、審議する必要があると認めたときは町に支給審査委員会を置くことができるとしたものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番	
坂本議員	ここは委員会についてなんですけれど、支給審査委員会の設置しか書いてないんですけど、人数とかはここには規定がないんですけど、それでよろしいんでしょうか。
健康福祉課長	そちらのほうにつきましては、置くことができるということでございますので、とりあえず今のところは、条例はこここのところでさせていただきまして、細かいことにつき

		ましてはそのときになって考えましょうという形になっております。これは、近隣の市町村等の状況等を把握しながら、飯島町は置くことができるということで、事が起こったときにという形にしましょうということにしてございます。
議	長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 15 第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町公共下水道事業及び飯島町農業集落排水事業は、住民生活に密着し、資産規模の大きい事業であり、今より増して計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があることから、両事業会計の統合と地方公営企業法の全部適用を行い、水道事業と同様の公営企業会計へ移行するため必要な関係条例について整備を行うものでございます。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
建設水道課長		(補足説明)
議	長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いします。質疑はありませんか。
7 番 折山議員		水道事業って結構これから厳しい環境の中に置かれていくことから、全国では民間が参入するというのが流れとして出てきている中で、町長からは町の町民の命の源である水道は絶対に民間へは譲らないと、町でずっと運営していくんだという、その延長線上の質問なんです、条例から、ページでいくとこれは何ページだろう、6 ページ、附則第 3 項関係の建設水道の事務分掌から外してしまっって規定のほうへ盛り込むっていうお話だったんですが、なぜ公営企業の全部適用になると町の所管事務から外さなきゃならないのか、規定って議会を通さずに改廃ができるものであるとすると、ちょっと町から外れてしまうっていう不安を持つんですが、そこら辺の考え方はどうなんですか。

建設水道課長	基本的な考えといたしまして、公営でありますけれども1つの企業であるということから、いわゆる企業としての経営運営を図るために、町長部局から企業会計の管理者部局へ組織を移行するという公営企業法の定めもとの今回の規定への組織の移行でございます。		
議長 8番	そのほか。		
坂本議員	一本化するということになると、メリットはあると思うんですけども、デメリットもないとは言えませんが、事務的な部分、そういうところでメリット、デメリットはどういうことになるのか、そこをお答えいただきたいと思います。		
建設水道課長	まずメリットでございますが、やはり今の水道事業会計と同じように複式簿記になりまして、資産の明細が明らかになってまいります。また、この整理の仕方については全国統一でありますので、ほかの団体との比較も容易になりますので、おのずと公営企業の、いわゆる成績ではありませんが、こういった位置にいるのかということが明確にわかるかと思います。デメリットにつきましては、やはりこういった複式簿記の知識がないと、そういった経理がなかなか難しい面がございますので、職員も勉強しないといけないというところでございますので、一層の知識の研さんに努める必要があろうかと思っております。		
議長	ほかにありませんか。		
	(なしの声)		
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。		
	ここでお諮らいします。ただいま議題となっております第12号議案は総務産業委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。		
	(異議なしの声)		
議長	異議なしと認めます。したがって、第12号議案は総務産業委員会に付託することに決定をいたしました。		
議長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時30分といたします。休憩。		
休憩	午後0時16分		
再開	午後1時30分		
議長	会議を再開します。		
議長	日程第16	第13号議案	令和元年度飯島町一般会計補正予算(第7号)
	日程第17	第14号議案	令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	日程第18	第15号議案	令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

町 長

日程第 19 第 16 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 20 第 17 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21 第 18 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 第 19 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案を一括議題とします。本 7 議案について提案理由の説明を求めます。

第 13 号議案から第 19 号議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第 13 号議案、令和元年度一般会計の補正予算（第 7 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,930 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 51 億 5,244 万円とするものであります。主な歳入の内容としましては、法人町民税の今年度後期分の収納見込みの変更により 500 万円、障害者自立支援給付費の国県負担金としておよそ 1,450 万円、ふるさといいじま応援寄附金に 300 万円、農地利用最適化交付金に 115 万円、緊急自然災害防止対策事業債に 2,200 万円を増額するものです。主な歳出の内容としましては、障害者福祉サービス給付費、機能訓練給付費等におよそ 2,444 万円、新たにネパールなどへの中学生の派遣交流事業の財源として創設する海外派遣国際交流事業基金の積み立てに 510 万円、与田切公園の第 1 駐車場トイレの解体工事及び遊具等の修繕に 357 万円、ふるさといいじま応援基金積立金におよそ 300 万円をそれぞれ増額し、その一方で、後期高齢者医療給付費負担金をおよそ 274 万円、予備費をおよそ 385 万円、それぞれ減額するものでございます。そのほか、人事院勧告に基づき国に準じて実施する職員給与、ふるさと納税 P R 用特産品、道路維持のための融雪剤、小中学校や公民館の修繕などの各種事務事業に対応する必要な経費を補正計上するものでございます。

続きまして、第 14 号議案、令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 624 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 7,257 万 7,000 円とするものでございます。今回の補正は、平成 30 年度保険給付費等交付金の精算額が確定したことと人事院勧告等による人件費を補正するものであります。歳入では、繰入金金を 11 万 7,000 円、諸収入を 612 万 6,000 円増額するものです。歳出では、総務費を 11 万 7,000 円、保健事業費を今後の健康等推進事業に伴い 95 万円、諸支出金を 591 万 4,000 円増額、予備費を 73 万 8,000 円減額するものであります。

続きまして、第 15 号議案、令和元年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 130 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,854 万 3,000 円とするものでございます。今回の補正は、令和元年度の保険料の確定により後期高齢者広域連合納付金の補正と保健事業の内容確定、人事院勧告による人件費の補正を行うものです。歳入では、後期高齢者保険料を 170 万 4,000 円増額、繰入金金を 13 万円、諸収入を 27 万円減額するものです。歳出では、総務費を 15 万 2,000 円減額、後期高齢者医療広域連合納付金

といたしまして 145 万 6,000 円を増額するものであります。

続きまして、第 16 号議案、令和元年度介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ 20 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,265 万 3,000 円とするものです。歳入につきましては、国庫支出金 75 万 7,000 円を増額し、県支出金を 13 万 7,000 円、一般会計繰入金 41 万 1,000 円減額するものであります。主な歳出につきましては、総務費で人事院勧告により人件費を 6 万 7,000 円増額し、地域支援事業費では人件費の増額、年度末までの賃金見込みによる減額、地域包括支援事業システム機器更新による増額により 70 万 9,000 円を減額し、諸支出金で国庫支出金の過年度分確定に伴う返還金費を 9 万 7,000 円増額し、予備費の増額により調整するものでございます。

続きまして、第 17 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 344 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,521 万 9,000 円とするものでございます。歳入では、下水道の新規加入が当初より増加したことから新規加入金 344 万円を計上いたします。歳出では、人事院勧告に伴う人件費の補正と消費税額の確定による不足分を 94 万 2,000 円増額し、飯島処理区において修繕料などの管理費及び加入金の還付を行うための費用 464 万円を増額し、七久保処理区において公共ますの設置工事を増額し、差額を予備費にて調整するものでございます。

続きまして、第 18 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額の変更はございません。歳出では、人事院勧告等に伴う人件費の補正を行い、予備費で調整するものでございます。

続きまして、第 19 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、債務負担行為の設定及び収益的収支に関する補正でございます。最初に債務負担行為の設定でございますが、中川村への常時分水を行うため、必要な水道事業認可や水利権の更新業務の委託料といたしまして令和元年度から令和 3 年度までの期間 4,900 万円の債務負担行為を計上するものでございます。続きまして収益的収支でございますが、収入の補正はございません。支出につきましては営業費用の総係費の人件費について人事院勧告等に伴う補正として 13 万 1,000 円増額し、支出総額を 2 億 736 万 6,000 円とするものでございます。その他細部につきましては、13 号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げます、第 14 号議案から 19 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。 これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番 坂本議員	21 ページの 2101 のビブスという表現で、民生児童委員の活動のビブスということで、ビブスをネットで調べたらベストみたいなものということで、ネットではそんなに高額ではなかったんですけども、これは 25 人で計算 7 万 7,000 円をすると、25 人だと 1 枚 3,000 円弱の金額ということではないでしょうか。
健康福祉課長	お見積もりをしていただいております。ベストが 25、単価 1,000 円、版代が 2 つで 8,500 円、計 1 万 7,000 円、デザイン構成が 4,400 円、プリント代が 880 円の 25 人分ということで、送料も含めまして消費税込みで 7 万 6,340 円の見積もりとなっております。
議 長	そのほかにありませんか。
4 番 中村議員	35 ページ、4441 与田切公園の管理費の件で伺います。今回の事故を受けて総体的に点検をし、これらの予算で改修なり、また新設をするんだと思いますけれども、この着工はいつから行われるのでしょうか。また、使えるのはいつからというふうに考えられるのでしょうか。
地域創造課長	こちらにつきましては、4 月に遊具がきちんと使えるように年度内に入札等、それから諸手続を進め、工事も完了させるということで進めてまいる所存でございます。
議 長	そのほかにありませんか。
2 番 三浦議員	ただいまの与田切公園の中に第 1 駐車場のトイレの解体工事というのがあります。くみ取りしてトイレの解体をするということなのかなというふうに読み取りましたけれども、撤去をして、後はトイレがなくなるというふうに解釈をしたらよいのでしょうか。
地域創造課長	撤去をいたしまして、必要なアスファルトの舗装工事をいたしますので、かわりのトイレを新設するということは予定しておりません。
議 長	そのほか、いかがですか。
8 番 坂本議員	22 ページの 2304 の老人保護措置費の扶助費なんですけれども、これ、施設入所措置費は 1 人分ということの解釈でいいのでしょうか。
健康福祉課長	1 人分、2 カ月分の計上でございます。
議 長	そのほかありませんか。
7 番 折山議員	ちょっと基本的な予算の考え方をお聞きしたいんですが、まず 22 ページ、障害者自立支援事業の補正が 2,400 万円、これ、記憶で行くと毎年 2,000 万～3,000 万円の補正を

出してくるんで、当初予算組むときに必要なものは所管で必要だという額をきちっと認めていったほうがいいんじゃないかっていう指摘をさせていただいてきたことです。もうずっとこういうことの中で、これ法定で決まっているものなんですね。大きく減っていくなんていうことは考えられないものだし、自立を支援していくこの事業があつて入所へ至らないってということもある、町の財源にとっても大きな、これテーマを持った予算ですんで、くどいようですが、金合わせで切るべきものじゃないんで、今回の内容がそうだと決めつけませんけど、もうずっと同額の補正をかけるのであれば、ちょっと疑わざるを得ないところがありますんで、査定のありようがどうだったのかお聞きしたい。次に、34 ページ、ちょっと私の記憶で、4 月以降に融雪剤が 260 万円もいるような、そんな大雪が降ったり凍結するおそれがあったような気がしないんですが、もう執行済みになってしまって、この冬を越すのにこれだけの融雪剤を確保しなければならなくなってしまったのかどうか。これも当初予算で切っているのであれば、町民の安全・安心を第一にうたっている行政が切ってはいけないところを当初予算で切っているっていうような、ちょっと疑いを持たざるを得ないということ。当初予算で当然盛らなきゃいけないものを落としているっていうのは、当初予算そのものが一年間運営できない予算だっていうことの認識をしてかからなければならない、そういったような、ちょっと心配をするんですが、その点。特に副町長にお答えいただきたい。

副 町 長 障害福祉サービス給付費につきましては、毎年 1,000 万円ずつ上積みをしてながら予算査定をしているところであります。ただ、それでも追いつかない部分があるということで御理解をいただきたいと思います。それから、融雪剤の関係ですけれども、やはり年度末に行って去年も 400 万円の補正をさせていただきましたけれども、年度末に行って足りなくならないように今回補正をしたところでございます。

議 長 そのほか、いかがですか。——ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、第 13 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）について討論を行います。初めに、議案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 続きまして、原案に賛成討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 13 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 6 号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第 14 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に

		ついて討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第15号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第15号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第16号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第16号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第17号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第17号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。 続いて、第18号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 19 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 御苦労さまでした。
散 会	午後 2 時 37 分

令和元年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

中村 明美 議員

竹沢 秀幸 議員

折山 誠 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年 12 月 9 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問されるようお願いいたします。 3 番 久保島巖議員。
3 番 久保島議員	おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。下平町長におかれましては、2 期目に挑戦をいただきまして、御当選まことにめでとうございます。結果的には無投票ではありましたが、きちっとマニフェストを示されて今後 4 年間の方針を明らかにしたところでございます。町民の多くの皆さんから 4 年で結果の出るものはそうはないと、最低でも 2 期はやってもらわんといかんよなあっていう声も多く聞かれたところでございます。下平洋一さんには、もうちょっと働いてもらいたいというのが町民の皆さんの声だったのかもしれない。 さて、1－1に入ります。立候補表明されたときも、新聞の報道に対してのお答えでも、また 9 月定例会冒頭のごあいさつの中でも、1 期 4 年で種をまいたもの、これを 2 期目に花を咲かせるんだというお話をされておりました。本定例会冒頭のごあいさつの中で施政方針を示されて新マニフェストを公表されましたけれども、新聞折り込みにありました（現物掲示）これですよね、されましたけれども、これと同様に 5 つの政策目標を掲げておられます。1 つ「森林や田園の静寂の中にも快適な生活基盤のある町へ」と、この中で 5 つの施策を、2 番「みんなで子育て世代を応援する意識啓発や職場環境づくりへ」という中でも 5 つの施策、「活躍するシニア、健康で経験や技術が地域に生かせる人生百年時代へ」この中でも 5 つ、さらに「リニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻れる経済基盤のある地域へ」という中でも 5 つ、それから「行政サービスが的確に機能する組織と想像力や実行力のある職員へ」という中にも 5 つということで、計 5 つの施策の中に 25 の主要施策という多岐にわたるものでございました。キャッチフレーズですけども、これもちょっと長いですけども、下平町長の思い満載といったところでしょうか、「リニアで東京まで 60 分。絶景！ツインアルプス。静かで安全な生活拠点は、信州伊那バレー「飯島町」。」というふうにされました。私の 9 月の一般質問のときに答えられたフレーズよりもちょっとまた長くなりまして、ちょっと覚えられないよという、私のアナログ真空管ではちょっと悲鳴を上げておりますけれども、キャッチフレーズからも、それから 5 つの政策目標などからも、多くのものが俎上に乗せられたというふうに思います。これは大変だなあという、この中には当然やらなければならないこと

もあるでしょうけども、町民からも要望はたくさんございます。多岐にわたっている、あれもこれも欲しいとか、あそこもここも直してくれ、つくってほしい、それから、いろいろやってほしいっていうことを言うかもしれません。しかし、町長のおっしゃっている若者が戻ってくる飯島町としていくためには、どこかの市のように将来負担率を際限なくどんどん伸ばすっていうわけにはいかないと。ある程度、選択と集中っていうことが必要になってくるだろうというふうに思います。多岐にわたる政策の中で、町長が今期、2期目に当たってこれは目玉だよというものがございましたら、その辺を御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

おはようございます。まず初めに、先々代の熊崎町長さんが亡くなりました。飯島行政運営に御尽力をいただいた多くの功績を残されました。熊崎前々町長さんに心より御冥福を申し上げる次第でございます。それでは、久保島議員にお答えいたします。2期目の町政運営ということの中で、その目玉は何かということでございます。1期目は3つの3本柱を掲げさせていただきました。それが1つの基盤になっていると思います。そのころ、やっぱり2期目に向けての土壌をつくっていったような気がしております。それが種をまいたという表現になってきておるんですけども、2期目がだんだん形になってあらわれてくるということでございます。私自身も、1期目2期目、この違いの大きさを、自分でもプレッシャーをかけておりますし、考え方をそう思っているんですけども、新たなスタートを切るという表現をさせていただいております。新たなスタートっていうと簡単で、誰でも新たなスタートなんですけども、思いは、J2の舞台からJ1の舞台へというような、そんなような心持ちでございます。やはり、戦い方、行政の実行の仕方、これが変わってくるのかなあというふうに思っております。1期目は、やはり民間から町長の職についた中で、半分は勉強する部分が非常に多かったかなあというふうに思いましたし、その運営について、やはり足元を勉強しながらいたんですけども、やはり遠くを見詰めて、というのはリニア新時代という遠くをはかつての1年目の土壌づくりをやってきたような気がします。ことわざにある「遠くをはかる者は富み 近くをはかる者は瀬す」という二宮尊徳の言葉もあるんですけども、やはり遠くから眺めて体感して遠くをはかつてきた、そのための一年どうあるべきかということをやってきたような気がします。その1期4年のうちに、日ごろの行政の中でいろいろのものが目の前を通り過ぎていきます。いろいろの、それが1つのチャンス、課題でもあるけれどもチャンスであり、多くの方々とお知り合いになれたということでございます。その中で、重要、これ未来に向けて大事な部分だなというものを、そこではしっかり押さえさせていただいておったような気がしております。そういった1期4年の私自身の町長としての行動、活動の中から、2期目を担う、先ほど久保島議員から5つの政策目標、それぞれに5つの施策を申し上げさせていただいております。町民の皆様方にもマニフェストとして選挙管理委員会のお許しを得た文書を新聞折り込みさせていただきました。しかし、その新聞が町民の皆さん全部に行き届いているわけではございません。ですので、きょうは一般質問という形の中で久保島議員から機会を与えられましたんで、お話しをさせていただくいい機会をいただいたなというふうに思うところでございます。

しかし、全部は語れませんので、久保島議員も次の質問がありますので、目玉ということでございますので、本当なら全部語りたいんですけども、ところどころお話しさせていただきたいなというふうに思っております。飯島町の目指す方向、私がこういう飯島町にしていきたいなというのは、町民の皆さんとそれは共有していなければならないと、このように思っておるところでございます。それは、政策目標の一番に語っております森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のあるまちへ、これが目指す姿でございます。町民の皆さんは、やはり、この大自然に恵まれた中でゆったりとした生活、静かな生活を過ごしたいんだと、こういう思い、これは、この間の子ども議会の小学生、あるいは中学生の方々も、また大人の方も同じような価値観を持って飯島町に暮らしているのではないかなというふうに思っています。これが大前提であります。その中で人々が暮らしているんですけども、しかし、行政と皆様方の、町民の皆様の生活、この中でやはり大事なのは町民の皆様のお一人お一人、自分でできる部分は自分です。また隣近所、自治会、ここで、隣近所で協力しながらやることは、やっぱり協力しながらやる。そして、そのできない部分を補完するように行政がやる。こういった基準は、やっぱり秩序というものが活動規範になるのではないかなというふうに思っています。この部分は、都会とは違う田舎の、そういったつながりのよさ、あるいは、それが負担になるかもしれませんが、そういったことで大自然、自然の中で生活ができるという基盤が維持されているというふうに思っています。この部分は一番大事なというふうに思っております。これからも町民の皆様に御理解をいただきながら御参画していただかねばならないと、このように考えておるところでございます。その中で、行政課題が大きく少子高齢化社会、これは人口減少につながっております。少子化と高齢化、人口減少、これは政策課題、どこの行政でも同じでございます。それと、もう一つは地方創生、それぞれの地域で特色ある経済基盤、稼げる地域をつくっていただきたいねと、こういうのが1つの地方創生の課題であります。この大きな2つの課題をいただいております。その中で、まずは少子化対策なんですけども、女性に赤ちゃんをたくさん産んでねっていうことは酷な話でございます。だから、そのもととなる子育てと仕事が両立できる社会を、これはみんなで、みんなの理解の中でつくっていかねばならないんじゃないかなというふうに思っております。子育て世代、男性も女性も子育て世代の対象なんですけども、しかし、その方々が仕事と子育てが両立する社会、これは、飯島町町民のみならず、この地域、上伊那、飯島に暮らしてお勤めは駒ヶ根、伊那という場合がございます。ですから、そういった、産業界にもしっかりと理解していただく中で、今後ずっと続くであろう少子高齢化の中で産業をきちっと維持していくためにも、子育て世代の仕事と子育ての両立、これが図れるシステム、労働環境システムといいますか、せめて十数年の間、そういった環境が整ってくれるということが、やっぱり文明社会の1つの産業革命ではないかなと、このように思うわけでございます。機械の産業革命もありますけども、これから働き方、そういう子育て世代もいます。また、高齢化社会の中で65、70歳まで働くという、こういう時代もあります。その中で、今、文明社会のある経済環境の労働環境、こういったものの1つの産業

革命がこれから起こってくるのではないかなというふうに考えております。多くの方々の理解を得なければならないというふうに思います。それと、高齢者につきましては、高齢化の対策なんですけども、やはり元気です、お年寄りは——お年寄りというか、高齢者は元気です。元気なんですけども、仕事をリタイアした後にも元気であるし、経験もあるし知識もあるし技術もある、これを、やっぱり地域社会に生かしていったほしいなあとというふうに思っております。そういう方々の、私はこんなことができるよというようなものを多くの方々が、大きなそんなに高いハードルではなくて、人材バンクとか、そういう特別な技術、先生みたいな、そういった指導していくという形ではなくて、私の培ってきたこと、人生で学んだこと、こんなことを皆様方にお手伝いできるよというように本当にハードルの低い部分で、皆様方のそういったできること、どちらかというところ、こんなことを助けられますよというようなものを列記していきたいなと。ボランティア、私こういうことができます。それはボランティアの集合体でもあるかもしれませんが、技術の集合体であるかもしれない。それを、一方、地域は助けてほしい、こんなことにちょっと手を貸してほしいんだと、こういうものも当然、片やあるわけでございます。そういったものの両方が集え、情報交換できて、お互いの利点をカバーし合う、こういう御助隊。御助隊っていうんですけども、片方は頼りたいがあるんですけども、そういったプラットフォームの構築、これが福祉の最終的である地域福祉の総合事業につながっていくのではないかなと。少子高齢化、少子化と高齢化、そういったものの環境の中で、そういう地域の人たちがお互いにお互いさまで頼り合える、気楽に頼り合える社会をつくること、その1つのシステムとして御助隊という名前を使いましたが、プラットフォームの構築ができたらいかなと。それは、やはり社協の方々ともしっかりと御相談する中で、飯島町全体の特色ある総合事業というように形にできたらいいのかなあとというふうに思っております。もう一つは、リニア新時代へ向けて、後継者がやはり飯島町に帰ってきてもらったり、後継者が育つということが必要なんで、それは、やはりしっかりとした産業を構築していかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。その産業をアグリイノベーション2030という言葉で表現させていただきました部分もあります。これは、アグリイノベーションを20代30代の若者が起こそうよと、こういうことでございます。そのきっかけづくりというのは、地域に眠っている森林資源等の有効利用、エネルギー利用に転嫁する中で、その熱エネルギーというものを、新産業、これを農業につなげられないかなあと、こういう構想があるわけでございます。これは民間資本の御協力、地域の方々の経済界、あるいは外部からの民間資本、そういったものを使いながら森林を利用し森林を整備する、そういった仕事もつくりながら、余熱、発電した後の余熱を地域に産業として根づかせられないかな、それが農業とつながっている、ここに若者の活躍できる場所をつくりたいなあと、このように思っておるわけでございます。飯島町のイメージは、先ほど申しましたようにスローライフであったり癒しの世界であったり静寂の世界であったりします。そういった産業、これはブランディングしていく産業をつくりたいな。今芽生えておるのは、発酵食品メーカーが、世界に冠たる発酵食品メーカーが2つございます。酢、あるいはみそ、これは

醸造でございます。この豊かな大自然の中でゆったりと成熟した製品、これは飯島町全体のイメージにつながるのではないのかなと、ここをやっぱり発信していきたいな、特色ある産業として発信していきたいと思っております。もう一つは、世界に通用する技術を持った音楽楽器の製造メーカーが根づいていただいております。幾つか今、飯島町に居を構えるわけなんですけども、これも、やはりゆったりとした、その中に音楽がしっかりと流れている、音楽という楽器をつくる産業ではありますけれども、これが地域の文化の醸成になっていってほしいなあと、このように思うわけでございます。経済を発展させながら、やっぱり音楽という心の豊かさ、この文化の進化が産業とオーバーラップしていったらうれしいなあと、このように思っておるわけでございます。そんな計画も進めてまいりたいなというふうに思います。もう一つは、最後5つ目になるんですけども、やはりいいまちをつくるためにはいい役場にならなければならないというふうに思っております。これは、常に行政改革という形の中で、町民の皆様のいかに意向に添えるかということを目標に職員の皆さんが動いているんですけども、やはり積極的に、もっと創造的に、もっと実効的に、その力を発揮しなければならないと、このように考えております。行政改革は一人一人の心の改革だと私は信じております。やはり2期目の中で、そういった部分のワンランクアップのエンジンの載せかえみたいなことがやっぱり必要なんではないかなと、このように思っております。地域の行政改革、これは役場の行政改革もあるし、地域の組織、隣組、自治会、区、それぞれが行政にかかわって町民の皆様にお力添えをいただいているんですけども、少子化、高齢化、人口減少の中で、今までの組織が今までどおりの運営できなくなってきたと、ここをやっぱし今、改革しなければならないかなと、地域の方々に相談しながら進めてまいりたいと思っております。以上の概略も申し上げさせていただきます、みんなが元気で安心して暮らせる豊かな飯島町をリニア新時代に向けてつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

久保島議員

丁寧な説明をありがとうございました。いちいち突っ込んでいくと大変なんで、1－2に入ります。

1期目の肝いりでありました飯島町営業部っていうのがあります。そのことについて今触れられなかったのでお話をお伺いしますが、11月13日付の長野日報さんでも、人口減少、少子高齢化が進む中、住民参加による町営業部の取り組みなど肝いりの事業をどう花咲かせるか、2期目の真価が問われるというふうに解説されておりました。町長もそんなふうにご言われましたが、今回また新しくいいじま御助隊というのが組上に上がってまいりました。これも非常におもしろい取り組みだなあとというふうに思いますが、その御助隊の話は今お聞きしましたので、営業部をどうされる、今後どういうふうに持っていきたいのか、その辺のお話を伺います。

町長

営業部は、1期目の肝いりで、町民の皆様に協力していただきながら、120人というメンバーの中で今具体的に5つのグループに分けて活動していただいております。まず、町民の皆さんが自分たちのまちは自分たちでつくるんだと、こういう基本概念の中で、基本精神のもとで、飯島町営業部があります。そして、具体的な事業をしております。

やっぱし、これはやっぱし息の長いまちづくりの根幹にかかわる問題だなというふうに思っております。「桃栗三年柿八年」でございますから、だんだんに芽が出てくるかと思えますけども、喫緊では、先日ヤマト運輸との提携をさせていただきました。これは、地域の安全にかかわる提携とともに、具体的な飯島町の産物を都市に向けて販売していこうと、こういう具体的な動きでございます。こういった動きができたのも、飯島町営業部というものがだんだんに知れ渡っていった、それは何だと、その中で、ヤマト運輸の中で我々にもできることは何かないのかと、こういうお話をいただきました。いや、十分ありますよと、できますよということの中で今回の締結に結びついて、まずは飯島町のお米を東京のある団地に送り出そうということです。そこは今、そこも高齢化しておりますし、5階の階層があって生活されているんですけども、そこにはエレベーターがないということの中で、それをヤマト運輸がやっぱし配送していこうよと、その地域にアンテナショップ的なものがございまして、そこで商品を紹介して、ああ、これ欲しいねと、例えば定期的に定期購入を受けたら毎月でも2週間おきにでもヤマトの職員がそれを配達してあるくと、まずはお米が重たいんでお米をやっていききたいと、こういうことでございます。じゃあこれ、飯島町の越百黄金といういいお米もありますし、またいろいろの価格帯のものがございまして、これ使ったらどうですかということの中で、今後商品化して、来年春のうちから、もうそれが実行できるということでございます。これは、やはり、私の名刺には飯島町長、次の段に飯島町営業部本部長、このように書いてある、名刺を交換するたびに、その部分は、町長の部分じゃなく営業部本部長の部分はやっぱし目をつけていただいて、こういったことでだんだん広がってきて、何かできることはないのかと、こういう交流が広がってくる。営業部の皆さんは、5つの部会に分かれて地道に、本当に山の整備から、本当に人目に目立たないところで作業していただいているんですけども、そういったことがだんだんに広がる中で、国交省による与田切左岸の肝いりの事業をやっていただいたりとか、そういうところに広がってくるものですから、今までどおりにしっかりと自分たちのやりたい、こうなったらいいなというようなものを具現化して、行動として起こしていただければいいかなと。具体的なメニューとしては、伊南DMOの組織をつくりまして、来年から本格スタートします。外からの観光客を呼ぶための今メニューづくりをするんですけども、その中では、飯島町の営業部の皆さんが地域資源を掘り起こして磨いて外へ発信すると、こういう作業を積み重ねてきておる、これは伊南4市町村の中では飯島町が一番その部分は進んでいるかなと、町民参加による、というふうに自負しておるところでございます。このように、DMOについても目の目を見るときが出てきているのかなというふうに思っております。まだまだ、営業部の皆さんには申しわけないんですけども、多岐にわたって紹介できなくて申しわけないんですけども、今までどおりにしっかりと活躍していただきたいなというふうに思っているところでございます。

久保島議員

では、ますます営業部のほうにも力を入れていくということで理解をさせていただきました。

それでは1－3に入ります。そこで、今回ちょうど6次総合計画の見直しの時期に来

ております。各地区でも説明会が行われて、ワークショップ形式で地域計画を立てるんですよということで行われております。しかし、これを見ると、どうもうまくいくのかわなってちょっと心配なんですよね。今回の総合計画もそうなんです、前もそうだったんですが、どうも縦割りのものを寄せ集めてきているっていう感じがどうしてもするんですね。今回の地域の計画についてもそうだというふうに思います。私ども、ちょっと社会文教委員会で静岡県の掛川市に視察に行っていました。そこでは、生涯学習のまちづくりという中で、掛川市の総合計画は生涯学習のまちづくりを基本にうたって、地域計画も立ててくださいね、推奨しているということです。まちの計画、市の計画とは別に地域の計画をつくっているという段階なんです。——段階というか、そういう組織なんです。だから、町のように一つにまとめちゃわないということで、それぞれで見直しをして、それぞれで実行しているということで、非常にすばらしい取り組みだなあというふうに思います。我が町は、やっぱりそういう方向性があるのじゃないかと、私としては、町長が大方針を決めてもらって、それに対して、じゃあ各課はどうするのか、その対応はどうしていくのかっていうもの、今のだと反対なんです、各係から問題を提起して、これに対して10年後はどうなるかっていうことを課でまとめて、それをまた町でまとめているというふうな形にどうしても見えちゃうんですね。それで、地域のほうもそうなのかな。どうせなら、総合計画っていうのはもう大ざっぱで、町長の方針でどんと出してもらって、それでオーケーと、それに対して基本計画は、じゃあ各課で、各係で、どう対応していくのか、それにどう肉づけするのかっていうことをしてもらおう。そして、それが出た一年後に、地域で、じゃあ私どものまちは、地域は、こういう課題がありますね、こういうことが問題ですよ、それに対してどうしていきましようかっていう計画を立ててくるということがよろしいのかなあというふうに思います。今の状況で本当に真の意味の地域計画っていうのが立てられるかどうか、町長のスタンスと合わさっていくのかどうか、その辺の町長とのすり合わせ、また地域計画との整合性、その辺のところについて町長はどういうふうにお感じでしょうか。

企画政策課長

ただいま、第6次総合計画の関係で、町長の考え、また行政の各課の考え、また地域の考え、これについてのある面縦割りではないかという部分、また調整をどのようにするかという御質問をいただきました。現在、第6次総合計画の策定作業を進めております。まず、行政の取り組み、これは町長の考えも含まれますけれど、行政の取り組み、また地域の取り組みを体系として整えてまいります。このことは、いわゆる縦割りではございません。必要な施策の主体を明らかにすることで着実な実現を目指すものであり、むしろ従来以上の具体的な連携が可能になってくるというふうに考えております。行政の考え、地域の考えをどう調整するかについてですが、6次総では、行政、地域、それぞれの考えを集めてきて、そのまままとめ上げるというものではございません。それぞれの計画中の内容を共有しながら、関連する取り組みについては向かうべき方向をしっかりと見据えて、必要な議論を重ねてまいります。各個別の取り組みもさることながら、この方向を整えながら、重点を置いて策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

時間がないので、そこんところは突っ込みません。

では、2－1に参ります。先ほどもちょっと触れたんですが、社会文教委員会で10月の30日、西伊豆町、11月1日に掛川市を訪れて研修を行ってまいりました。掛川市は、合併前の昭和54年に全国で初めて掛川市生涯学習都市宣言というのを行いまして、ここでまちづくりを始めています。これは町長も御存じで「釈迦に説法」なんですが、二宮尊徳の報徳の教えというのを生涯学習に取り入れたことから、多くの市民が報徳を学び、生涯学習の核となったっていうふうに言われております。報徳とは、勤労、至誠、分度、推譲の4つでございますね。小さなことから怠らず、つつましく勤めると、真心をもって人や物事に接すると、自分にふさわしい生活をする、人を助けたり力を貸したりするということだというふうに思います。これが人づくりの基本、これがまちづくりとなっていくということでございます。掛川市の当時の町長は、職員や役所がまちづくりを行うんじゃない、多くの市民の力を借りて市民の力により行えるんだと、全くこれは下平町長と同じ考え方でございます。まずは、急がず、まちづくり塾という社会人向けの生涯学習講座を数多く取り入れて、生涯学習を教育委員会の社会教育部門から独立させて秘書部局においてあります。いうなれば、我が町でいうと、昔、前のまちづくり推進室、ここに生涯学習係というふうに置いたということでございます。そこで地域づくり、人づくりを始めていったと。社会教育、公民館活動っていうのは教育委員会の直営でございます。しかし、地域活動は生涯学習というふうにつなげて地域のことを進めていくまちづくりというのが進められていくと。我が町でいうと地域づくり委員会、これが生涯学習を担っているということでございます。生涯学習っていうと、今まで、どうしてもその概念、社会教育と結びついちゃいますので少しあれなんです、ちょっとそこんところを切りかえていただいて、生涯学習はまちづくりということに進められたということです。この件につきましては滝本議員から厳しく追及があると思いますので、私はこの辺を飛ばさせていただいて、お話しだけさせていただいて、2－2に参ります。

2－2でございます。先ほども申しましたまちづくり協議会は、我が町の地域づくり委員会と同じものなんですけれども、立ち上がりが違っているんですね。要するに、我が町は地域づくり委員会をつくってくださいねということで、地域活動をしたら補助金を差し上げますっていうようなことで始まっていきました。人づくりっていうところが、少し段階を踏まなかったということとはございます。もちろん素養のある方はいらっしゃるでしょうから、できないことはなかったんでしょうけれども、しかし、少し長くなってきた、助走に時間がかかってきたと、今もちょっと地域によってはアンバランスがあるということが言えていると思います。掛川市は、まちづくり塾は、最近だけでも平成7年～17年にはとはなにか学舎、平成18年～20年22年は掛川市民大学校、23年～26年はまちづくり塾、27年から29年までは掛川市民学舎、平成30年からはかけがわ未来づくり会議というふうにずっと継続して人づくりっていうことが開催されてきております。そして、とはなにか学舎の卒業生が掛川市民まちづくり学士会というのをつくりまして、大学だから学士なんでしょうね。それで、さまざまな団体やサークル活動として

市民活動、地域づくり活動が行われているという、活発な作業が行われています。もともと素養のある人はいいんですけれども、それでも何の需要があるのかなとか、そのために僕はどう動けばいいのかなあとか、そういうのがやっぱり普通だと思うんですね。何していいかわからない。町長が今回出していただきました御助隊っていうのも、そこに発展はあるんじゃないかなあと思います。町長のように若いころからＪＣ活動や海外進出もされて、大変な御苦労もされました。それから、まちづくり団体「いいなか」を立ち上げて、その活動もされてきました。それから、電気自動車による日本一周もした。こんな人は町の中にそう何人もいないんです。ほとんどいないと言ってもいいかと思います。こういうふうに経験を積んできた方はいないので、下平洋一さんを物差しにいろいろ考えてもらっちゃあ、町民の皆さんは戸惑ってしまう。町長のレベルまで上げるとは言いませんけれども、町長の考えていることが理解できる、うん、そうか、そうかということができるところまでは、やっぱり底上げしないと話にはならない。そこで、私が提案するのは、いいじま越百大学というのをつくったらどうか。毎月１回、土曜日とかの午後に２講座か３講座ぐらい、講師を呼んで、まちづくりの体験だとか、失敗例でもいいですし成功例でもいい、それから、いろんな人生の行動やあれでも結構です。また、町の歴史等、そんなのもいいし、先進技術のことでもいいし、そんなようなことをいろいろ勉強できる、そんなものをつくったらどうかと。実は私、昨年一年間にわたり、２期にわたりまして高森の熱中小学校に入学しておりました。ここは全国ネットがあるのでいろんな講師が呼ばれるんですけども、受講料、これは６ヶ月間で１万円でございます。だから一年間で２万円ですけども、これが、受講料を払うっていうのも、またちょっとポイントなんですね。その中で、１期目からの後半からなんですが、部活動として山野草のクラブとか、音楽会をやろうとか、運動会をやろうとかっていうことが出てきました。要するに、聴講生の中に私も何かやりたい、何かできるんじゃないかっていうことが芽生えてきたということが実態的に私も経験してまいりました。そこで、２年目３年目については、今２年目なんですが、もう少し、まだいろいろと出てきているようでございます。それが町長の求めている町民意識の向上に結びついていくんじゃないか、「急がば回れ」だというふうに思います。やっぱりお金を払うっていうことも大事です。それから、一年間皆勤した人はまちづくり学士として表彰すると、２年連続の人は修士、３年連続した人は博士とかっていうと箔がついてくるわけですから、それじゃあ俺も何かできるかもしれないと自信が出てくるんじゃないかなあ、そうすると地域の皆さんからも認められるのではないかなというふうに思います。それで、欠席しちゃうとだめかなあという、ちょっとそこも救済策を与えて、精勤していれば、１回～３回休み、または卒業論文を出せばそれは認めますよというふうにして、なるべく輪を広げていくということにすればどうかと。やっぱり地域のリーダーをつくっていくには、やっぱり素養が大事だと。いきなり飯島町営業部だって言って、やっぱり４年かかったんですよ。この御助隊もやっぱり４年かかっちゃうと問題なので、それではなく、やっぱり１年目は人材の育成、養成っていうことをまず始めてみたらどうかと。私のアイデアが一番いいかどうかわかりませんが、とにかく、そういった、町長もおっしゃって

町 長

た土壌づくり、畑づくりをやっぱりまずしましょうと、コンクリートの上やアスファルトの上に種をまいても生えてこないで、やっぱり畑をしっかりつくって、その中に種をまきたい、そんなふう思うんですが、町長の御所見をお伺いいたします。

まちづくりにはリーダーが必要という認識は共有しております。また、地域のまちづくりにかかわる、携わる方々が主体的に学び、学んだ成果を生かしながら活動を進めていくことも重要であると認識しております。例えば飯島町営業部では、どなたでも参加いただける形式でまちづくりに関する講演会を定期的の実施してまいりました。その中には、現に県外において地域活性化の中心として活躍されている方からも講演をいただくなど、他地域の事例等を学んでいただく機会も設けております。ただいま飯島町営業部の例を申し上げましたが、営業部以外にも多くの町民の皆さんがまちづくりなどの活動に取り組んでいただいております。どの活動にも生涯学習の1つの理念である主体的に学び続け、学んだ成果を生かしていくということは大事なことだと思いますので、学びの機会の提供や学ぶ環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。まちづくりにはいろいろの手法があります。そのまちの歴史、文化、風土、そういったものが町民の息吹となってまちづくりに参画してくる、そういったグループができると思います。議員の皆様方が研修会で掛川市に行かれて、生涯学習とまちづくりとの関連の中でいいお話を聞いてこられたのだなあと思っております。しかし、飯島町もいろいろの方々がいまにもまちづくりに参加しておられます。飯島町60年。3年前にお祝いをしました。60周年、そういった歴史の中からです。その中には、公民館活動もしっかりやってきました。生涯学習もしっかりやってきました。しかし、また今は新たな時代に向けて新たな生涯学習が求められておる時代でございます。お聞きしますと、掛川市さんが合併して、多分昭和の合併なんでしょうね、今まで違った町や村と合併したんだと予想されます。そういった方々の人心を一つにまとめ、それをまちづくりにつなげてくる、それは市長さんもいろいろお考えになったことなんだろうというふうに思います。そういった中でいろいろな施策、大学をつくるとか、やったんではないのかなというふうに思うところでございます。私は、まちづくりはその地域地域のやり方がある、それでいいんではないかなというふうに思っておるわけでございます。逆に、飯島町営業部は、いろいろの生涯学習を経ていろいろの知識を持っている人たちが今度はまちづくりにその力を使いたいんだと、こういう方々が集まってきていただいたわけでございます。いろいろの考え方がある中で、それを取りまとめながら、大変な苦勞だと思いますよ、それはいろいろ知識を持っている人たちがいますから。そのみんながまちづくりしようと思ってきているわけです。外に発信しようと思ってきているわけです。そういう方々をまとめる、大変なことだと思います。それをまとめて事業を行っている。ぜひ、議員の皆様にも、今ある、今頑張っている皆様を応援してやっていただけないでしょうか。(拍手する者あり) いろいろの方法はあるんです。あるんですけども、今動いている、今頑張っている人たちにエールを送るという必要があるんじゃないでしょうか。このように思います。ぜひ、そういった方々に頑張れよという声の一つをかけてほしい。それは、課題や問題はありますよ。どんな組織にも、飯島町にも私にも課題、問題はあります。

	誰もが持っているんです。それを指摘しないで、いいところを応援する、こういう気持ちがみんなでまもらなければ飯島町はよくならないと思っておるところでございます。ぜひ、協力をお願いしたいと思います。
久保島議員	応援をしていないわけじゃないです。応援するために、今じゃ人が足りないんですよ。もっと人をつくらないとできない、長続きしない、だから人づくりは大事だっていうことを私は申し上げているので、営業部を批判しているわけでも何でもありません。応援する気持ちには変わりはない。そこんところを勘違いしてもらっては困る。 最後の3に入ります。そこで、まちづくりっていうことを、今、行政区の中で区会の皆さんにおんぶに抱っこされている部分があるんですね。ここは非常に問題だと、これは分けたほうがいいということを御提案するところでございます。掛川市の例をまた言っちゃうと、また反感が町長はあるのかもしれませんが、掛川市は、公民館活動は、これは教育委員会の直営です。しかし、地域活動っていうのは行政区とは別に、もちろん行政区の元区長さんとかがなっている人もいますけども、別に生涯学習センターみたいな名前で地域づくり協議会をつくっています。まちづくり協議会をつくっています。そういう組織がやっぱり出ないと、区の皆さんだって大変ですよ、それはもう。いろんな仕事があって、財産管理をしなきゃいけない、水路管理をしなきゃいけない、庁棟の管理もしなきゃいけない、ほうぼうの草刈りもしなきゃいけない。その中でまちづくりもしてくださいねって、これは大変なんで、ここは非常に分けたい。これには、やっぱり人材を育成する必要がある、地域で働ける人材。地域で働けるっていうことは、町長のおっしゃっている御助隊も、私は地域でやるべきだというふうに思っているんですね。これは町でやったってだめなんで、地域の皆さんが、掛川市の場合も非常にいい組織ができています。そういうことをするためにも地域でやるべきだというふうに思います。ここの行政区と地域づくり委員会、この辺を少し分けたほうが、完全に分けたほうがいいというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。
町長	現在、町内の4つの区、いずれも各区長さんが各地域づくり委員会の長を兼任しておるところでございます。地域づくり委員会の長を区長が充て職で務めるということが規約で定められている地区と総会において選出されていく地区、それぞれがございます。地域の実情に合わせ選出していただいているものと認識しております。議員、御指摘のとおり、区長と地域づくり委員会の長を違う方が担ったほうがよいという、こういう意見もあります。いずれにしても、区、地域づくり委員会、自治会等、自治組織のあり方についてはさまざまな意見があると思いますので、地域にとってどのような姿がよいのか、地域の皆さんで議論を深めていただくことが大切であると思っております。町としても各地域の議論の支援を行ってまいりたいと思っております。
久保島議員	終わります。
議長	傍聴の皆さんにお願いいたしますが、発言、拍手等は控えていただくようお願いいたします。 1番 滝本登喜子議員。

1 番

滝本議員

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。私も先ほどの久保島議員の質問にもありましたように「生涯学習」の捉え方と考えを問う」ということでお聞きしたいと思っております。先ほどのお話にもありましたように、社会文教委員会の視察で静岡県掛川市の生涯学習について学んできましたので、今回その質問となります。久保島議員と重なる部分の質問はあるかと思いますが、それ以外のことについてお聞きしたいと思います。まず、町のことについてお伺いいたします。久保島議員のほうは区とか地域づくりのことについてでございましたが、私は町のほうの行政改革のことについてのお考えをお聞きしたいと思っております。町は、生涯学習は教育委員会生涯学習係で、人材育成、協働のまちづくり事業は地域創造課地域係が担っております。掛川市の例に倣うと、両者の連携でなく、一つの部署として事業を行うことがよいのではないかと考えたところでございます。掛川市の生涯学習運動の発想の原点は、各地域がその土地の特色に従ったまちづくりをするということと、大人は教育が済んだものではない、教育は学校だけでするものではない、生きることは自己教育であるとの考えから、先ほどもお話しがありましたように、昭和 54 年に宣言して、平成 19 年に市町村合併後、改めて掛川市生涯学習宣言都市を行ったということでございます。そして、人づくりの学習で自己を高めた市民がまちづくりに参画していくということで、人づくりはまちづくりと一体であると、セットで推進していく施策としてまちづくり協働センターを設置しております。これは、市政の全ての根幹は生涯学習と捉え、生涯学習協働推進課としての取り組みであるということでございます。先ほど町長の答弁の中で人づくり、まちづくりについての基本的な考えをお聞きいたしました。人づくりやまちづくりという考えを一つの部署にして施策を進めるということをどうお考えでしょうか。それをまず 1 点お聞きしたいと思います。

町 長

滝本議員にお答えをいたします。議員からお話しがありました掛川市の生涯学習と協働のまちづくりにつきましては、久保島議員の質問でもお答えしたとおり、地域を学び、その特徴を生かしたまちづくりを進める取り組みであり、人づくりを通じてまちづくりにつなげるという考え方は重要であると受けとめております。掛川市と飯島町とは自治体の規模や事業の成り立ちの違いなどがございしますので、地域の実情を踏まえて取り組めばいいのではないかと考えております。また、この取り組みを推進する行政部署のあり方として、まちづくりを所管する部署と生涯学習を所管する部署の一体化につきましては、現時点で一つの部署にして取り組むという考え方は持っておりませんが、あらゆる活動において地域を学び、地域を知り、学んだ成果を生かしていくことが地域づくりを進める上でとても大切なことであると思っておりますので、引き続き所管部署の連携を強化し、取り組みを進めてまいります。まちづくりは、本当、福祉の部分から青少年育成から産業から文化から、多岐にわたっています。一言でまちづくりといいましても、飯島町は、それぞれの分野分野でまちづくりに参画していただいているボランティア精神を持っておられる方々、十分働いております。そういった部署部署で、まちづくりというものをもっとフォーカスを絞り込んだ中で幾つかありますし、それは部署でいうと

	飯島町全体の部署にかかわってきます。それをまとめて一つということは、飯島町をまとめて飯島町役場がそれを請け負っているという考え方でいいのではないのかなというふうに思っております。
滝本議員	これから検討の余地はあるということで、期待を込めて感じました。それで、まちづくりセンターが今休止という状態でございます。そうしますと、私の考えにおきましては、1つ提案をさせていただきたいのが、まちづくりセンター休止ということもありますので、まちづくりセンターを有効に活用、施設をですね、事務室を有効に生かすという点におきまして、文化館のあの場所を生涯学習センターまたは協働のまちづくりセンターとして生涯学習系の職員も移動し、文化館や各地区公民館の連携方法を模索して機能や運営の充実を進めるということを提案したいと思いますが、先ほどのお答えの中では一つの部署は設けないということでもございましたが、文化館の施設を有効に生かすという点で、そういうお考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。
教 育 長	文化館の現在の施設をどう活用していくかということは今年度の大きなテーマでありまして、現在、社会教育委員会議でいろんな御意見を伺っております。その中には、議員の御指摘のとおり生涯学習があの場所で仕事ができるようになるほうがいいというような御意見もありますし、また違った御意見もいただいております。いずれにしても、できるだけ年度内に文化館の活用のあり方と、教育委員会という生涯学習だけではないので、いろんなことを考え合わせなければいけませんけれども、そういったことも含めながら文化館の、今、事務室というようなお話がありましたが、その活用については継続して検討しておりますので、また決まったところで、ある程度まとまったところでまたお話をさせていただければというふうに思っております。
滝本議員	わかりました。では、次の質問に参りますが、これもちょっと細かいところなんですけれども、いいちゃん文化祭の現状と課題はということでお聞きしたいと思います。掛川市のまちづくり協働センターでは、まちづくり団体の活用ガイドマップを作成し、また活動発表会も開催しております。ガイドマップは、特定非営利法人などや市民活動団体など、まちづくりの仲間を見つけるガイドブックとして50団体の活動内容を代表者の氏名、連絡先などとともに掲載し、冊子にしております。生涯学習センターで発行しているサークル情報には、スポーツ系は約36、文科系は約42団体の登録があり、掛川市に勝るとも劣らずの数でございますが、その一覧表を配布していますが、詳しい内容や代表者などは記載されていなくて、果たしてこれだけの情報で参加したくなるかな、ガイドとしては何か不足をしているのではないかと疑問に思っております。また、活動発表会は市と地区まちづくり協議会が共催で開催するのですが、地区ごとのまちづくりの活動取り組み、例えば耕作放棄地対策や世代間交流事業、イベント、運動教室のアイデアなどを得意な人と協働しての取り組み、仕事体験の場づくりなどの活動発表をしております。町にも協働のまちづくり補助金を使い地域の活性化に参画している団体や、ほかにも幾つかありますが、知られていないことが多いのではないかと思います。いいちゃん文化祭の名称も見直して、文化団体関係だけでなく、まちづくり団体と連携して発表の機会をつくることを提案いたしますが、お考えはいかがでしょうか。

教 育 長

いいちゃん文化祭と各種団体のガイドブックのお話をお聞きました。お尋ねの掛川市では、それが一体となった協議会があるということで、多分運営がスムーズにできているのではないかというふうに思いますが、当町に当てはめてみますと、いいちゃん文化祭そのものは、文化館が開館した翌年の平成6年、いいずらまつりの名称で始まって、平成17年に改称して今に至っています。内容は文化展と芸能祭の2本立てで、町内の文化団体が一年の活動の集大成を発表する場として実施されております。議員からはまちづくり団体などの参加を提案するがというお話でしたが、現状でも、文化団体ばかりではなく、まちづくりに関与していただいている団体もいいちゃん文化祭に参加していただいております。例えばいいちゃんまちづくり連絡協議会、新日本婦人の会、飯島粉石けんを作る会、我が町は花で美しく推進機構などなどがございます。社会福祉協議会や宅幼老所や医療生協も参加団体の常連さんでいらっしゃいます。文化や社会教育は、まちづくり団体のほか、さまざまな団体の活動の根幹にあるものですので、何ら違和感なく、文化祭の名のもとに集っていただいているというのが現状であります。また、広報誌といいますか、冊子の関係ですけれども、現在、教育委員会では、毎年広報いいじまの6月号にサークル活動のお誘いで文化団体とスポーツ団体の一覧を載せてございます。今回よい御提案をいただきましたので、まちづくりに関するボランティア団体とか各種グループの紹介もあわせて掲載するということは、関係する部署と調整は当然必要になると思いますが、そういったところと相談していきたいと思っております。近年の課題としては、文化祭へ参加していただける団体が減少しているということもありますので、そうした各種団体への参加を呼びかけながら、実行委員の一員に加わっていただくことができれば活性化につながるものと思っております。幅広い参加団体による実行委員会の中で、名称も含めて、イベントのよりよいあり方、それから現代の時代に合わせた変化、この対応、こういったことも検討していければよいというふうに思っております。

町 長

今いいちゃん文化祭につきまして教育長のほうから説明がありまして、私も、今のままのいいちゃん文化祭で必ずしもいいと、十分だというふうには思っておりません。大事なものは、それを通じて愛郷心の熟成を行う場面をつくりたいなあというふうに思っております。それは、とりもなおさず児童、学生です、対象。小学生も中学生もそこへ集まってくれば飯島町の産業から文化からいろいろ見られる、おお、飯島のパワーってすごいなあ、というふうに感じていただける場所っていうのが、飯島町のパワーを一つに結集した場所っていうのが見られる、一目で見られるっていうところがない。この部分は、やっぱり後継者が東京へ出ていったとしても戻ってこられる、飯島町に可能性を見て、あのにぎやかさのある飯島町というものを誇りに思っ戻ってこられるっていう場所に、やっぱりそういった場所が必要なんじゃないかなというふうに思っております。今、滝本議員のおっしゃった、その延長線上に、そういったダイナミックなものがあったらいいなあというふうに思っておるところでございます。大勢の方々のお知恵を拝借しながら、そういったものが何年に一遍か、あるいは毎年は大変だとすれば何年に一遍かというものでもいいんで、そういった形でやっていければいいなあというふうに

	思っています。 滝本議員 期待感のあるお話をいただきまして、そのような実現を望んでおります。 では、次の質問に参ります。生涯学習推進計画パート4を検証し、パート5にどのように反映されたかということでお聞きいたします。具体的な例で先ほどいいちゃん文化祭の新しいことをお聞きしましたが、それ以外に学習プログラムは住民の希望をどのように取り入れたとか、また参加者はその後どう活用したとか、その他検証したことについてお聞きいたします。
教 育 長	生涯学習パート5についてのお尋ねであります。これは平成30年度から5年間の計画として平成29年度に策定されたものであります。この策定作業の中では、社会教育委員会が中心となりましてパート4の検証を行いました。一年間かけて検証を行いました。それで、その後パブリックコメントも実施して決定に至っております。パート4、これ5年間あったわけですが、完全にそれぞれの目標に到達したとか、実現できてもう大丈夫だといったような項目はありませんでして、また、中には永遠のテーマというようなものもありますので、項目自体の大きな変更はしないということになりました。他方で、行政がつくる何か行政のための計画であってはいけないという認識のもとに、住民本位ということ意識した体系図になります。先ほど掛川市の例もございまして、資料もいただいておりますが、体系図は掛川市のものと同じで、住民を真ん中に置いて、周りに学校だとか社会教育施設、あるいは生涯学習センターが真ん中にいる住民を支えていくというような体系図に変えたというのは大きな変化であります。現状はどうか、施策の展開、そして5年後の目指す姿をわかりやすく示すようにつくっております。以上です。
滝本議員	検証についてはお聞きいたしましたが、1つ関連で、学習プログラムなどはどのようなプログラムといいますか、住民の希望はどのようにそこに反映されておりますでしょうか。そして、その参加者は、またどんなような活動をしているのか、例えばある趣味なら趣味でいいですけども、グループができたとか、そういう例はございますか。
教 育 長	これは、かねてからの大きな問題でありますけれども、生涯学習センターで行う講座は、先ほど来話題のまちづくりに直結するというタイプの講座はなかなかございませんで、町内の例えば植物に興味のある方とか歴史に興味のある方、こういった方々がそれぞれグループをつくりまして、講座を生涯学習センターで開設をしている状況です。その方々が、こちらの希望としては、そういったことを自分たちでグループ化、サークル化して、より深めていっていただいて、後々地域に還元できるような活動をしていただきたいという気持ちはありますけれども、なかなかそこは、現状は難しく、かつてのようにサークル化していくということが難しいというのは把握しております。ですから、ある程度、趣味について共通の方々が一緒に学習する場というような形になりがちだということが今の現状ではあります。
滝本議員	現状をお聞きいたしました。 では、次の質問に移ります。パート4の中にあります人材ネットワークの利活用の現状と課題ということでお聞きいたします。パート4の人材ネットワークの育成と活動支

教 育 長	援での目標としてネットワークの登録と活用を挙げています。30 年度の登録者数は 53 人ですが、29 年度より減っているということでございます。登録を進める方法としてどのようなことを考えていますか。また、利活用の状況などをお聞きしたいと思います。
教 育 長	人材に関しては、人づてもありましたり、いろんな場面でお声がけをしたり募集したりということが主なところなんです、人材ネットワークは、生涯学習センターが持っておりますのは、どちらかというと、その道の名人とか、その道の達人、あるいは指導者やボランティアとして登録してもらう、そういったことを主眼に置いて、目的として整備しております。例えば小学校で、例えば歴史なら歴史分野の外部講師を探すといったようなときに、一般の方からどういう方がいいとか、あるいは囲碁の先生が知りたいんだけどというようなときには人材ネットワークを使ってお問い合わせにお答えしているという状況であります、実際そういうお問い合わせがありますのは年間数件です。それぞれの方の、ある意味、個人情報も入っておりますので、一般公開をして、こういう方々がいますよということは現在のところしておりません。3 年ごと情報を更新しております、現在の登録人数は 49 人になります。更新のたびに確認させていただいていますが、高齢になって辞退される方も多くなるということもありまして、減少傾向にあるというのは御指摘のとおりであります。また、ネットワークにするためには登録者同士の横の連携するというの必要なんですが、それは、まだまだうまくできておらず、今後の課題と思っております。
滝本議員	現状をお聞きしましたが、登録者への支援ということでは何かしているかということですが、指導者の資質向上のための学習の機会や情報などはどのように行っておりますか。
教 育 長	それぞれの道の達人、名人ですので、それぞれの方の技量を高めるための研修というのはなかなか現実にはできませんので、生涯学習として登録されている方に何か改めて研修の機会を設けるということは現在行っておりません。
滝本議員	いろんな情報が町のほうへ来ておりまして、教育委員会のほうへも、そういう生涯学習に関してとか、いろいろあると思うんですけども、そういう情報などは、こういう方たちにはお伝えしているんですかね。
教 育 長	町民からお問い合わせがあったときに、我々が持っている人材ネットワークに該当の方がいれば連絡をとるようにしております。現在は、割と小学校のコミュニティ・スクールを通じて、学校では、こういうことに秀でた方といいますか、教えていただける方が欲しいというようなことがあります、それぞれの学校のコミュニティ・スクールや学校のお便りを通じながら求めているケースのほうが実際には多くありまして、その結果、例えば家庭科の授業に先生と一緒にいただいて子どもたちに技を教えていただく、そういったようなことで活躍されていますので、広い意味でいえば、そういった方々もネットワークなんです、町の生涯学習の人材ネットワークとはちょっと違った形で運用しているっていうケースでございます。
滝本議員	わかりました。それで、町長は 2 期目に、先ほどのお話にもありました、久保島議員の質問にもありましたいいじま御助隊の組織づくりをするというお考えでありましたが、

この人材ネットワークとどうかかわるかということでお聞きしたいと思います。先ほど高齢者対策としての考えもお聞きしましたが、高齢者福祉係でも7月に地域資源ガイドマップとして冊子を作成しております。この中に集会所を利用しての団体や集まりが記載されております。多いところは8件で、1件だけのところは3つの自治会があります。いちいの会を初め、いきいきサロン、健康、趣味、仲間などの利用があります。また、社協のボランティアグループなども約30グループございます。総体して、先ほど町長がおっしゃったように総合福祉という観点から人づくり、まちづくりをして、その人材を生かすということでお考えをいただきましたが、これをどのように、具体的な例でもしお考えがありましたら、どのようにするかという、システムですね、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長

御助隊のメンバーは、誰もが先生で誰もが生徒という言い方がよろしいかなというふうに思います。高齢者の皆様方の誰か、何かの得意技がある、それをみんなにまた披露する場面がある、そういう交流がまずは必要かなというふうに思っております。それがハードルを下げるという意味で、決して中学生、小学生の前で教壇をとれるような、そういう技術、博学を要求するのではない、自分の得意技をぐっと並べる、あるいは企業がそこへ私たちこんなことができます、例えば、その一部は有料であってもいいと思いますね、お願いするほうが、いや、ただでやってもらう、逆に500円、ワンコインって書いてあったほうが気が楽だとか、そういうようなこともあります。ですから気軽に中で、飯島町が暮らしやすいっていうのは、うちの家族は頼りになるよと、この地域は頼りになるよ、飯島町は頼りになるよという社会をつくっていきたいんです。身構えて、助けに行きますではなくて、お互いが助け合ったり助けられたりする、その全体が頼りになる社会をつくる。その情報交換、やったりやられたりという、そういった場所をできたらいいなあというふうに思っています。それが地域ごとであったり町全体であったり、そういった情報を一括にまとめて、ああ、こういった場合にはこの人がいいよっていうような、気軽に交換できる社会、これが成熟した総合事業の形かなあというふうに思っております。総合事業の最終的は、ちょっとかたい話になりますけども、自殺、ひきこもり、こういう方々のところまで目の届くような地域のつながり、こういう普段からそういう地域の人たちが交流し合っていく、何気ないところから助けたり助けられたり、頼りになるつちゅう社会。一言かけられればふっと我に返って取り戻すっていう場面が非常に多いそうです。政府も自殺対策特別措置法ですかね、あれをつくってから、そういうことを公にしたら自殺が減ってきたということです。ですから、そういうやっぱし公で、個人情報、個人情報って本当に壁できちゃったんですけれども、そういった交流の中で個人情報を取っ払って、いろいろの人生の機微も察知できるような、そういった空間が最高の空間かなあと、目指すところかなあというふうに思っております。

滝本議員

そういうわけで、教育委員会関係では人材ネットワーク、それから高齢者福祉のほうではガイドマップ、また社協のほうでもいろんなボランティアグループ、そういうグループの人たちを、先ほど一つの部署にはできないということでございましたけれども、そういう方たちの交流を兼ねたりもしたり、ネットワークづくりということで各課連携し

て、何か冊子みたいといいますか、本当に各課がほかのグループのことも知っているということを何か考えていただければ、そういう具体的な例で示していただければいいかなあと思いますので、そこら辺のところはいかがでしょうかね。

町 長

今ここで具体的なことをぱっと思いついて言えないんですけども、今までの経験があったんですけども、1つの課題があると、それがこの課にわたるの、この課にわたるの、3つの課にわたる問題ですよっていうものが出てくるんですよ。そうすると、その問題を解決するに、あるいは次に発生しないようにするに、その課ごとにそこにかかわる住民の団体がおるわけですよ、さっき言われた、そのような。だから、そういう人たちとやっぱし連携し合うっていうことも1つの解決方法、形かなというふうに思っております。それがあれがという話でまことに申しわけないんですが、具体的な例がぱっと今浮かばないんであれですけども、1つの問題にはいろいろの要素が絡み合っているんで、いろいろの課がかかわりあります。もちろん、それを解決するには、住民の皆さんのお力を借りるときには、各課にそれぞれ地域に連携している組織がございますんで、そういった方々が協力し合うということになろうかと思います。

滝本議員

わかりました。

では、最後の質問に参ります。公民館の役職員の研修の件でございます。館長を除いて、自治会から選出されている公民館の役職員は1年～2年の任期でございます。公民館の役職員をパート5では人材育成として考えておりまして研修会を開催しておりますが、参加者が少ないということでございますが、1年で指導者として活躍できるかということも疑問でございますが、この対策ということはどういうことを考えているかお聞きいたします。

教 育 長

対策というと大変頭の痛いところではありますが、各地区の公民館の役職員は、館長さん、それから主事、社会主事、体育主事、それから会計、そのほかにも社会分野、体育分野、地区によっては女性部員あるいは図書部員が役職に加わるということもあります。町内で総勢140名ほど、そういう範囲では公民館の役職員がいらっしゃるということになります。この全員の皆さんを対象に年に1回公民館役職員研修会を6月の時期に開催しています。内容は、館長主事会で内容を話し合いますが、初めて部員になった方にも役立つように公民館活動の参考になるような研修会を行っています。ですが、今御指摘にありましたように、出席者は、例年ですと大体対象者の40%、50～60の方が出席されていますが、昨年は25%、約35人ほどしか参加されなかったということもあって、今年度は今回の研修の講師あるいは内容のよさを、まず館長さん、あるいは主事さんにしっかりと部員の皆さんに伝えていただいて、各館で周知していただくように努めたところ40%と例年並みに回復することができました。公民館の役職員の皆さんは、本業っていいですか、もともとの職業がある傍ら地域のために公民館の役職員を引き受けていらっしゃる方々が大方でありまして、部員さんにつきましては、初めてついた役で具体的にどうしていいかわからないので館長さんや主事さんのお話を聞きながら一生懸命やっているといううちに1年あるいは2年の任期が過ぎてしまうという方も多いのではないかとこのように推察しています。ですが、地域住民のために社会教育の拠

	点施設としての公民館活動は大変大切でありますので、役職員になられた方の御苦勞そのものはもう避けられないところでありますが、間違いなく地域に貢献していращやいますので、任期の間にそのことを十分感じていただいて、役を終えるときに何か自分の人生に得がたいものがあつたというようなことをおっしゃっていただく方もありました。せっかく、そういった役職、そういう機会を務めていただくということであれば、その皆さんが楽しく、そして有意義に務めていただきたいという願いは持っておりますので、まず1つは研修の内容を吟味したり研修の意義をしっかりと伝えして役職員の研修会への参加を呼びかけていきたいと思ひますし、地区によっては部員さん、部長さんをやつて、主事さんをやつて、顧問までされて、4年5年のスパンで1つの役職を考えられている地区もありますので、そういった情報交換を館長主事会でしながらですが、どの公民館も、やっぱり大きな役職をどなたにお願いするかということは大変頭の痛い問題だということは聞いております。
滝本議員	現状はお聞きいたしました。それで1つ提案なんでございますが、これは全公民館の役職員を一堂に会してという研修会だと思いますけれども、これを各区の公民館でやったほうがもう少しきめ細かく、人数も集まりやすく、内容も充実したものができるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。
教 育 長	全体でやるのは、そのほうが多くの人が集まって意見交換もできやすいということもありますけれども、御提案いただきましたので、また現状を担当とも話をしながら考えていきたいというふうに思っております。
滝本議員	以上で質問を終わりたいと思ひますけれども、この生涯学習のグループやボランティアなど、誰でも1人が1つでもよいので仲間づくりに参加すること、これが人づくり、そしてまちづくりにつながるのだと思ひます。それで、いろんなグループがありますけれども、できるだけ機会を捉えて住民に知らせてほしいということを求めまして、終わりといたします。
議 長	ここで休憩とします。再開時刻を11時ちょうどといたします。休憩。
休 憩	午前10時43分
再 開	午前11時00分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。
5 番	5 番 橋場みどり議員。
橋場議員	通告に従ひまして質問いたします。まず「家族介護者支援の充実を」と「一人ひとりの子供のための教育推進を」の2点の質問です。 最初の質問です。紙おむつ給付への手当てを求める質問でございます。10月より消費税が10%になり、また風邪薬などが全額自己負担となる検討がされております。昭和病院の整形外科も患者さんが増えているそうですが、先ごろ湿布薬の保険外適用、また保

湿剤、花粉症治療薬も保険外適用が検討されるなど、よく使われる医療費の経済的負担が増えていくと心配される医療費の 2022 年危機が近づいています。団塊の世代が 75 歳に到達し始める 2022 年から現役世代の高齢者医療のための拠出金負担がさらに急増し、医療保険制度全体の財政悪化が急速に進むと見込まれていることが 2022 年危機だと言われております。よく使う医療費の経済的負担が増えることがとても心配されるわけですが、長年社会に貢献し、リタイアし、自宅で現在介護を受けたいという本人の希望を家族が受け入れ在宅介護をされています。在宅で介護を受けている寝たきり高齢者に対して紙おむつなどの給付で経済的負担を減らしていただいておりますが、現在、年金は減る、また物価上昇の中で、紙おむつへの負担が大変になってきているということです。大人ですから量も多く、尿漏れがあったり、またおなかを壊したりしますとたくさん使います。紙おむつのよいものは厚いので交換時間も長く使えますけれども、値段が高くなります。安いものを量販店で求めても、安ければそれなりで、紙おむつが薄く、何枚も使い、交換時間も短くなり、たくさん使うということになります。急な入院となれば出費も増えます。年金では間に合わず、家族介護者の負担が増えてきています。年金では賄うことが厳しくなっている、何とかしてほしいという声がございます。このような状況があることも承知されておりますでしょうか。一気には無理だと承知しておりますが、リタイアした高齢者に優しい介護が続けられますよう、もう少し紙おむつなどの給付枠を広げるなどの手当てを求めますが、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長

橋場議員にお答えします。御質問の紙おむつ等の介護用品の給付については、飯島町家族介護用品給付事業といたしまして在宅で介護されている家族の方に経済的支援として給付するものであり、給付対象につきましては町の定めた要綱により給付決定をしているところでございます。この制度は、平成 13 年度から始まり、時代に合わせて制度改正を重ねて現在に至っているところでございます。御質問の給付額の増額等につきましては、慎重に研究してまいります。詳細については担当課長から説明申し上げます。

健康福祉課長

よろしく申し上げます。現行の飯島町家族介護用品給付事業でございますが、平成 25 年に見直しを行いまして事業を実施しているところでございます。御質問の入院時の給付の打ち切りにつきましては、町の事業のルールの中に入院時は対象とならないとなっているための対応でございます。自宅にいないということで、入院していないことが条件になっているものです。このほかに、介護保険の施設サービス利用時も給付をしないことなどの取り決めがございます。おむつ代につきましては、同じように自宅にいない状況であります介護保険の施設サービス利用時は施設介護給付費として含まれておりましておむつ代としての支出がないこと、一方、医療保険の入院ではおむつ代は医療給付費に含まれていないため実費徴収や持ち込みであり費用が生ずるという違いがあることも事実でございます。実際の給付額につきましては、さまざまな条件がございしますが、昨年度実績で 21 人の対象者がいらっしゃった、その平均で給付回数については年最大 12 回のところを 7.5 回、平均の利用額は最大給付額の 8 割程度でございました。在宅介護をどのように捉えるかということについてもさまざまな考え方があるところですので、今後、給付対象及び給付額について研究してまいります。

橋場議員	研究していただけるということで、結構なことだと思いますけれども、本当に施設に入られる方の給付はとめられてもわかるということはあると思いますけれども、入院されますと本当にさまざまなこまごまとしたものに対してお金がかかってきます。そういうことも多分御承知のことと思います。本当に、現在、本当もう年金だけではもう本当にきついんだという声が上がっておりますので、ぜひそのところを何かほかの事業と絡んで給付できるようなことができないかとか、あるいはタクシー券などが非常に余っているというようなことがありますので、そういうようなところの工夫などをしていただいて、ぜひ早急な紙おむつの給付ということをお考えいただきたいと思いますけれども、いろいろの事業との絡み合わせての給付を増やすということはどういうものなのか、ちょっとお聞きいたします。
健康福祉課長	議員のお話につきましては、よくわかりましたので、来年度予算これからでございますので、検討していきたいというふうに思っております。
橋場議員	ぜひ検討していただいて、来年度の予算に盛っていただくように求めます。 それでは、2番目の問題です。共生社会に向けインクルーシブ教育、インクルーシブ教育とは、子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障害のあるないによって学ぶ場所が分けられるのではなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の通学級で学べることを目指す教育理念です。それが進められております。インクルーシブ教育は2006年12月の国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で示されました。共生社会とは、社会にある障害者差別を含め、あらゆる差別をなくし、障害者などが積極的に参加、貢献していくことができる社会のことを目指します。しかし、障害といっても発達障害、多動性障害、学習障害、難聴、弱視、肢体不自由、性同一性障害、気分障害、ひきこもりの原因ともなる鬱病性障害、パニック障害などがあります。インクルーシブ教育の対象者としては、障害に認定しないこと、不登校、外国籍、中途退学、非行、貧困、虐待、年齢、性別など、さまざまなニーズのある生徒、児童です。以前に議員の研修で行ったときに、やはりパラリンピックに出場された選手の方が講演に来ておられました。その方が、やはりその中でお話しされたことは、昔は障害者と、それから普通生徒が分けられた、障害者はそういう学校へ行かされたと、だけれども、私のときには普通の生徒と一緒に学習をしたので、生徒たちが特別な目で見るということはなかった、こういうことがあると本当にパラリンピックに出るにも皆さんの理解があるし、非常にいいことだというようなお話もされました。ぜひ一緒に、これからも障害のある方ない方、一緒に学習が必要だという、そういう講演もお聞きしたところでございます。前回もひきこもりについての質問をいたしました。ひきこもりの原因にも障害があることで授業についていけなかったり、いじめや中傷の対象となり、その結果、登校拒否、そしてひきこもりへの道をたどることになります。誰もが分け隔てなく生きられる共生社会は、みんなと一緒に学ぶ教室からこそ生まれるものだと思います。ともに生きる社会を誰もが否定はしないと思っています。教育の場での共生社会に向けて、町はインクルーシブ教育にどのように取り組まれているのかお聞きします。
教 育 長	インクルーシブ教育に関する取り組みのお尋ねであります。インクルーシブ教育とか

ノーマライゼーションと、いろんな言葉がありますけれども、もともとインクルーシブ教育は障害のある子どもと障害のない子どもがともに教育を受けるということでありまして、国内では特別支援教育の充実ということで検討されて、平成 24 年くらいからインクルーシブ教育が唱えられるようになってきて、現在でも国において制度改正が進められているところであります。町はどのように取り組んでいるかというお尋ねであります。当町ではインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を柱に据えて取り組んでいます。子ども一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導や必要な支援を行うことにより、障害のある子どもにとっても、あるいは障害があることを周囲から認識されていないものの学習や生活上困難がある子どもにとっても、さらには全ての子どもたちにとってもよい効果をもたらす特別支援教育を目指しています。そのために、具体的には、学校、教育委員会、医療、保健、福祉が連携し、情報共有を図り対応を検討していること、2つ目には障害のある子どもとない子どもが交流することにより可能な範囲でともに学べるようにすること、3つ目には行事あるいは参観日に子どもたちがともに活動する姿を見て保護者の皆さんの障害者理解を深めることによりインクルーシブな社会の構築に貢献できるようにすることなどを中心に行っています。

橋場議員

お聞きいたしました。

それでは2番目の質問ですが、合理的配慮をしたとき、しなかったとき、どういうことが起きるかということでお聞きいたします。合理的配慮では、生活の中では、以前ニュースでも報じられておりましたけれども、車椅子の方が飛行機に乗られるときにタラップを上ることができなかった、手を貸す人もいなくてはって上ったというようなことが起きておりました。困っている人に対して手を貸すということがなかなかちゅうちょされるわけなんですけれども、学校の中では障害のある子どもが障害のない子どもと平等に教育を受けるため、生活や勉強で困ったことなどや難しいことに手助けするというような合理的配慮をしなかったときと、それからしたとき、どんなふうなことが起きるのでしょうかということで、お聞きいたします。

教 育 長

合理的配慮というのは非常に大切な考えだと思います。私も、かつて現場にいたときに、車椅子のお子さんが2階の教室に行くというときに、昇降機を階段につけていただいたんですが、その昇降機を使って上り下りしたら大変手間ですし時間もかかりますが、子どもたちは、通りかかった子たちが、もう本当にごく当たり前のように4～5人で車椅子を抱えて2階まで運んでいただけると、こういうのは、教育の面で、いわばソフトの面で子どもたちの心に働きかける活動が大事だろうなあというふうに思っています。一方、我々は行政の面もありますので、行政的な配慮も当然必要だと思います。合理的配慮というのは、もともと障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享受または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいうというふうにされております。インクルーシブ教育にはなくてはならない考え方です。合理的な配慮は、障害を持っている子どもが一般的な教育制度から排除されないためにも必要であります。具体的に教育政策ということになりますと、

施設の整備、それから教員の確保、個別の教育支援計画や指導計画などによる柔軟な教育等であります。合理的配慮によって個別に必要とされる配慮が行われ、他の子どもたちの学習活動に参加することが可能になります。合理的な配慮がない場合には、全員が同じ内容を同じスタイルで学習することになりますので、障害のある子どもに障害のない子どもと同じことを強いる、あるいはその逆を強いるということになりがちであります。障害のない子どもと同化することを強いることにならないように、多様性の尊重や障害を持つ子どもたちが能力を発達させ、後々社会に参加することが可能でなくなってしまうということがありますので、これは合理的な範囲ということになりますけれども、できるだけ学校や保護者と相談しながらさまざまな配慮をしていきたいと思っております。

橋場議員 合理的配慮は大切なことだということです。それなんですけれども、具体的に、例えば難聴のお子さんだとか、それから表現ができないお子さんなどがいると思うんですけども、そういう子どもさんたちに対しての具体的な合理的配慮っていうのはどういうふうにされているのか、ちょっと具体的な配慮を教えてください。

教 育 長 障害をお持ちのお子さんの個別の具体的な配慮は、ちょっとプライベートのこともありますので申し上げられませんが、何か課題が必要なときには、保護者の方あるいは学校と一緒に相談しながら、設備や施設が必要なのか、あるいはどんなことが必要なのかということは検討しています。これは、国全体でも特別支援学級は8人以下の人数で行えるようになっておりますし、県でも特別支援教育の教員免許を持っている方を順次多く採用を始めておりますので、個別の子どもたちの対応ができる先生がだんだん増えてきているということもあります。また、県では信州型ユニバーサルデザイン、これは障害のある子にとってわかりやすいやり方は障害のない子にとってもわかりやすいやり方だということで、いろんな取り組みを学校で行っています。参観日に行かれますと、黒板の隅のほうに狙いとか目当てとか振り返りというようなことが最近黒板に書かれていると思いますが、これも事情が急変するとなかなかわかりにくくなってしまいうお子さんに対してわかりやすい授業をするという一環なんですけど、実は、それはそうでないお子さんにとっても授業の進め方がよくわかるという、こういうのを一般的にユニバーサルデザインというふうに呼んでいます、そういったことも取り入れてスキルを磨いているということでもあります。また、町では今年度から特別支援の支援員さんを1名ずつ増員させていただいて、各学校2名ずつの特別支援の支援員の方がいらっしゃいます。コミュニケーションになかなか課題があったり学校に足が向かないというお子さんもいらっしゃいますので、そういった皆さんの適応教室として中間教室も用意して、ちょっと学校とは離れた所で、そこで勉強するというような仕組みもっておりますし、施設、設備は、先ほどありましたけれども、いろんなタイプの方、障害をお持ちの方がいらっしゃいますので、保護者とできるだけ意思疎通をしながら進めていっております。また、先ほどありましたが、一緒に生活するっていうことも非常に大切な要素ですので、特別支援学級に入っているけれども、特別支援学級で真ん丸一日過ごすということは少なく、その子に合わせた授業になりますけれども、例えば音楽会の準備はみんなと一緒に

にやるとか、自分の得意な教科はもとの学級に帰るとか、給食の時間はもとの学級で食べるとか、いろんなことを先生方が調整しながら、ただ、全部それを強いると本当に学校に足が向かなくなってしまう可能性もありますので、様子を見ながら配慮していただいているということです。それから、特別支援学校、ここでは伊那養護とか飯田養護に当たるんですが、そちらに町内から通っているお子さんに関しては、御希望に応じて副学籍という制度を、もうこれは上伊那全体で持っているんですけども、学校からの行事やなんか、お便りが届くようになっておりまして、運動会とか音楽会のときに招待したり来たり、運動会には実際一緒にかけっこなんか走っていただいたりしながら交流をしているという、そんな取り組みをしております。どんなような合理的配慮をしていくかということにつきましては、やっぱり財政的だとか人的な問題もありますけれども、非常に大切なことですので、合理的な配慮あるいは合理的な支援ができるようにこれからも努めていきたいというふうに思っています。

橋場議員 合理的配慮には本当に人材とお金がかかるということは、もうこれは本当に十分承知しております。また、町もそういうことは承知の上だと思いますので、また、これらもぜひ県のほうにも要望していただいて、ぜひ、そういう人材ですとか経済面での援助をしていただくように要望していただきたいと思います。それから、今、支援員を2名配置されているということでしたけれども、特別教育支援教育支援員というのは、当町にはいないんでしょうか。

教 育 長 特別支援教育の支援員っていう方は各学校2名で6名います。教員免許をお持ちの方もいますし、保健師の免許をお持ちの方もいますし、子どもにかかわる何らかの経験をお持ちの方に行っていただいております。その方々が特別授業をするということはないんですけども、ほかの先生と一緒に、あるいは特別支援学級であつたり通常級であつたりしますけれども、必要性に応じてそれぞれの方がそれぞれのクラスで子どもたちとかかわっていただいている、小学校ですと1年生2年生の教室に行くことが非常に多くあります。そういった方々の研修会、懇談会というか研修会、情報交換会も年に2回ほど教育委員会で計画して行っております。

橋場議員 その特別教育支援教育支援員がいるのといないのとではどういうふうに変わっていくんでしょうか。

教 育 長 これは大変大きな違いがあります。1年生、人数は年によって違いますが、20何人から30人ちょっとくらいの人数がいるんですけども、特に入ってきたときに1年生が、それは障害があるなしにかかわらず大変落ち着かない。もちろん障害があつて落ち着かないお子さんもいらっしゃるかもしれませんが。そういった子にはどうしても個別に寄り添って、はい、ここで教科書を出すんですよとか、今ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないっていうようなことを子どもたちに優しくアドバイスしていただく。場合によっては子どもたちが教室にいられなくて出ていってしまうようなときにも、担任の先生、ほかのお子さんを置いておいてというわけにいかないときには支援員の先生方が面倒見ていただいたり、あるいは授業中に登校してくるお子さんもいます。そうすると、先生は授業をしていますので、その子を温かく迎えて、どうしようって、きょうは

	どうするっていうような話をするのは、やはり支援員さんたちがなくてはならない仕事で、本当に一日中、子どもたちにつきっきりで子どもたちの支援をさせていただいているという現状があります。
橋場議員	よくわかりました。それから、特別教育支援員、教育支援員の方とは懇談会等をされているということなんですけれども、支援員の教育ですとか研修はどのように行われており、また支援員との懇談っていうのもされているのかどうかお聞きします。
教 育 長	支援員さんの多くはもともと先生であった方が多いので、かなりそういったことの知識をお持ちです。あるいは保健師であった方だとか社会福祉士をされていたような方をお願いしておりますので、事細かな打ち合わせ等はなくとも大丈夫なんですけれども、学校の中で起きた1つずつの課題をどうしていくかっていうことは、校内で検討会議をしていただいて、そういうときにはもちろん支援員さんも加わっていただいて、その子にどういう支援が必要かっていうのはそれぞれ情報交換しながらやっていただいています。教育委員会で何か特別な支援員のための研修っていうのは、先ほど申した2度ほどの懇談会っていうんですかね、支援員さんたちの情報交換をしながら、こういう方法が有効だったとか、こういうことがよかったというようなことを交換していただきながら進めていますし、もし、そういう研修の機会がこれから、支援員さんっていうのは大体どこでも市町村費でお願いしている方なので、県の研修ってなかなか機会がないものですから、そういったような機会がこれから出てくるっていうか、またお願いもしながらですけれども、出てきたときには積極的に参加していただけるような体制はつくっていきたいと思っています。
橋場議員	情報共有もされているということでお伺いしました。働き方改革が行われているんですけれども、担任との打ち合わせの時間や方法が十分とれているのか、今、何か大分先生方きついようなお話を聞いたりするんですけれども、経験の浅い教師には日々の授業をしていくだけで精いっぱいだというようなこともあると思います。その中で、教師のつらさですとか悩みですとか、そういうことに対してどのように対応されているのかお聞きします。
教 育 長	おっしゃるとおりの悩みがあります。一般的には、初任の先生方には初任者研修制度がありまして、県でも指導する方を何人かに1人というように手だてをしていただきますし、研修が毎週、県の教育センターで行われて、研修を積んでいます。2年目からは一応自立ということになるわけなんですけれども、もちろん経験が浅いので、基本的には校長、教頭をする職場で、あるいは2年目3年目の先生方が学級経営だとか、あるいは生徒指導について、オン・ザ・ジョブ・トレーニングっていいですけど、その学校の中でいろんな役割を決めて先生方の支援をしていくというのが一般的です。それから、支援員さんに関しては、そういった先生方と懇談するんですけれども、週に一遍は学年会がありますので、そこで情報交換できますが、緊急事態っていいですか、急なことがあれば、その都度、校長、教頭を交えながらどうしていったらいいかっていう方向性を探る話し合いをしております。おっしゃるとおり、先生方忙しくて、いわゆる打ち合わせっていうのが、なかなか小学校の先生、時間がとれないのはおっしゃるとおりです。まし

てや英語が入ってきたりプログラミングが入ってきていますので、例えば英語の支援員の先生と打ち合わせする時間も、通常はずっと授業をやっていますので、もう本当に短時間で打ち合わせをするしかないという厳しい状況です。ある程度経験を積んで慣れてくればやりとりがわかるようになると思うんですけど、そういった面では大きな課題だと思っています。ここら辺のところは制度的な問題もあってなかなか難しいところはあるんですけども、できるだけ職場内でそういった話が気軽にできる雰囲気をつくってくださってということは、校長先生にお願いはしております。

橋場議員

大変に難しいということですが、やはり新任の教師さんたちは、それぞれ思いの中で教師生活をされていると思います。そんな中で、やっぱりそういうコミュニケーションとかがとれていかないと、それに潰されてしまって、よい先生であっても、またやめざるを得ないとか、退職されるとか、また鬱病になられるとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、どうか、その辺、大変忙しいとは思いますが、ぜひ、そういう課題を考えていただきまして、検討していただきたいと思います。

それから、2番目、2－4の質問に移ります。就学時の相談の機会や情報提供、対応はどう進められているかについてお聞きします。共生社会に向けて、就学時に本人に一番合った相談、指導や社会参加ができるような情報提供の対応はどのように進められているのかお聞きします。

教 育 長

就学時でない通常の場合には、保育園児であっても小中学生であっても、飯島町要保護児童地域対策協議会、要対協と呼んでいますが、この中に実務者会議、あるいはケース会議というのを設けておりまして、素早く保育園や学校や保健師さん、あるいは子ども室が中心になって対応しておりますし、それぞれ情報が共有されております。場合によっては児童相談所からアドバイスをいただくということもあります。就学に関しましてですが、保育園から小学校の場合ですが、保育園の巡回相談に心理士の方や作業療法士の方が同行していただいて、情報、あるいは場合によっては検査をする場合があります。それから、日常生活について、教育支援委員会でその子どもにとって最もよい学びの方法、学びの場はどこかということを時間をかけて検討しています。教育支援委員会っていうのは、保育園、小学校、中学校、特別支援の先生や校長、教頭、それから心理士さん、作業療法士さん、保健師さん、あるいは家庭相談員や教育相談員さんなどが集まりながら、詳細な検討を時間をかけて行っています。小学校の特別支援の先生の中にはコーディネーターという中心的な役割を担う先生が小も中もいらっしゃるんですけども、こういった先生が保育園の活動を参観に行ったり運動会を見に行ったりして、その子の特性を、情報は来ますけれど、実際に目で見てそのお子さんの特性を探るということもしております。その間に、該当の保護者や、あるいはお子さんは、特別支援学級であったり特別支援学校であったりしますが、複数回それぞれのところを見学してもらって、体験入学って言ったら変ですけど、体験をしていただきながら、その子に合っているかどうかというようなことを保護者と一緒に見ていただいております。そういうようなことをしながら、教育支援委員会でその子の就学にはどういった形態が一番いいかということを検討しまして、判定を出します。それは、例えば特別支援学級がいいで

すよとか、特別支援学校がいいですよってということが判定になります。これは、教育委員会として保護者にお越しいただいて、保護者と教育委員会で情報交換しながら一緒に考えて、こういう判定が出て、こういう就学方法がいいと思うんですけどもというようにお話を丁寧にさせていただいています。これは保護者とか本人の希望が非常に大事ですので、支援委員会の判定と保護者の希望が必ずしも一致するということは限りませんけれども、基本的には保護者の希望を第一に考えて就学先を決めることになります。それが支援委員会の決定と違って、じゃあ、その場でどういう支援ができるかということは、学校と教育委員会、あるいは学校と該当の保護者と話をさせていただいて、事細かに支援計画を進めていくということになります。また、小学校なんかでは、説明会があるんですけど、入学の前に、その日の午後、時間をとっていただいて、ちょっと心配な保護者の方は、学校の先生、特に特別支援のコーディネーターの先生と相談する機会もありますので、その場で、いや、やっぱりこっちにしようっていうふうに考えられる親御さんもいらっしゃる。いずれにせよ、その子にとってどういう居場所、どういう教育方法がいいかということは、かなり丁寧に積み上げながらやっていきますし、それは確定ではなくて、入学後、実際入学してみたらこうだったから、もうちょっとこういうふうにしたほうがこの子にいいんじゃないかということですが、先ほどお話あったインクルーシブってことは絶えず念頭に置きながら、その子が能力を発達させてほかのみんなと社会の中で活躍できるようにしていきたいという願いで、学校の先生方も一緒に取り組んでいただいているという現状であります。

橋場議員

よく考えてやられているようなので、ちょっと安心をいたしました。っていうのは、やはり特別支援学校に行っても途中でやっぱりこうしたかった、あるいはこうしたほうが、就労を考えるとこっちのほうがよかったんじゃないかとか、途中でいろいろ考えは変わるというような保護者の方のお話も聞いておりますし、それから、そういう説明会であつたりとかの中でも説得されたような感もあつたりとかっていうようなこともお聞きしますので、その人によつての捉え方が違うと思いますけれども、今聞いておりますと本当に丁寧な説明をされておりますので、ぜひ納得していただけるような説明を今後も続けていただければと思います。

それから、では次の質問に移ります。インクルーシブ教育を進める中で、現在も進んでいるわけですが、変わってきたことはあるのか、また保護者からの何か御意見などは出てきているのか、あつたらお聞きいたします。

教 育 長

平成 19 年に特別支援学級という名称ができたと思います。それから、24 年から今お話しインクルーシブ教育が唱えられるようになって現在に至っておりますが、これは、あくまでも支援を要する子どもたちを通常の学級に入れ込むということが目標ではありませんでして、本来は、そういう教育システムとか学習者の学習環境に多様性があつてもそれに対応できるようにしていくという、そういう営みというふうに理解しています。そのための指導方法、子どもにどう接していくか、どういう対応をしていくかという、これは先生方や学校の力によるところが大きくありますが、その同じ時期に発達障害ということが大変話題になって、先生方が大変勉強してきましたので、現在は、そう

いった発達障害のお子さんに対する対応とか指導方法っていうことについては、かなり先生方は熟知されてきましたし、新しい先生も大学で勉強されてくるようになってきました。でも、毎年何らかの研修をしてさらにスキルアップを図っていくということは欠かすことはできません。国のほうでも、そういったことがありまして、スクールカウンセラーの先生、それから今では医療、福祉に非常につながるスクールソーシャルワーカーっていう方がいらっしゃるんですが、この方々も、これはこの地区であれば伊那の教育事務所に何人かいらっしゃって要望に応じて来ていただくんですが、医療、福祉につなげたい、あるいはその相談をしたいっていうときにはスクールソーシャルワーカーの方が見えますし、子どもたちの内面的な相談を、あるいは保護者の相談をというときにはカウンセラーの先生に活躍していただいている状態です。ですから、1つは先生の学校でのスキルアップっていうことはもう当然必要なんですけど、やっぱり国の政策の中でカウンセラーだとかソーシャルワーカーを多くしていただくということは非常に重要だというふうに思っています。保護者からの反応ですけれども、そういったことがうまく回って、子どもたちが毎日生き生き生活できているというふうにおっしゃっていただける方もありますし、もっともっと通常級で学ぶ機会を多くとってほしいという御要望もありますし、何より将来この子が自立して、つまり親御さんの力を借りずに自立していけるようになるかどうかということが保護者の方が一番心配で、そのためにはこの子にとってどういう環境がいいかっていうことを本当に心配されて相談されるという保護者の方が多くいらっしゃいます。町としては、そういったことも含めて、障害をお持ちの方が一般的な教育制度から排除されることが決してないように、それから、個々に必要とされる合理的な配慮って一体どういうことかと、あるいは特別支援教育はどうあるべきかということとは、これからも絶えず考えていきたいと思っています。

橋場議員

特別意見がないということで安心はいたしました。何ていうか、誤解をちょっとされているような保護者の方もいらっしゃると思うんですね。一緒に生活をする、一緒に学ぶというところに誤解をされている方もいらっしゃると思いますので、また、そういう就学時の情報ですとか、そういう指導の折には、そういうところの説明もしていただけるといいのかなあというふうに感じておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。共生社会に向けてのインクルーシブ教育は、全ての子どもたちの理念のもとに一人一人の状況に合わせた取り組みをされています。お金と時間のかかる、非常に難しく大変な取り組みであると考えております。社会参加ができなければ、将来の労働力にも大きく影響してきます。障害を理由に差別されることがなく、社会参加ができる基礎を早いうちにつくる必要があります。私は、インクルーシブ教育を広げるには、学校だけでなく、保育園や子どもがかかわるところに町の呼びかけをしてほしいというふうに思っております。インクルーシブ教育は、突き詰めればみんなで支える社会、町長も所信表明でたびたび言っておられます。みんなが頼り合える社会にしようということだと思います。社会の大きな変化の中で、町の教育の将来像をどのように描いておられるのか、町長にお伺いいたします。

町長

ただいまの橋場議員と澤井教育長の質疑応答の中で、インクルーシブ教育という私た

		ちにとっては余り聞きなれない言葉についての議論が重ねられたわけなんですけども、きょうは、この議論を聞いている多くの町民の方々が、ああ、こういう問題があるのかという1つのきっかけになったのかなあというふうに思っております。やはり、こういう話題をやっぱし身近に感じる、そういった醸成が必要なんではないかなというふうに考えております。これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者が積極的に参加、貢献していくことができる共生社会を目指すことは、我が国においても地域においても積極的に取り組むべき重要な課題だと認識しております。そのためには、学校におけるインクルーシブ教育は重要な役割を果たすと思っております。障害のある子どもが能力を伸ばし自立して社会参加ができるよう、医療や保健、福祉、それらの連携と、それを強化し十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要だと認識しております。そのための合理的配慮を今後も進めてまいりたいと考えております。また、地域社会の中で活動し豊かに生きることができるとも必要ですので、学校教育では、同世代の子ども間の交流や特別支援学校の副学籍制度の活用など、ともに学ぶことができるよう、学校や地域で配慮していくことも重要だと考えております。さらに、地域において障害者理解を進め、ともに生きる中で公平性を確保しつつ、社会の構成員としての基礎をつくっていくことが求められておりますので、福祉的な支援を含めた総合的な支援と人権面での社会理解を進めてまいりたいと思っております。
橋場議員		以上で終わります。
議 長		ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。
休 憩		午前11時43分
再 開		午後 1時30分
議 長		会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 4番 中村明美議員。
4番 中村議員		それでは、通告に従いまして一般質問を行います。初めに、下平町長におかれましては、2期目の、午前中來、施政方針等、御決意を伺いまして、ぜひとも質問において前向きな御答弁がいただけることを御期待申し上げ、質問をしてまいります。 1「新制度「地域ポイント」の推進状況は」について伺います。第5次総合計画の誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくりでは、本年度、地域ポイント制度を創設しました。その目的を健康増進事業や越百黄金の地産地消を目指したポイント付与を足がかりとし、さらなる町民の健康と福祉の向上へ各種検診や健康教室などの充実をすると施政方針で説明、健康福祉大会で町民に紹介され健康ポイントがスタート、既に目標ポイントをクリアしている方もいます。地域ポイントとしたからには、全課がこの制度に取り組むの

だと認識しています。この制度が支え合い社会を推進する中、町民の意欲と主体性が強調され、地域振興につながることを願うものです。午前中の質問項目、生涯学習の充実の一端にもつながってくると思います。スピードある事業展開を求めますが、地域ポイントの推進状況と次年度に向けポイント範囲、項目ですね、の拡大への各課における取り組みを伺います。

町 長

中村議員にお答えします。地域ポイント事業は、飯島町いいちゃん健康ポイントと銘打ちまして令和元年7月1日より開始いたしました。今年度は健診を受けた方、地域の健康教室や集まり等への参加、また飯島産環境共生米越百黄金の購入に対しましてポイントがつくようになっております。50ポイントをためると500円のいいちゃん商品券を全員にプレゼント、さらに、その応募者の中から令和2年度の健康福祉大会におきまして豪華景品が当たる大抽選会を実施するという内容でスタートしておるところでございます。ただいま御質問のポイント範囲の拡大について、質問されました。さまざまところから要望が出ている状況でございます。健康によいことを中心に健康ポイントということで始めたわけですが、今後は、町の皆さんが楽しみながらポイントを集め、地域が活性化し、町の皆さんが元気に暮らせるようなものにしてまいりたいと思っております。例えば、先ほど御質問がありましたいいじま御助隊への参加登録でポイントづけができるなど、柔軟に考えてまいりたいと思っております。この制度が広がっていくよう、ぜひ町の皆様のお知恵をお貸ししていただきたく、お願い申し上げるところでございます。具体的な内容は町のポイント制度プロジェクト会議で検討しておりますので、ぜひ、そこへどしどし御意見をいただければありがたいというふうに思っております。なお、現在、ポイントをためシール台帳を提出されました方は21名であります。はっきり言って出足が鈍いように感じておるところでございます。町では機会を捉えて宣伝をしているところですが、まだまだ住民の皆様へのお伝えができていないというふうに考えております。情報発信をより強化してまいりたいと思っております。今のポイントは令和2年6月1日が締め切りで、まだ半年ございます。ぜひ、町民の皆様には、健康にいいことを実行していただき、多くの皆様の応募をお願いしたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

中村議員

今、町長のほうから現在21名ということ、また具体的にはプロジェクトチームでポイントの内容を詰めていくということでしょうか。そのようなお答えとお聞き取りをいたしましたけれども、住民も大事なんですけども、これ、全課の中でもう既にやっている事業の中でこれはポイント化できるなというものもあると思うんですね。だから、町民町民というふうなことではなくて、例えばですよ、私がぱっと思いつくところでは、例えば防災訓練、またはごみゼロ運動に参加、それとか犬とか猫の里親になった、植栽ボランティア活動をした、または結いの会に参加した、こういうもう既に町の事業の中でやっているものがあって、各課が、じゃあこれは1個うちの課でポイント制度に入れようじゃないかという、そういう課の中でも挙げさせるということも大事じゃないでしょうか。それを1回に全部っていうことではなくて、次の年に増やしてもいいと思うんですけども、まずは町がそういうふうに1個声を上げていくっていうことが、ま

	た町民への反響を呼んでいくのではないかというふうに思います。各課が、やっぱりやる気があればすぐにでも挙げられると思うんですよね。そして、この健康ポイントっていうのはよくある名前なんですけれども、もう少し明るいイメージで、これが地域の活性化とか、それぞれ支え合いとか、そういうふうに行くのであれば、結局これをする事によって健康になって笑顔がっていう、そういうふうになんか幸せな喜びにつながるのだとしたら愛称を、スマイルポイントとか、にこにこポイントとか、親しみやすい愛称を持ちながら、そして各自治会のほうへ入って行って説明会をするというような、そんな、町長のリードでもうちょっとスピード感のある制度の推進をしていくべきだと私は思うんですが、町長、所感を伺ってよろしいでしょうか。
町 長	スタートが健康ポイントという健康が銘打ってございますので、その範囲をなかなか脱し切れない真面目さがあるのかなというふうに思っております。既に伝達しております。地域ポイントということで、いろいろな形で利用できるのではないかと、住民の皆さんのまちづくりへの参加について、それが増進されるような1つのツールにしてほしいということでございます。各課それぞれの想像力、実行力が問われるところだと思っております。
中村議員	それでは、町長のリードでスピード感ある制度の改革を次年度に期待いたしまして、2番目の質問に移ります。 「ロタワクチン予防接種補助を早急に実施すべき」について質問いたします。乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染予防ワクチンについて、厚生労働省は定期接種化を決めました。このウイルスは、まず、先進国、発展途上国を問わず感染が起こり、重症化しやすくひどい脱水症状やけいれん、脳炎への注意が必要とのこと。町はロタウイルス感染についてどのように認識しているのか、また町の感染状況を把握しているか伺います。
健康福祉課長	ロタウイルスは、下痢、嘔吐、発熱などの症状を起こす胃腸炎でございます。感染力が極めて高く、5歳までに全ての子どもが感染すると言われております。衛生状態が改善している国でも感染予防は難しいというふうに言われております。通常は1週間～2週間くらいで自然に治るのですけれども、特に初めての感染がとても症状が重く、まれではあります。重症例では脳炎発症を起こしたり死に至るっていうこともある病気です。日本で入院を要した5歳未満の急性胃腸炎の4割～5割がロタウイルスであるという調査もあり、油断ができない感染症であるというふうに認識しております。御質問の町の感染状況につきましては、統計はないところではございますが、乳幼児健診や育児相談での聞き取りでは、ロタウイルスによるものかどうかは不明ですけれども、胃腸炎による入院が年間に数件あるというような状況です。
中村議員	町の状況、またロタウイルスの病気の状況を伺ったわけです。特に、今、課長のほうからお話がありましたが、一番最初にかかったときがすごく重症になるっていう、ひどければ命にも危険を及ぼすような、そういうウイルスのようです。 それで、②の質問に移ります。現在、ワクチン接種は任意のため希望者が自己負担で行っており、費用は総額2～3万円かかります。接種率は全国平均7割程度、都道府県

別に見ると地域経済格差により接種に差が出ている可能性があるため、国は全国でひとしく接種率を向上させるよう定期接種化を決めました。感染力が強く治療もないため、予防接種が重要とのこと。この国の制度は2020年8月以降に生まれたゼロ歳児は接種が原則無料となる予定ですが、現在ゼロ歳～5歳で接種を希望しているお子さん、また来年の8月までに生まれるお子さんは接種費用が自己負担です。ここは町が接種費を負担し、感染抑制を図る必要があると思います。子どもは地域の宝、国の制度開始の前に誕生している乳幼児も取り残すことなくロタウイルス感染から守るため、国の定期接種制度を待つことなく年内で接種の検討をし、早急に接種補助を実施していくことを求めますが、子育て支援のまちとしてどのようなお考えか伺います。

町長

国は、子どもの命を守るためにここ数年の間に新たな定期の予防接種を定め、無料で予防接種が受けられるようにしています。御質問のロタウイルスワクチン予防接種につきましては、国が数年かけて協議して、このほど定期接種化となったところでございます。国が慎重にも慎重に協議して研究し、定期化しているとのことでございます。町は、国の法律に合わせて実施する方向でございます。詳細につきましては担当課長から説明いたします。

健康福祉課長

町長の答弁にありましており、ここ数年のうちに水痘、ヒブ、小児の肺炎球菌、B型肝炎などが定期の予防接種に新たに加わりました。ロタウイルスワクチン予防接種につきましては、今申し上げた新たな予防接種と同じ時期、平成24年ごろから定期接種化の議論をしていたものです。ほかのワクチンが定期化される中、ロタワクチンについては、予防接種の副反応の調査等、慎重な議論を経て、このほど令和2年8月生まれ以降のお子さんを対象とし、令和2年10月からの定期化となった次第でございます。ワクチンの単価や医師会、ワクチン取り扱い業者との契約等、事業開始に向けた具体的な準備はこれから始まるところでございます。直近ではB型肝炎の予防接種が定期化となったわけですが、そのときも県が中心となって県医師会との調整を行い、事故のない体制を整えました。また、定期の予防接種は上伊那市町村での取り決めで行う事務がございまして、先行して実施することはなかなか難しいところでございます。定期の接種化によるワクチンの安定供給や接種体制の準備、有効性、安全性の観点から、国が決定した時期に接種を開始することが安全であるというふうに考えております。また、制度開始に当たりましては、どうしても区切りがあり、生まれた日が1日早いだけで対象外になる方もいらっしゃると思いますが、ここのところは御理解いただきたく、お願いいたします。

中村議員

定期化というのは国と同じでいいと思うんですね。今、任意になっているわけで、任意で受けるお子さんへの補助というのをやっている多分自治体もあると認識しております。それなので、当町の中で、定期という考えではなくして、任意で受けられる方、そういう受けたくても今ちょっと経済的にという方がいらっしゃるのではないかと、いうふうに思うわけなんです。そういう人たちが任意で受けさせたいと、特に2歳までが感染の確率が高いわけですから、そういうお子さんをお持ちの方が受けさせたいと思っている方、任意で受けさせたいと思っている方々への補助というのは考えていてもいい

いのではないかなあというふうに思いますので、確かに今説明がありましたようにリスク、副作用というものはありますので、腸重積症という副作用があるようでございます。これは我が党としても国のほうにしっかりとした説明をしていくように要望しておりますけれども、そういう中であっても親御さんの考えがあつてさせたいという人があつたら、町も何らかの補助を考えていつてあげたいというふうに思いますので、ぜひとも検討を求める次第でございます。

それでは、3つ目の質問に移ります。「多胎育児への支援の充実を」双子や三つ子といった多胎児の子育て支援は、さまざまな困難が伴います。離乳や夜泣きが間断なく続き、寝不足、子どもを連れての外出が難しい、早産や低出生体重などのリスクもあります。多胎育児への周囲のまた無理解と、そんな中で孤立感などもあります。核家族化や社会環境の変化も加わり、母親の不安や孤立感は大きくなっています。双子を育児中の方から、町のいい子センターに2人を連れ出すのが大変であることや病気感染したときの心配を考えると利用に踏み切れない、また保育園児の迎え時などのサポートが欲しいなど、双子の育児ならではの悩みを伺いました。町の飯島版ネウボラで育児支援が盛り込まれています。その中でもファミリーサポート事業は、まさに双子さん以上のお子さんをお持ちの家庭のサポートとして有効ですが、相談者にはこの支援事業が伝わっておらず、残念でした。この事業の所管は、今年度から社協から教育委員会にスムーズに移行ができていますでしょうか。乳児は日々成長、それとともに母親は育児の心配や悩みも日々変化します。そのようなお母さん方を応援するためにもファミサポがうまく機能してほしいものです。それには、事前に説明してあるから相談がないことは悩みがないものだというふうに判断してはいないでしょうか。当事者は、こんなことを相談すべきかと迷い、頑張っているうちに心身を限界に追い込んでしまいがちです。不妊治療でやっと待望の子どもを胸に抱いた喜びが、養育環境の変化により子どもを虐待してしまう母親もいます。多胎育児家庭の虐待死の発生頻度は、一人で生まれた家庭の4倍に上がるとの調査結果もあります。決してそのようなことを起こさないために、定期的な家庭訪問、また電話、メールでの連絡など、寄り添う支援が重要です。保健師の訪問相談は定期的に行っているのでしょうか。また、ファミリーサポートの周知と活用状況も関連して伺います。

町 長

子どもさんが生まれてにぎやかな家庭が増えることはとても喜ばしく、お祝い申し上げるところでございます。双子や三つ子さんが無事お生まれになるのは、重ね重ねのお祝いでございます。一方、双子、三つ子の子育ては、とても大変なこととお察ししているところでございます。町では、子育て世代包括支援センターを置きまして、子育て中の皆様のニーズにお答えした取り組みを行っており、これからもきめ細かな活動を皆様とともに進めてまいらなければならないと思っております。ファミリーサポート等の皆様方の活躍も周知徹底する中で御利用いただきたいと思いますけれども、子育て分野においても、もっと低いプラットホーム、先ほど申しましたいいじま御助隊という考え方もできるのではないかと考えたりしておるところでございます。お尋ねの状況につきましては、母子保健を担当する課長よりお話しをさせていただきます。

健康福祉課長

まず、飯島町の多胎児の出生の様子でございます。平成 25 年からは毎年 1 組から 2 組ございまして、以前よりも増えているように思っております。御質問の保健師の訪問についてでございますが、双子さん三つ子さんの御家庭には、退院後なるべく早い時期に連絡をとり、訪問をする等を行っております。出産した医療機関との連携、地域のサービスの紹介や子育て支援センター、子育て支援コーディネーターにつなげることなど、町職員の訪問だけではなく支援を組み立てているところです。ちなみに、この 12 月 21 日の土曜日には双子さん三つ子さんの御家庭の交流会を行おうと、今企画しているところでございます。これは子育て世代包括支援センターがお声かけをして開催するもので、同じ状況の御家庭をお誘いして、知り合い、交流する場をつくり、情報交換をしたり育児の大変さを共有したり工夫していることを話し合ったりする中で仲間づくりができれば、いい時間を過ごせたらいいなあというふうに考えておるところです。双子さん三つ子さんの御両親、おじいちゃんおばあちゃん、御家族おそろいでの御参加をいただきたいと思い、この場をお借りしてお願いいたします。

教 育 長

ファミリーサポートの関係のお尋ねがございました。多胎児のお子様に限ったわけはありませんけれども、町の子育て支援としましては、育児、子育てで悩んでいることを気軽に相談できるように相談窓口を用意しております。相談は子育て支援センターに直接おいでいただいても結構ですし、電話で相談することも可能であります。また、お話にありましたファミリーサポートセンターの事業、あるいは保育園の一時保育等も支援策として用意しております。ファミリーサポートにつきましては、受け入れ側とのマッチングの問題もあるかとは思いますが、できるだけそういったことがかなうようにしていきたいと思っています。とりあえず一人で悩まないで、もしそういったことがあれば、まずは子育て支援センターに電話をいただくなり御相談をいただくなりしていただきたいなあというふうに思っております。教育委員会では、ファミリーサポートをお預かりしているわけですが、今まで以上に気軽に御相談できる体制や周知には努めていきたいと思っています。

中村議員

いろいろ支援方法はとられているようなんですが、実際、現場のところにはそういう支援内容が伝わっていないところがあるんですね。それは、多分親御さんも必死なので、相談する内容がこんなのでいいのかどうかのかっていう、先ほども申し上げましたけれども、とても不安になったり、こんなことを相談したら恥ずかしいなってしまうところがあるのが、これがちょっと普通かなというふうに思います。ですので、子どもの成長段階に合わせて、どんな状況かということを、やはり今の時代ですのでメールでもいいですので、そういう情報をやりとりして、そしていち早く、悩まないで相談して、支えてあげられる体制というのを、もう一度ここでおさらいして、そういう特に双子さんや三つ子さんをお育ての親御さんには周知を徹底して状況把握していくことを求める次第でございます。

それでは、4 番目の質問に移ります。「小中学校での学力強化への取組・ICT 活用授業の実態は」について、ここでは 4 点ほど伺ってまいります。

①でございます。小学校の学力評価は、成長段階に個人差があり、6 年間で小学

教 育 長

校時に求められる学力が習得できる学習指導が望ましいと思っています。中学校では、高校進学などの選択が求められ、一年一年の科目の習得が大事になります。そのために教育環境が重要であることから、初めに、当町の小中学生、児童、生徒の学習能力は、県下、全国というのはちょっと見られないかと思うんですけども、県下の中でどのような位置にあるのか、どのように評価しているのか、初めにお伺いいたします。

子どもたちの評価の問題であります。生徒の学習評価の観点というのは、以前から知識、技能が強調されますが、そのほかにも思考力、判断力、表現力等、あるいは学びに向かう力や人間性等の3つの観点がございます。新しい指導要領からは、これらの3つの観点が評価の観点ともなりますので、大事にしなければいけないという部分では、知識、技能に限らず、思考力だとか学びに向かう力というのともあわせて子どもたちの学力として評価すべき、そういう流れの中にあります。ペーパー試験としましては全国学力・学習状況調査、あるいは学校で何らかの標準テストを受験しておりまして、平均点だとか、あるいは偏差値を学校では把握しております。これは、高い低いというよりは、理解の定着の分析に主眼を置いています。これは知識、技能の評価が中心で、総合的な学習評価というわけではありませんけれども、当町の生徒の学力分布でいいますと、小学校は比較的フタコブラクダ型に近いかなという分布をしていると思います。あるいは高原型といいますが、普通は山形になるんですけども、高原型になる傾向を持っております。ただ、いずれも、2つの小学校とも人数が20人40人というような非常に少ない数字ですので、1人当たりの影響力が非常に大きいということもあって年によって大きな変動をしているので、一定の傾向を見とるというのはなかなか難しいです。中学校になりますと、ある程度人数も増えてきまして、分布もいわゆる山形の正規分布といわれる形に比較的近づいてきますし、全国学力テストでも正答率は小学校のときよりも向上しております。思考力、判断力、表現力、あるいは学びに向かう力、人間性については、これはペーパーのテストというのは難しいんですが、一緒に行う学習状況調査の質問紙の項目の中で見るということになりますが、その中で、例えば「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」と答える生徒や「友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている」と答える生徒の割合は、全国や全県に比べても非常に高くなっております。そういった割合からは、そういう面での思考力なり自分の考えを深める力であったり学びに向かう力については、かなりの子どもたちがそういう力を持っていると。ペーパーで割とはかりやすい知識、技能の部分は、先ほど申したとおり、人数も少なかったり、分布が少し正規分布になっていないという傾向はございます。

中村議員

状況を伺いました。思考力の部分では、我が町の生徒は高いということで、すばらしいことだなあというふうに今思った次第でございます。

それでなんですけれども、②の質問に移るわけなんですけれども、午前中の質問の中でも社会文教委員会の視察先の結果を通して質問をされておりましたけれども、社会文教委員会は、掛川と、もう一つ西伊豆町というところ、静岡県なんですけれども、その学力に対する町の取り組みを視察してきたわけでございます。それを参考にお話しし

ながら町の取り組みの今後ということで伺っていきたいと思います。社会文教委員会では、民間連携事業で公立の小中学校の学力向上を図り、子育てしやすいまちづくりに取り組む静岡県西伊豆町を視察しました。同町は、平成 26 年、全国レベルから見て弱い国語力向上を目的に、1 校の小学 5 年生を対象に株式会社増進会ホールディングス、俗にいう Z 会と通信添削学習指導を開始。その背景には少子化が原因で起こる教育面での学力低下を防ぎ、都会との学力差もなくし、我が町で子どもたちが自信を持って将来展望ができる環境づくりへの熱い思いから起こっています。当初、公立小学校で Z 会導入は実績がなく、民間連携の取り組みが注目されたようです。学習内容は、Z 会が学力テストで個人個人の評価を学校教師の学習指導でフォロー材料として活用できるようにしております。子どもたちの個性を伸ばせるよう連携を図っていました。民間連携による教育の将来像についてですが、テストの点イコール子どもの本当の学力といえるのかは疑問ですが、しかしながら都市部との教育環境格差は現実的な課題です。民間連携は、教員が有効な指導法に使えるかにかかっていると思います。西伊豆町の民間連携は、1 つの方策として参考にしてきたわけでございます。当町におきましても、高齢化ということで、少子化も今課題になっております。そういうことで、教育環境も脅かされてくるというか、教員の数も減少してくる、そういう中で子どもたちの教育を充実させていくということに頭を抱えるところではないかというふうに思います。今後、学力科目も変化し、ICT の導入など、学習環境は時代とともに大きく変化しており、人口の多い都会との学習環境格差を招かないよう、地方では学力向上への我が町の独自の取り組みが重要になってくると思います。こういうことを過疎の地域とか地方が今考え出しているところと感じております。教育長は、飯島の子どもたちの個性を生かし、そして学力を伸ばすためにお考えをお持ちだと思います。そこで、教育長の構想をお伺いいたします。

教 育 長

子どもたちの学力向上の手だてというのは、それぞれの地域でそれぞれの取り組みがあると思います。今お話にあった市町村では通信教育の大手と連携しながらやっているという、それがうまくマッチングしているということではないかというふうに思っています。当町では、1 つは、来年度から小学校で始まります新学習指導要領、先ほど申し上げましたように、知識、技能だけではなくて、さまざまな力を総合した学力を求めるという観点に立っておりますので、この学習指導要領がうまく実施されるということが 1 つの大きなポイントではないかというように思っております。知識、技能だけに集中するわけではなくて、話し合い、あるいは発表の場を取り入れながら総合的な学力の向上を図りたいという思いでいます。そのための 1 つには、まずは先生方の授業力向上を図ることが大きなポイントになると思います。先生方が本来の授業を中心とした計画を立てられるように、学校の負担が軽減されるための配慮をいろんな面でしていきたいと思います。例えば来年度導入予定の公務統合支援システムというパソコンソフトがあるんですけども、これで統一的なフォーマットで先生方が出欠管理とか指導要領を記入することによりまして、集計等が非常に簡単に行えるようになりますし、これ全県で導入予定ですので、転勤しても新しいフォーマットを自分でつくらなくてもいいというメリットがあります。数年のうちには全県に広がるというふうに思っています。2

つ目は、今回の改定で大きく取り上げられています I C T 教育の充実があると思います。もう電子教科書を使って授業を進めていく一歩手前まで来ております。電子教科書というのはパソコンのソフトの中にありまして、ところどころクリックすると、例えば鳥の名前があれば、クリックすればその鳥の映像が出てくるというタイプのものですが、まだまだ試験段階ではありますが、そういったことに I C T 機器を使っていくという時代が来ています。現在でも 4 年計画でパソコン教室のパソコンを更新したり、タブレット、あるいは電子黒板、書画カメラ、それから今申し上げました電子教科書の一部導入を進めてきております。また、それに伴いまして先生方の研修がどうしても必要になってきますので、昨年夏には 3 校の先生が集まってプログラミング教育の機材を使って合同研修会を開くなどしております。議員のお話にありました外部教材といえますか、外部業者の活用については、授業との関連とか事前授業も必要となりますので、当面すぐに導入するというふうには考えておりません。ただ、質問紙の調査の中では、家庭学習時間を含めた学習時間の長さについては少し少ないと、やっぱり都会の子に比べれば塾に行っていない分だけ少ないというふうに思っておりますが、こういったところで学習時間を確保したり、効率のいい学習ができるように進めていきたいということで、特にそこら辺に力を入れながら、今後検討していきたいと思っております。

中村議員

I C T 化や、パソコンソフトが全県下で共通されると同じようなフォーマットで教員の皆様も作業が簡素化されて、効率のいい、子どもと本当にかかわる時間ができてくるということのようですので、そういうところも期待し、教育長、まだお考えがあることがちょっと言われなかったのかなあとと思いますけれども、それもまた期待しているところでございます。取り組む中では、平均点による学校や学級評価ではなく、一人一人の学力向上に重きを置き、一人も置いてけぼりにしない飯島の教育体制の強化に尽力することを求めまして、今度は③の質問に移ります。

小学校では 2019 年から小学校 6 年で英語が必須科目となります。既に先行し、現在 3・4 年生は外国語、6 年生は教科として行っていると聞いています。授業では、A L T、外国語先生が週に 2 日 2 時間、外国語支援員が週 4 日、これは担任もつくように取り組んでいるようです。一応英語科目が進められる体制はできているのかなあと思いました。しかし、心配されるのが授業についていけない子どもたちのフォローが必要になるが、教師の対応は難しいのが現状のようでございます。これは学校の先生の声でございます。そこで、地域の力で英語教科フォロー体制を構築することを提案いたします。スタートからつまずき、つらい学校生活にならないよう考えてほしいものです。フォローをお願いするに当たり、1 つの考えですが、教員を定年された方、英語にたけている方をお願いできたらよいのかと思いますが、いかがでしょうか。次年度必須科目の英語教科が、一人一人の子どもの進むペースに早い遅いはあっても、子どもたちにとって英語が楽しい教科となるような教育体制が必要です。英語の苦手な生徒へのフォロー体制を考えているのか伺います。

教 育 長

英語についてのお尋ねであります。今までは、小学生の英語活動というのは 5・6 年生が週 1 こま 45 分ですが、外国語活動ということで特に評価ということを気にせずで

きる時間がございました。新学習指導要領につきましては、5・6年生で行った外国語活動が3・4年生に移り、5・6年生は教科外国語が週に2コマ45分が2回という、そういう設定になってきました。ですので、小学校3・4・5・6年生は、それぞれ今までよりも授業の時間が1コマ45分ずつ増えていくということになります。移行期間がことしを含めて2年間ございましたので、例えば15分で間に行っているモジュールという短時間の授業がありますが、それを活用して英語に取り組めないかというようなことも検討しましたが、やはり45分生み出したほうが良いということで、まだ新課程1年前ですが、試行期間ということで、ことしから小学生の3年生以上は週に1時間授業が多くなって英語に取り組んでいるという状況がございます。そこで、試行期間ではありませんけれども、英語の力をつけるために小学校の5・6年生には中学校のALTに加わっていただいたり、3年生4年生には英語指導助手を配置して先生方と一緒に行っていただいております。また、視覚・聴覚的にも理解しやすい環境をつくるためにデジタル教材を積極的に導入しまして、外国語に対する苦手意識が生まれにくい環境づくりに取り組んでいるところであります。そういった環境づくりを進めてはおりますけれども、基本的には、やはり教えて評価する担任の先生の英語力の向上がもう必須だと思っております。現在は、各小学校、本町の場合には2つ小学校があるんですが、それぞれ中学校の英語の免許をお持ちの先生がいらっしゃいますので、その英語の先生を中心に研修を積んでいるということでもあります。そして、中学校へうまく連携できればいいなあというふうに思っております。また、中学校へうまく継続するために、情報交換とか連携を目的としたプロジェクトチームというのを今年度立ち上げて、カリキュラムの充実を図るための研修もより深く行うようになってまいりました。あわせて、民間業者と契約しまして、ALTのサポート、あるいは日本人教員を含めた授業全体のマネジメントに民間業者に一部加わっていただいております。しかしながら、学習時間も増えますし、5・6年生は教科ということですので成績がつきます。そうすると、どうしても苦手意識を持ってくる子どもたちが出てくるということは考えられます。幸いなことに、先ほど申し上げましたが、質問紙の調査で当町の子どもたちは「先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところについてわかるまで教えてくれると思います」という調査に関しましては、県や全国に比べて10ポイント以上高い評価を子どもたちがしています。フォローということになりますと、やはり担任の先生が個々の子どもたちに寄り添ったということが大事になりますので、そういう環境のベースがありますので、担任の先生の英語力を研修等でこれからつけていただいて、だんだんなれるのも必要だと思いますが、つけていただいて、丁寧に子どもたちに教科外国語をしっかり身につけていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

中村議員

ぜひとも、担任の力を強くすると、またプロジェクトチームは充実を図って、子どもたちの学力向上に尽力していただけますよう要望いたしまして、それでは④の質問に移ります。

学校でコンピューターを使う頻度が日本は低く、「全く使っていない」が9割以上に上り、諸外国と比較すると最下位のようなようです。そういうこともあり、小学校では次年度か

ら総合学習でICTを活用し、総合学習授業でプログラミング教育を受けることになります。そこで、当町の機器設備状況を飯島小学校に確認しました。電子黒板は現在3台あるのだが、3階の6年生の階にないため必要時に2階から3階へ運んでいる、できれば6年生用に1台欲しいということ。また、iPadは3人に1台の割合だが、効率よく学習する上では1人1台欲しいとのこと。この件については、3人の文科委員会で我が党の委員がICT化に伴い全小中学校で1人に1台整備するよう訴え、その結果、政府は閣議決定ですが2023年までに全国の小中学校に整備方針を明記されました。ICTによる学習環境の進化がこれからうかがえます。現在、情報教育に特化したサポーター職員がおり、教員も心強いとのこと。学校側は、サポーター配置の継続で授業の効率が上がる体制構築をこれからも継続していくよう望んでいます。中学校では、教師のICTへの認知度が低いように感じています。小学校教員はICT教育に積極的と伺っているのですが、中学校では消極的のようで、大変心配するところです。子どもたちが高校学習のスタートで他の地域の生徒におくれをとるようなことだけは避けなければなりません。今後、小学校へ電子黒板1台増設、2としてiPadを授業で全員が持てる台数の確保、これは授業をするときにそのクラスの生徒が全員1台ずつ持てるような環境の確保でございます。3として小中学校の情報教育サポーターの継続的設置を求めますが、いかがでしょうか。また、中学校においてはICT授業への教員認識度を高めるために先進校視察等を実施し、子どもたちの将来に向き合う教育に努めることを求めますが、見解を伺います。

教 育 長

ICTの環境につきましては、平成28年度末のネットワークをほかの部門から分離するということから始まりまして、各学校の学習環境の変更や教材提示装置の積極的な導入、タブレットパソコンの導入等、次期学習指導要領開始に向けた整備を現在も進めております。小学校では、令和2年度から各教科教育課程内外で横断的にプログラミングを活用する学習環境となります。プログラミング学習は、学習指導要領で例示されている単元等で実施する算数や理科、総合的な学習の時間でプログラミングを体験しながら論理的思考を高めるための学習活動や、指導要領上の例示では特にありませんけれども各教科等を指導する中で実施するもの、クラブ活動等で実施するもの等々、さまざまであります。教員への研修、環境整備も適宜進めております。教員間、学校間で格差が生まれないように、中学校、教育委員会職員も含めまして、先ほどは英語のプロジェクトチームでしたが、今度はICT関係のプロジェクトチームも今年度から立ち上げまして、連携や学習内容の充実を図っております。また、特別支援教育の分野でも積極的な活用による理解の向上等も見込んでおります。クラブ活動では、地域の方のお力を借りながら、小学校のクラブ活動に地域の方や役場の職員の方が入っていただいて協力しているという状況であります。そのほか、地域未来塾、あるいは郷土愛プロジェクト等でのつながりも活用して、興味のある子どもたちがより向上できる環境づくりを検討してまいりたいと思っております。平成30年度末から教育委員会単独でプログラミング教育用のロボット教材を整備しており、教員研修やクラブ活動にも活用しております。今後も学習活動や、あるいは学習内容の充実、理解を深めるためにもプロジェクトの中で

検討して、機会があれば議員御指摘の視察等も実施してまいりたいと思います。なお、現在、非常に堪能な行政職員がおりますので、ＩＣＴ支援員以上の指導を学校にしているというところが現在の強みであります。

中村議員 台数の、電子黒板ですね、それとかｉＰａｄの増大というのかな、台数を増やすというところの答弁をいただいてないわけですがけれども、時間の都合上で５番の質問をいたしまして、その中でお答えをいただけたらと思います。

それでは５つ目の質問でございます。「学校と家庭間のインターネット環境と活用実態は」について伺います。学校から家庭へのインターネット通信環境を充実することは、学校・学級状況をリアルタイムで発信できることや家庭との連携事項がスムーズにできることから、全国的にも学校と地域、家庭のインターネット環境の充実が図られています。今や時代の連絡ツールとも言えます。当町のインターネット環境の実態と活用状況を伺います。また、続けて、インターネットでは個人情報やセキュリティー環境に十分配慮することが基本ですが、学校側の自由に配信できる環境を整えていくべきでしょう。せっかく環境が整っているのだとしたら学校側への周知をしっかりとし、また使い勝手のよい環境を整備する必要があると思います。今まで学校側との意見交換は十分にできたのでしょうか。現状等を伺います。

教 育 長 まず、先ほどの質問に関しまして、タブレットパソコンとか、あるいは電子黒板の導入は、文科省の基準どおり、この数年の間で、例えば電子黒板は１教室に１台になるように順次配置をしていきますので、小学校の６年生、飯小の６年生のところはないということは承知しておりますので、順次解消できると思っております。今回の御質問に関しましては、学校から保護者へ連絡するときには、今、民間を活用したメール配信システムはございます。これにつきましては保育園も今年度から活用できるようになっていますので、学校からの連絡体制というのはかなり進んできていると思います。保護者から学校へということになりますと、電話とか、そういったことになりますので、もう少し時間が必要だというふうに思っております。それから、インターネットを通じて、例えば学校で何かを配信して子どもが受け取って学習に生かすという仕組みには、現在では、教育センターのホームページの中にさまざまな子どもたちの学習課題が提示されていますので、それを自分で見て、自己採点になりますが、やるという仕組みはできますが、学校からは特段まだ配信はされていません。将来的にはインターネットやスマートフォンのアプリケーションを利用しての連絡体制が普及してくるかもしれませんが、その際には、運用ルールとか回線の利用とか、あるいは個人情報の保護とか、そういったことを十分考えていかなければなりませんので、今後、保有の現状ともあわせて、よい形ができるかどうかということをあわせて研究していきたいと思っております。

中村議員 終わります。

議 長 11 番 竹沢秀幸議員。

11 番

竹沢議員

通告に基づきまして一般質問を行います。今回は4項目について質問いたします。

まず第1に「与田切川左岸管理道整備の進捗状況を問う」についてであります。質問要旨1-1、与田切川左岸管理道整備につきましては、国土交通省中部整備局天竜川河川事務所の整備の仕事であります。下平町長の積極的な要望活動が実りまして、当初計画より前倒しの予算づけがされて実施するのではないかというふうに推察しておるところであります。そこで、事業着手時期や竣工、それから供用開始ができるタイムスケジュールについて、わかる範囲でお尋ねいたします。

町 長

竹沢議員にお答えいたします。町では、山と水を生かした自然観光のまちを目指して、平成30年3月、飯島町観光基本計画を策定したところでございます。具体的な取り組みとしまして与田切溪谷整備事業を掲げ、飯島町の観光拠点である与田切公園から坊主平、御座松エリアを越えて千人塚公園に至る与田切溪谷一帯を与田切溪谷ウォーターパーク構想としまして整備を行うものでございます。これらの整備に当たりましては、与田切川を所管いたします国や県と調整を図りながら進めておるところでございます。御質問の与田切川左岸管理道につきましては、現在、天竜川上流河川事務所におきまして整備計画を進めていただいております。この管理道ができた際には、町でも町民の憩いの場として、また観光施設の一部として利活用させていただきたいと考えておるところでございます。また、そのようにしっかりと利用させていただきたいという国の天竜川上流河川事務所の希望でもございます。細部につきましては建設水道課長より説明いたします。

建設水道課長

それでは細部説明をさせていただきます。天竜川上流河川事務所におきましては、河川内にあります支障木の伐採ですとか、河川内にたまりました土砂の撤去などの維持管理を行うため、与田切川の左岸、川の北側でございますが、管理道の整備計画を進めております。この管理道整備の概要でございますけれども、坊主平にあります流砂観測所付近から中央道の高架橋が交差する地点までの間で、延長が約1,100メートルでございます。道路の幅の幅員でございますけど、4メートルの整備の管理道でございます。進捗状況につきましては、今年度におきましては設計と一部工事の着手、工事の期間は、今のところでございますけれども、3年～4年とお聞きをしておるところでございます。また、10月には関係者への説明会も実施されたところでございます。引き続き天竜川上流河川事務所とは利活用に当たって調整をしております。

竹沢議員

ただいま与田切溪谷ウォーター整備の利用として左岸の管理道整備を行うということで、総延長1,100メートル、幅員4メートルですが、道路の構造はいかがになるでしょうか。

建設水道課長

基本的には土とかで盛り土をした形の構造になります。

竹沢議員

若干の年数もかかるということも受けとめたわけであります。

そこで、そこうまくつながるかどうかはわかりませんが、1-2の質問要旨についてであります。現在の保有しておりますマウンテンバイクの活用についてであります。私のほうから6月の議会で一般質問しておりますけれども、これは平成30年度地方創生推進交付金を活用いたしまして自転車を配備したところでございまして、配備状況につ

きましては、マウンテンバイクは通常のものでフットバイクと呼ばれるタイヤの太いものとお子さん用のマウンテンバイクを含めて合計 17 台を配備しているという答弁があったところであります。そこで、与田切川左岸管理道を利用してマウンテンバイクを活用することが求められるわけですが、具体的な策なんかがあるかどうかをお伺いしたいと思うわけでありまして、例えばでございますけれども、メディアスポーツとしてのマウンテンバイクを楽しむ人口は拡大しておりまして、現在、国内では年間の販売数が 60 万台、累計では 500 万台を超えておるとというのが社団法人日本自転車協会の調べであります。楽しみ方もいろんな種類がございます、レースも 100 種類ほどあるわけでありまして、例えばファンライドツーリングという楽しみ方がございまして、これはゆっくり郊外の空気や景色を楽しむソフトな楽しみ方でございます、先ほど道路構造の質問もいたしました、未舗装の道などを含めまして自然を満喫していく、そういう楽しみ方の 1 つであります。ファンライドツーリングをもし企画した場合、先ほど申し上げた 17 台あるマウンテンバイク、これは有料でお貸しするとして、それ以外に、町内、それから町外でマウンテンバイクを持っている方々に来ていただいてのそういうコース設定でイベントを起こしてみたらどうかというふうに思うわけでありまして、これは与田切公園から坊主平等々、変化する自然を満喫するため、例えば、冬はいいとして、春夏秋冬くらいにこうしたのを企画してみると大勢の方の参加が期待されるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、例えば春は木々の芽吹く新緑のロードを、真夏は暑い太陽と与田切川のせせらぎ、秋はもみじが映える坊主平等を堪能するとか、いろんなことが考えられるわけでありまして、さて、そこで与田切公園周辺のことですけれども、最近では蜂の訴訟ですとか、あるいは遊具の不備による事故ですとかあったわけですが、こうした風評を払拭して新たな事業に取り組んで再生していくことが必要じゃないかなというふうに思うわけでありまして、今まさしく逆手にとってアクションを起こしていくというチャンスと捉えるわけでありまして、こうした手法も含めまして、町長としてのお考えがあるかどうか、求めます。

地域創造課長

すみません。それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。マウンテンバイクを活用してということで、特に与田切川でのということでございます。整備状況については、先ほど議員の御指摘のあったとおりでございます。とりあえず今年度なんですけれども、やはり議員からお話が合った自然を楽しみながらゆっくりと乗っていくという、そういったツーリングのほうを目指しているような形で、特にレースとか、そういうのではないことを飯島町としては目指しているんじゃないかなと思っております。こちらにつきましては、今年度は、千人塚公園の指定管理者と一緒に千人塚公園でのアウトドアのイベント、あるいは飯島町の営業部のアウトドア部会による千人塚公園周辺のコースがどういうふうに使えるかというような検討をしたということでございます。今後の活用につきましては、千人塚公園周辺へのコースの設置の検討を進めるほか、御質問のありました与田切川の砂防整備林整備事業で築道される管理道の活用はもちろん、こういったものを含めて、町内のイベント、ことしにつきましては、9 月ですか、マロンライドというイベントをやりまして、地域の景色ですとかグル

町 長

メを同時に楽しめるというようなイベントを実施いたしまして、県内外から 50 名ほどの皆さんに参加をいただいたところですが、そういったようなイベントも活用という中で考えてまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

マウンテンバイクの利用につきましては、千人塚でも利用可能ですし、与田切川の今度できるサイクリングロード、あるいは遊歩道でも利用可能だというふうに思っております。飯島町の与田切公園はキャンプ客に人気がある場所です。そういった方々が来ていただいております 1 つの観光ツール、あるいはアウトドアツールとして活用できるのではないかなというふうに思っております。先日はいろいろ不行き届きで事故が起きたわけでございますけれども、今後はしっかりと安心して楽しめる地域、場所にしていきたいと思っております。

それじゃあ、マウンテンバイクにつきましては、現在の千人塚の指定管理の紡縁社かな、との云々や、そして整備が近々できてる与田切川左岸の管理道におけるサイクリングロードとしての活用や遊歩道としての活用、こうしたものを検討していただけるということです、若干月数、日々はかかるかもしれませんが、有効な活用を求めたいと思うわけであります。

1－3 ですが、きょうの午前中の答弁の中にもあったような気がしますが、伊南の DMO の関係で、ことしですか、DMO の管内で駒ヶ根と宮田地域を周辺にしたイベントがあるようであります。その翌年が飯島町と中川を含めたイベントがあるとかいうようなことを伺ったところでありまして、そうしたイベントに左岸の管理道の活用、あるいは PR も含めて具体的に対応したらどうかということについて伺います。

地域創造課長

伊南 DMO が企画するイベントにつきまして管理道の活用をという御質問でございます。現在、議員さん御承知のとおり、宮田村、中川村、駒ヶ根市、飯島町、頭文字をとって「みなこい」といっていますけれども、「みなこい」の 4 市町村の企業、団体、行政等の皆さんが連携して、観光を地域経済の活性化の手段として捉えて地域の稼ぐ力を高める観光地域づくりの実現に向けてさまざまな取り組みを進めているというところでございます。議員さんのお話にもありまして、今年度は、例えば駒ヶ根市から伊南バイパスの中央アルプス大橋を渡って道の駅の田切の里を経由して J R の飯島駅をゴールとするウォーキングイベント、こういったものが春先にございました。また、秋には、先月ですけれども、地域の食事やお酒を楽しみながら歩くイベントということで O N S E N ・ガストロノミーウォーキングというものが駒ヶ根高原で開催されたところでございまして、県外からのツアーバス参加者 300 人を含めて総勢 500 人余の方に参加をいただいて、大いににぎわったというところでございます。お話の中にもありましたように、来年度以降もこうった 4 市町村が連携したイベントを実施していく予定としておりまして、先ほど申し上げました O N S E N ・ガストロノミーウォーキング、これにつきましては、来年度は飯島町、中川村を会場に開催をされる予定ということで、今計画を進めているところでございますけれども、ぜひ、町としては町の観光拠点である与田切渓谷へ訪れていただけるように、計画の段階から DMO の一員ということで提案をしっかりとまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、先ほど建

設水道課長よりお答えをさせていただいたとおり、国による与田切川左岸の管理道の整備が計画をされております。年数もかかるというところでございますけれども、ぜひこのイベントに可能な限り活用させていただけるようということで、国へも再三再四の要望活動を行っているところでございます。

竹沢議員

それぞれ現状の取り組みのウオーキングイベントや駒ヶ根高原のイベントなど、伊南DMOとして動き出しております。今後の飯島町を含めた取り組みの中で与田切溪谷についても有効活用、PRしていくと、こういうことでありますので、ぜひ県へ働きかけも含めまして取り組みを求めまして、次の要旨の1－4であります。

観光振興と健康増進に自転車活用推進計画の策定をということについてであります。先日、上伊那広域連合議会の研修で静岡県の視察に行っていました。御承知のように、静岡県は県が自転車振興を行っております。伊豆市にあります木製の競技場、伊豆ベロドロームでありますけれども、オリンピックの自転車トラック競技が行われることになっております。あとは、伊豆市を中心にして伊豆半島の観光の都市ですが、自転車活用が推進されるように国道の左端ですかね、自転車が走行しやすいような帯状のマーキングをしております。飯島町に置きかえると、わかりやすく言うと町道のグリーンベルトみたいな、あんなイメージのものがあるわけでありまして、これは御承知かどうか、日本ではいち早く愛媛県のしまなみ海道でこうしたことをやっておるのが先例であります。あと視察で感じたのは、伊豆市周辺では、自転車を持ち込んでサイクリングを楽しんだりして、その後、自転車を持ち込んでホテルに泊まると、安い料金で自炊で泊まると、こういうこともやっておるようであります。話は変わりますが、自転車の業界ですけれども、日本のメーカーもあるんですけれども、今は何と一番需要が高いのは台湾製の自転車が国内にもどんどん売れておるわけでありまして、今は、その占める率が国内で国産のメーカーの自転車を追い越して8割を台湾のものが占めておると、これが現実であります。さて、そこで自転車のことですが、普通の自転車もございますし、充電式の電気自転車もありますし、マウンテンバイクなどもあります。飯島町町内を見渡したときに自転車の利用はどうか考えてみますと、小学生とか若い方の利用は見かけますが、まちの駅にも自転車は貸し出すよう置いてありますけれども、そんなに利用されていない現状かなと思います。御承知かと思いますが、上伊那のある市では市内にマウンテンバイクのコースが整備されまして、これを機会に自転車活用推進計画なるものを策定いたしまして、1つはサイクルツーリズム、いわゆる自転車観光による観光開発、2つ目は自転車利用促進による活力のある長寿命化社会への実現などについて取り組んでおりまして、地域の新聞でも2回ほど報道されたところあります。そこで、飯島町も豊富な自然というのが売りでありますので、その自然を見ていただく観光として、町民の皆さんの健康増進はもとより、自転車活用推進計画なるものを策定して見ることを提案いたしますが、町長の見解を求めます。

地域創造課長

観光振興と健康増進に自転車の活用ということで、それに伴う推進計画の策定をということの御質問でございます。現在、議員の御指摘のとおり、国、長野県、それぞれにサイクルツーリズムというものを推進しているということで、先ほども飯島町でマロン

ライドというイベントをしているということで答弁をさせていただきましたけれども、こちらのほうも伊南DMOで取り組んだものでございます。また、上伊那DMO、長野伊那谷観光局におきましては、リニア中央新幹線の開業を見据えまして、飯田市から辰野町を縦断するサイクリングルートの設定を行うと言ったような動きもしております。また、もしかしたら全県では塩の道、糸魚川のほうから秋葉街道へとといったようなサイクリングルート設置の動きというのも県の中ではあるように伺っております。このような中で、町としても引き続き、自転車というものは観光振興と健康増進のために有用なものということで捉えておりますので、千人塚公園に導入したマウンテンバイクもあわせて活用した取り組みを展開するとともに、自転車を含むアウトドアのスポーツの振興についてでございますけれども、今後、観光基本計画に基づいて、与田切公園ですとか与田切溪谷、こちらの整備、活用の方向、こういったものを、ちょっと推進計画じゃないんですけれども、こういったところに盛り込んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員 それでは、今、町長に確認しますけど、私の提案の自転車活用のためだけの推進計画じゃなくて、もうちょっとマクロに見た計画の中で取り組んでいくと、こういう理解でよろしいですか。

町 長 アウトドアの楽しみ方というのは、それぞれの多様性があるかと思います。自転車もその中の1つであるかなあというふうに思っております。まずは、そういうコースの中で楽しめるという場所をつくっていき、それがどのように広がってくるかということがやっぱり問題かなというふうに思っております。その中で、いろいろの対応が考えられると思っております。

竹沢議員 それでは、いろんな対応を期待いたしまして、1－5ですけど、御承知のように、この10月1日から施行されました本県では長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例、第14条の中では自転車の運転により生じた他人の生命や身体の損害を補填するための保険または共済に加入することを義務づけておるところであります。これ、罰則規定はございません。全国では過去に、例えば平成25年、神戸市では男子の11歳の小学生が帰宅途中に62歳の女性と正面衝突いたしまして、頭蓋骨骨折で9,521万円の損害賠償命令が神戸地方裁判所で判決が出ております。ほかにも平成14年以降、全国で10件、損害賠償額3,000万円以上の地裁判決が下されておるところであります。本県条例では、運転者本人の場合は本人加入、それから未成年運転者の場合は保護者加入とされておるわけであります。飯島町でも小学生とかの自転車運転、児童が利用するわけですけども、ある小学校長にお聞きしますと、PTAを通じて加入促進を行っているんだというふうにお答えをいただいておりますけれども、教育長はこのことについてどのように指導されておるかお尋ねしたいと思います。また、加えて、児童以外の一般の町民の方への指導というのは、これは総務課ですかね、どういうふうに対応されるのかについてお尋ねします。

教 育 長 自転車に関する保険につきまして、こういった条例ができたということは校長を通じて周知しております。小中学生は、全員ではありませんけれども、PTAの連合会の総

合保険に加入するケースがあります。その中には組み入れられておりますので、そこに入っていないお子さんに関しては自転車保険も検討してもらうということで、学校を通じてPTAに働きかけをしていただいているという状況であります。

総務課長

町の関係でございますけれども、条例が施行されたときに長野県のほうから、それぞれ自転車の小売業者、また学校関係、また自転車の貸し付け業者等に既に通知等が発送されておりまして、こういった部分で県のほうで周知が図られてきているということでございます。また、街頭での啓発活動も取り組まれているというふうに確認をしてございます。町でございますけれども、県で作成をいたしましたパンフレットを10月の広報配布時に隣組回覧という形で回覧をしております。また、小中学校につきましては、それぞれの保護者、児童、生徒のほうに加入の働きかけをしているということで、ちょっとお聞きをしてございます。また、こういった問題、引き続きまして町の広報誌に掲載するなど、こういった自転車損害賠償保険の加入のほう、順次周知、啓発を図ってまいっておるところでございます。

竹沢議員

それじゃあ、まだ制度が移行してすぐですので、十分な広報活動等を求めまして、2つ目の質問事項に入ってまいります。

「音楽村構想の進捗状況を問う」ということであります。下平町長2期目の政策目標の主要施策の中の4つ目の政策「リニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻れる経済基盤のある地域へ」における主要施策の中で、「アルプスの自然環境での生活をイメージするスローライフ、癒し、熟成をブランディングした「音楽村」構想や「発酵食品のまち」構想を発信する事業や企業誘致を推進します。」というふうにしております。このことは、さきの同僚議員の答弁でも、また12月5日の本会議における下平町長の2期目の所信演説でも伺っておるところであります。

そこで、質問項目2-1であります。音楽村構想のフルート、それからファゴット製造会社の新築移転の進捗状況についてであります。フルート製造会社につきましては、石曾根地籍に新規工場を建設するということでありまして、土地開発公社の助成事業の進捗状況と社屋建設着手のめどについてはいかがか、また、ファゴット製造工場につきましては旧飯島診療所を改築して中国から移転すると思っておりますけれども、操業開始時期はいつかについてであります。加えて、フルート製造工場新築に当たって、町として企業振興の立場で税金、公的資金をつぎ込んでおるわけでありまして、フルート製造工場とファゴット製造工場の2社を、音楽村構想を想定していく中でどう2社をコラボしていくのかについてお尋ねいたします。

町長

気軽に多くの人々が音楽に触れて親しみ楽しむ、そういった環境が飯島町に日常的にあり、2つのアルプスの麓にある音楽村というイメージでの構想を6月の議会でも説明させていただきました。現在は、フルート製造会社の進捗につきましては、年内に工場用地の造成工事を完了させたいと、こういうことでございます。その後、建設に入っていくだろうということでございます。もう一つ、ファゴット製造会社につきましては、9月に旧飯島診療所を取得されまして、現在は建物の改装、機械、設備の搬入等を行っており、操業に向けて着々と準備を進めておるところでございます。

竹沢議員	工場の関係につきましては、フルートの関係は年内に造成完了、ファゴットにつきましては建物の改築といろいろの搬入と、こんなことで推進しているということであります。それで、さっき質問、最後のほうでしたんですけど、フルートの工場とファゴットの工場、楽器の種類は違うんだけど、音楽の2つの楽器の工場が来るわけで、いずれ3つもあると音楽村構想の基盤ができるっていうことなんですけど、当面この2社との連携っていうか、そういうのはどういうふうに考えていこうとしておるのかについてお尋ねします。
町 長	2つの会社とも社長さん同士がお知り合いという関係もございます。それで、音楽村構想もしっかりとお伝えする中で、企業の生産とともに、どうせなら飯島町の文化の熟成、向上に御協力願いたいというお話をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。
竹沢議員	それでは、続いて質問項目2-2であります。ハーモニカ・アコーディオン製造メーカーの招致動向はについてであります。先ほども申し上げましたけれども、下平町長いわくの音楽村構想の中では、町内に3つくらいの楽器製造メーカーを招致したいということを以前から述べておるわけでありまして、聞くところによるとアコーディオン・ハーモニカメーカーですけど、我が国で創業100周年くらいを迎えるメーカーのようであります。話は私ごとでありますけど、私もアコーディオンは独学で30代のころに自宅の納屋で毎晩、懐中電灯を使いまして練習して弾けるようになったんですけども、そのアコーディオンは、たしか役場の職員労働組合の書記局にほこりをかぶって今おるんじゃないかと思いますが、この楽器は国内のメーカーではありませんで、世界的に有名なアコーディオンっていうのはイタリア製のエキセルシャーっていうところの楽器です。これが役場の中にもありまして、私の家にも1台あります。そこで、町長の言う音楽村構想、3つ目の会社も含めて、これが実現できると一歩前へ進めるのかなあと思うんですけども、これの動向についてお尋ねします。
産業振興課長	ハーモニカ・アコーディオン製造メーカーの誘致ということでございます。現在、企業に対しましては話をしておるわけでございますが、具体的には、まだちょっと何も決まっていない状況でございます。音楽村構想における企業誘致については、ハーモニカ、アコーディオンのほか、弦楽器や打楽器なども含め、いろんな楽器メーカーを想定しております。また、現在、誘致活動につきましては、長野県の県外出先機関、これを通じまして楽器メーカーへ働きかけを行っております。また、町内の楽器製造会社から企業を紹介いただくなど、多方面からの情報をもとに企業誘致を展開しているところでございます。ただ、現在のところ、先ほど申し上げたとおり3社目が決まっているというような状況ではございません。鋭意努力している状況でございます。
竹沢議員	それでは、3つ目の企業の招致につきましても鋭意努力をしていただいて、長野県東京事務所などとも連携をとりながら、ぜひ実現に努力をしていただきたいと思います。 質問要旨2-3であります。町民が演奏できる音楽村構想を求めるということであります。楽器の製造の工場が増えていくことは大いにいいわけですけども、町民の皆さんの立場になったときに、文化的な立ち位置はどうなのかなあということを考えるわけ

であります。話は余談になりますけれども、ことし結婚したフリーアナウンサーの滝川クリステルさんの夫、環境省大臣は、ことしの夏かな、上伊那農協で私、講演を聞く機会がございまして、聞きましたところ、彼氏いわく、人生百年時代を迎え大切なのは2つあると、1つは農業であって、もう一つは文化であるというふうに述べております。音楽村構想を実現するためには、飯島町の現状の音楽活動の内容というものを分析して、その足りないところを付加していく、そういう取り組みが必要なのかなあと思うわけあります。ちょっと振り返って考えてみますと、楽器の製造では飯島にバイオリン工場がもともとあったんですけども、その後、その会社は大正琴の製造に転換をいたしまして、琴伝流なる流派で女性が簡単にオタマジャクシを読めるような、そうした楽譜などの普及によりまして全国制覇をして、NHKホールで全国大会などを行うようなふうに進化したわけですけども、残念なことに工場自体は駒ヶ根のほうへ移転してしまったと、こういうことでありますが、例えば中学生の総合学習の中で大正琴のグループがあって、いずれの機会に発表しておる現状がありますし、また、大正琴のグループも町内に幾つかあります。それから、フルートについては、現在、親町に工場があって、ことし50周年を迎えたわけですけども、先般、文化館で記念コンサートが行われたりしておりますし、町内の音楽カフェにおきまして飯島町営業部の文化部がかかわってミニコンサートも年に2回実施して、私も参加しております。加えて、飯島町親善音楽家の方によりまして組曲「飯島」を作曲していただいて、門下生の5人の皆さんと一緒に現在6名の方が飯島町にかかわっていただいて、先般も飯島小学校150周年記念の記念コンサートもいい演奏をしていただいたわけでありまして、フルートに限って言えば、ほかにもフルート製造会社の社員の皆さんを中心にしたフルートのアンサンブルもございまして、町内にフルートの演奏グループもございまして、信州飯島御陣屋太鼓につきましては、平成7年5月に結成されて、現在3つのグループがございまして、各種イベントにおいて演奏していただいております。それから、私の身内もおりますが、七久保の鼓笛隊ですけど、先般10周年の記念コンサートを行いまして、これは鼓笛隊の子どもたちと飯島中学校の吹奏楽部、それからスイングジャズのバンド、それから信州御陣屋太鼓、これらがコラボしまして、小学校の体育館ですごくお客さんの中ですばらしい演奏がありました。このプロデュースは、実は地域創造課の職員がやっております。町内には、ほかにも母親コーラスとか、幾つも音楽グループがございまして、人口の多い駒ヶ根市とか伊那市へ行きますと、市民吹奏楽団とか、こういうのもあるわけです。私も職員時代に小さな歌謡曲のバンドを職員でつくりまして、当時町で開催しておりました敬老会に出て歌謡曲を披露させてもらった、そんな経験もあるわけでありまして。あと、役場の職員の皆さんで吹奏楽を経験しておる人でバンドをつくるってような動きもあったようですけども、途中で頓挫して実現はできなかったようであります。当町のフルートの会社の会長さんですけど、あの方が17年生まれでありまして、飯島中学校初代の吹奏楽の部員であります。私が9期生で、下平町長は10期生と、こういうことになります。私の孫が吹奏楽で今部長をやって、アルトサックスを担当しておりますが、要は、私や

町長がそうした取り組みに具体的に参加するとか、そういうことじゃなくて、楽器メーカーとか、そういうところとコラボしながら町民による新たな楽団を編成するとかして定期演奏会を開催するとか、ニューイヤーコンサートをやるとか、そういうことをやることによって、楽器製造メーカーだけでなく、町民の皆さんが町長の言う参加型の、そういう音楽村構想っていうのが必要だと思うんですけども、町長の思うたけを述べてください。

町 長

これは、きょうは午前中からスポットが当たってございました生涯学習にも大きな意味合いがあるんじゃないかなというふうに思っております。音楽というのは非常に幅が広い、多様性があり、多くのそれぞれの分野でいろいろな携わり方をしているかなあというふうに思っております。生涯学習の根本である自発的な意思でと、こういった部分が非常に大事でございまして、そこで自分が学んだ鍛錬したことを、やはり発表の機会がなければならないかなあというふうに思います。多くの方々が集まってきて、それぞれ音楽の発表会をやるということは、非常に有意義なことでもあるし、この地域の文化の向上にもつながるというふうに思っております。そのきっかけとなる音楽の製造メーカーもあるということです、その企業を通じながら世界的なプレーヤーとのつながりができている、これがまた非常に大事なことだと思います。飯島町の音楽のだんだん質を向上させていくためにも、その企業の方々と、世界とつながった、そういったプレーヤーとつながりながら、飯島町の文化というものが、この大自然の中でゆったりと、スローライフ、癒し、熟成、そういったまちのイメージとともに文化が育っていくということがいいのかなあというふうに思うところでございます。あとは熟成で、発酵の中で、ワインを片手に音楽を聞けたらなあというふうに思うところでございます。こんなことも、ひとつ欲張って実現していきたいなと思っておるところでございます。

竹沢議員

飯島町のイメージ、世界とのつながりの中で、文化をもう少し具体的に町民の皆さんと醸成していきたいと、こういうことかなあと思います。ワインも飲めるといいですね。

続いて3の質問事項になります。町長の言う政策目標、活躍するシニア、技術や経験が地域に生かせる元気な人生百年時代へがあります。その施策の中では、ボランティア、シニア人材などの登録制度によりいいじま御助隊を組織していくということで、午前中にも2人の同僚議員からこの件についての質問があったところであります。ちょっと御助隊の話とは違いますけれども、飯島町の中で取り組んでいる事業を2つ紹介します。先般、町長には、12月6日、飯島町農業経営者会議が前に行っております町長に対する要望書を提出したときにお話した事例であります。1つは、飯島町営農センターでは令和元年度より草刈りをサポートする方を募集しまして、現在、町全体で26名の皆さん、年齢は22歳～75歳までの男性が登録しております、担い手法人や土地利用型の農業者の草刈りがネックになっておりますので、これを手助けしておるのが現状であります。この人たちは、産業振興課の職員の人が命名いたしまして農業を応援する隊、農援隊と名づけております。現在26名ですけれども、農援隊は飯島で12名、田切が3名、本郷2名、七久保9名の方がおりまして、例えば七久保の隊員が田切のほうまで草刈りに行くとか、そういう取り組みもしておるところでございます。一方、農業者はもうどんど

ん高齢化していくわけですが、女性の農業参入をどう求めるかということでございまして、これは、やはり産業振興課の女性職員のお友達がおりまして、12名ほど子育てをしておるお母さん方ですけども、この方々に七久保の担い手法人の草刈りを8月と11月に講習会も含めて実施をしております。草刈りだけでなく、我が社が所有する大型のコンバインだとかトラクターも試乗体験してもらったりして、少しずつ農に親しんでいただくと、こういうことでございます。今、たまたまですけど、現在、今、3時ころですけども、東京農工大学と七久保の担い手法人が2012年からの交流を続けておりまして、ちょうど今現在、今申し上げたようなことを大学のほうの教授や生徒たちと交流してやっておるところであります。ということを報告させていただいて、もとへ戻りまして、町長の言う部分ですけども、要は、飯島町内の人で助けてもらいたい人、それから助けたい人、こうした人を飯島版の総合事業の地域福祉型でやっていきたいと、そのプラットフォームなんだよということだと思うんですけども、午前中の答弁と若干重複するかもしれませんが、この制度の思いというか、そこをちょっと述べていただきたいと思います。

町 長

今の話で、まず草刈りをする草刈り隊ですかね、それと女性のレディースファーマーですかね、そういったグループが動き出している。飯島町の田園風景を維持していくために、本当にその部分をやらなければならない、手間がない、人手が欲しいというところを、そのグループが立ち上がっていただいたということは、これはやっぱしまちづくりだと思います。地域の景観を保って美しくしていく、我々がこの中で一緒に暮らしているんだからと、こういうことの中で自主的にまちづくりに参加していただいているというふうに思っております。こういう方々が気楽に、本当に草刈りでいいんです、本当にただキュウリのもぎ取りでいいんです、女性が子育ての合間に行けますよと、そういう本当に敷居の低い、そういう集まりをつくって、お互いに頼り合える、こういった社会というものが実現できたら、これはやっぱし文化の、高度経済だけではなくて、文化の成熟した社会の1つの形ではないかなというふうに思うところでございます。残念なのが、もっともっとやっぱし宣伝しなきゃいけないよねという部分があります。草刈り隊も、上伊那地域で飯島町がそういうふうに発信をしているということは、やっぱし特異なものではないのかなというふうに思うわけでございます。行政も、しっかりそこら辺の情報発信、まちづくりに対する発信をしながら、多くの同志を集めていきたいなというふうに思っております。女性が農業にというのは、私は農業というのは非常に子育て時期に向いた産業ではないのかなというふうに思うんです。何人かのグループでやれば、あいた人が管理し合える、交互に管理し合える、そのラインがどこかへ行ってしまいうんではなくて、そういった要素が非常にあるというふうに考えております。レディースファームというものに取り組んでいただいております。女性が一つの形をつくっていただきたいなというふうに思うところでございます。

竹沢議員

まずは、町長の言うところのいいじま御助隊、これがうまく制度化できて動いていくことを期待いたしまして、最後の質問になります。

これは教育長であります。小学校の運動会と音楽会の開催時期を問うということであ

りまして、これは、結論から申しますと、教育長というよりは学校長の権限で行うものなのかなあというふうに理解はしておりますけれども、もともとは地球温暖化ですとか熱中症対策とかを考慮して、特に運動会の春開催というのが上伊那では多いわけでありまして。下伊那は、運動会は秋が多いんです。このことは、以前七久保小学校の校長をなさった方が飯田教育事務所へ栄転されまして、たまたまいろいろ聞く機会がありまして聞いたところ、下伊那は秋が運動会だということでありました。そこで、七久保小学校は校長の判断で春に音楽会、秋に運動会というふうにことしから変更して実施しております。長短があるので理解に苦しむところでもありますけれども、ことしの実施した中での反省点はあるのかどうか、今後に向けての課題、同じ町内の2つの小学校が別々でいいのか、一緒にしたほうがいいんだか、自主性に任せればいいのか、そこら辺を含めて教育長の見解を求めて、質問を終わりにしたいと思います。

教 育 長

小学校の運動会についてのお尋ねであります。運動会、音楽会などの年間行事につきましては、各学校の児童、生徒の様子、あるいはいろんな事業、地区行事との調整を行って学校が計画をし、最終的には教育委員会が認めるという段取りを踏んでおります。今年度から七久保小学校は運動会と音楽会を入れかえまして春に音楽会、秋に運動会というふうになって、飯島小学校とは逆になったわけですが、特段こちらのほうから、子どもたちや学校や地域の様子に合わせてというお願いはしておりますが、一緒の日にしなければいけないということを申しているわけではございません。たまたまことしは、七久保は桜の行事もあつたりして春の行事が重なるということや5月に10連休があつたというようなことで、春の運動会はとても忙しいということで、1年生の負担を少なくして、学校にある程度なれた状態で運動会をしたいという、そういう思いで秋に運動会を行いました。秋を春に持ってくる時に暑さが心配されたんですが、たまたまことしは——たまたまというか、エアコンが入りましたので、練習した後、涼しい教室に入っただけで子どもたちの熱を冷ますこともできたということで、非常に健康問題にしようまくいったというふうに聞いております。秋も非常に多くの行事がありまして、一番ぶつかりやすいのは、保育園の運動会が七久保小学校が予定する運動会のころにありますし、それを過ぎますと区の運動会が始まるということで、非常にタイトな日程になっています。何とかそれを繰り入れてやったということですが、これから地球温暖化が進めば、春にせよ秋にせよ、いずれにせよ暑いということはもう否めなくなってきましたので、各学校、あるいは生徒、特に入ってくる新入生がどういう新入生が入ってくるのかというようなこともしっかり見ていただいて決めていただいて、最終的には教育委員会で議論をして決めたいというふうに思っております。特に今年度、七久保小学校が入れかえたことに関して保護者からの反対の御意見はいただいておりません。来年度も地域や保護者の皆様と協議や調整し、それで学校と合わせて計画をしてまいりたいというふうに思っております。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は3時30分といたします。休憩。

休憩再開

午後 3 時 14 分

午後 3 時 30 分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

7 番 折山誠議員。

7 番

折山議員

通告順に質問をしてまいります。初めに質問事項 1 「町長 2 期目の政策を問う」ということで、質問要旨 1－1、今町長選挙結果をどう受けとめ、今後の政策展開にどう生かすかについて伺います。結果は無投票でございました今町長選挙でしたが、ちまたでは、1 期目の取り組みを評価する声がある一方で厳しい声も聞かれ、町長選挙という節目の年だからこそ普段には聞けない赤裸々な評価があったものと思われまます。今選挙に続投の意向を表明して以降、町長には多くの届けられた町民の声があったかと思われまます、選挙を通してしか聞くことのできないこれらの声っていうのは、よかれあしかれ、2 期目の政策を展開する上で大変貴重な町民の声になるというふうに考えるものであります。1 期目の評価をどう受けとめ、直接に、あるいは後援会を通じて寄せられたであろう声を 2 期目の政策にどう生かすのか、公約に基づくまちづくりの大綱につきましては所信の表明とこれまでの同僚議員の質問に対しての御答弁で大方理解ができておりますので、寄せられた町民の声に対して何か思いがあれば、ここでは伺いたいと思いますし、なければ次へ飛ばしますが、伺ってもよろしいですか。

町長

2 期目の政策について、まず無投票であったということにつきましては、逆によりよく頼むぞと、こういうことを負託されたということで、非常に心に重く受けとめておるところでございます。それなりに謙虚に、さらに謙虚に行政に向かわなければならないというふうに思うところでございます。町民からの声につきましては、それぞれでお伺いしておるわけなんですけども、それは今回の 5 つの政策目標、あるいはその施策の中に生きておりますので、それを実行していくことが町民の声に応えることだと思っております。

折山議員

私が初めて下平町長に質問した 4 年前から数えて、今回は 17 回目の質問になります。この間の質問に対する町長答弁、これを通じて下平町長のまちづくりの基本的な姿勢っていうのは何となく理解ができてきたんですが、それは町民が立ち上がること、町民の力でなすこと、行政は方向性を示し、あるいは発掘をし、町民参加のきっかけづくりとサポートに力を注いでいくんだ、これが一貫した答弁でおられたように受けとめてまいりました。時には他力本願に過ぎないのかなあというふうに思い、町長に直接申し上げたこともありましたが、今回の選挙では、多くの町民からはその姿勢を含めて評価された結果だと、そんなふうに受けとめております。また、これは、以前の対等な住民との協働の進めから一步住民側へ足を踏み込んで、より住民主導的な協働によるまちづくりへの移行を多くの町民が支持したものとして受けとめてよいのかどうか、ちょっとそんなことを感じるものであります。1 期目の厳しい評価としては、上伊那地域の他市町村よりも進む人口減少率を悲しむ声があります。また、アンテナショップという一つの都

市と地域を結ぶ接点を閉鎖してしまったこと、まちづくりセンターいいじまの突然の休止による混乱があったこと、これらにより出つつあった芽を本来なら時間をかけて育てていくのがいいと思われるのに刈り取ってしまった、これを嘆く声もあったということでもあります。一方で、民間感覚による町政運営は、これは同僚議員からも数人、評価の質問があったところでもあります。新聞報道を見ますと、過日の町なかスーパーマーケットの廃業を直前に回避した決断力などは、慎重さ公平さから時間を要する役所的な対応に一步踏み込んで、トップの迅速的な決断で危機を回避する民間感覚といえ、その点について住民評価が高いものと思われます。特に、下平町政のまちづくり手法の象徴とも言える町営業部は、多方面に種をまき、それぞれ住民主導の芽生えに寄与し、結実に向けて進んでいるんだろう、そういった実績と期待も寄せられているところでございます。そこで、2期目は、住民主導のまちづくりを、この結果を得て町長はこれまでも増して自信を持って力強く取り組んでいただきたいと考えまして、質問要旨のほうへ移ってまいります。

1－2、2期目の大きな柱として民間力、住民力との協働、これは、住民主導的な行政との協働をどう進めていくのかについて町民からこれまでに寄せられた幾つかをお伝えし、町営業部などを離れていると思われる具体的事例に、個々、町長の考えを伺いたいということで、一番最初には質問要旨1－2－1、長期展望の中で自治会組織を行政の末端的な役割を薄めて地域互助・共助の基盤的な役割強化へと移行していくお考えはどうかということについて伺うものなのですが、これは本年開催した議会と住民の懇談会の席上で話題となったものであります。自治会の負担軽減については、もうこれまでに複数の同僚議員からも質問が出されてきたところでもあります。その会に出席した各自治会住民からは、行政の末端的な役割が大きな負担となっておりまして、特に自治会役員の負担が過重で、高齢化と自治会人口減少によりまして、将来は役員の担い手確保が困難な状況だという声に参加者ほぼ全員から出されたことは、これまでの議員からも伝えられておりますし、切実な問題として私の口からも申し上げたことがございます。また、その席上では、自治会は本来の機能として地域互助や町と連携した共助の機能、その基盤としての機能強化する方向へ町は時間をかけてシフトしていくべきではという、そういった声も出されましたので、そういったことを、これ、すぐには難しいかと思いますが、中長期の展望の中で、町長はどういうふうにお考えになるか伺います。

町 長

人口減少、少子高齢化などから自治組織の活動の負担感や役員さんの担い手不足となり、各自治組織におきましては運営方法等の見直しが喫緊な課題であることは十分認識しております。その中で、まずは自治組織の皆さんにお願いしている町関係の業務を見直すなど、できることから自治組織の皆さんの負担軽減を進めてまいりたいと思っておりますし、今進めているところでございます。町としましては、引き続き行政に関する業務の負担軽減の取り組みを進めますので、議員の御指摘の地域共助・互助にウエイトを置く自治組織のあり方については、どのような形がよいのか地域の皆さんで御議論をいただきながら、町としても具体的な御意見をいただく中で一緒に改革してまいりたいと思っております。

折山議員 質問要旨 1-2-2、リニア残土処理を地域と協働で伺います。議会初日の町長の所信表明、また午前中の答弁の中でも、先ほどの答弁でも触れられておりましたが、新たな産業の掘り起こしなど、町長のリニア開通に寄せる期待は大きなものがあるというふうに受けとめております。もっと言いますと、町のこれからの未来をかけているような発言も多々あるように受けとめております。ところが、工事の大きな課題として浮上しているのが、県内で発生する 1,000 万リューベ弱という想像を絶する工事残土、この処理であります。いまだ処分地が決定していない中で工事は進んでいる、そんな状況かと思われます。当町にも J R 東海から残土処分の協力を求められ、数度の懇談を開催した地区もあり、当時の役員の皆様は頭を悩ませていることもお聞きをいたしました。適地があっても、土質の成分、地震に対する処理地の地盤の脆弱性、下流域の土石流発生の危険性などを危惧する一部学者や地域住民が多く、ここら辺の課題解決が見えないとなかなか処分地も決定できない、大きな課題として実態は重くのしかかっているというふうに聞いております。町長はリニアに対する期待を多くの場で発言され、伴うアクセス道路となる国道の改良には意欲を示されておりますが、それ以前のリニア完成に至る大前提ともなる工事残土の処理に言及した発言を私は直接お聞きした記憶がございません。この残土処理ということに対して、住民主導として J R 東海から要請のある地区に委ねるのか、あるいは、この件に関しては主導的に町が関与、協力していくのか、あるいは、いろんな難しい要素を含んでいるから J R 東海の取り組みを高みで見物されるのか、町長のお考えを、どうされようと思うのかお聞きしたいと思います。

町 長 リニア中央新幹線、東京一名古屋間は 2027 年開業予定ということで進んでおります。県内のリニア中央新幹線建設は 2016 年 11 月、下伊那郡大鹿村で着手されたところでございます。工事に伴う発生土は、事業主体である J R 東海との調整窓口である長野県に確認しましたところ、県内で約 950 万立方メートルあり、発生土を有効活用していただける地域があれば J R と調整するとのことでございます。新聞報道などを見ましても、ほかの地域では発生土の活用について検討が始まっているところもあります。これだけの量の発生土が出る機会ですので、当町でも地元の皆さんが望み有効活用できる場所があれば、地域と一緒に頑張って取り組んでまいりたいと考えております。残土を利用する場所の地形等の不安、あるいは残土自体の不安等を全て、説明し納得した上で、そういったことを実行されるべきだと思っておりますし、何よりも地元の皆さんの、まづもろ手を挙げての歓迎が肝要かというふうに思っております。そういった状況になれば、直ちに行動を起こしてまいりたいと思っております。

折山議員 ちょっと地元がもろ手を挙げてっていうことは、県下ではまず期待ができないのかなあということの中で、これは、もう全市町村がそういう方向であるとするならば、工事の遅延、開通のめどがどうか、こういったところまで行くと思われしますので、期待だけではなくて当面する目の前の課題に対しても目を向けていく必要はあるのかな、地元へ丸投げをしても地元の方は悩むだけになってしまうのかな、こういったような、ちょっと今、感想を持ちました。御検討を求めます。

質問要旨 1-2-3、七久保診療所の有効活用を。これにつきましては、旧紅葉園な

	ど長期間利用されていない公共施設を嘆く住民からの提案でございます。七久保診療所の医師住宅を除く部分が閉所以来使用されていないまま今日に至っております。使用しなければもったいない、同時に建物も使わなければ劣化が進み、いよいよ医師が見つかって七久保診療所を再開しようと思ったときには大きな修繕が必要となり、直ちの対応がなかなかできない、そういった事態を嘆く方からの御提案で、待合室などを住民に開放して御近所さんが管理するミニ集会施設として活用したらどうかという提案が寄せられました。こういったミニ集会施設であるにしろ、ちょっと医療的な設備があるんであるならば保健師さんもそこで住民とのやりとりの場にするなど、何らかの、閉じたまんまではなくて、活用することの検討を求めますが、お考えを伺います。
町 長	七久保診療所につきましては、広瀬先生が御勇退されてから2年たったところでございます。現在、七久保診療所の医療については休止している状況でありますけれども、住宅部分は町内開業医の医師に住宅としてお貸ししている状態でございます。高齢化の進む中で、七久保診療所施設の活用につきましては、今後も町内の医療体制充実に向けた対策も含めて慎重に検討してまいりたいと思っております。
折山議員	質問要旨1-2-4、住民力を生かした米俵マラソンPR手法を。これは、この方は何人かの議員さんに、あるいは町のほうへ声を上げているようなんですが、都会に暮らす御子息が帰省してマラソン大会に参加した、そういった方の親御さんの声です。御子息が大会終了後、帰路を高速バスで参加賞の米俵を持って帰ったところ、多くの人々の注目を浴びて、特に新宿のバスタでは、それは何ですかという声をかけられた、そして説明をした、こういったことがあったそうであります。そこで提案なんですが、間伐材を活用した木札などに信州飯島町米俵マラソンといったような目立つプレート、そういったようなものをつければかなりPRになるのかなあという提案でございます。また次の大会にその米俵は使えるわけですので、多分持ち帰ったら自宅へ飾っておくときのエンブレムの的にプレートを使えれば、訪問者を通じて自然にPRの効果の輪が広がっていくんじゃないか、こういった提案であります。ぜひ、実行委員会と協議した上で、板材は町で提供し、プレートは呼びかけた住民の協働で作成をし、完成品は実行委員会へ提供して参加者に取りつけてもらう、こういったことを提案しますが、お考えを伺います。
地域創造課長	米俵マラソンのPRの関係の御提案をいただいたところでございます。御存じのとおり、米俵マラソンは久保島実行委員長さんを筆頭に多くの住民の方の御尽力、御協力によりまして町を代表するイベントということで成長してきているんだなあということを確認しております。今後とも住民主導ということで実行委員会体制でマラソン大会を継続していただくとともに、町も必要な支援を行いながら、おもてなしあふれる対応によりランナーの皆さんへの飯島町の農産物等のPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。議員御提案の木札を米俵につけてということにつきましては、町の職員も実行委員会に加わらせていただいておりますので、実行委員の皆様方と一緒に話をして検討してまいりたいというふうに考えております。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

折山議員

本当は、今言われたとおり、このイベントは住民主導の協働の最たるイベントでありますので、ぜひ前向きに実行委員会と調整をしていただければと思います。

質問要旨 1-2-5、自治会単位のハザードマップ作成を。これも住民から出た声であります。気象変動に起因する予測不能な災害が多く発生しております。強風による建物倒壊、豪雨による土石流発生や河川氾濫による建物流出や道路の寸断、また豪雪による建物倒壊や道路の通行支障、あるいは地区の孤立、こういった過去の経験からは学べないような災害が多く発生しているところであります。自治会内の地形や建物などを知り尽くしている、四季に応じて知り尽くしている住民みずから自分たちの地域のハザードマップを作成することで、より詳細で現実に即した対応ができるのでは、こういったような住民からの提案がありました。これは、町が自治会に呼びかけると、先ほど申し上げた自治会の負担をさらに求めることになってしまいますが、自治会の防災訓練のときなどに、それを機会として一堂に会した自治会員にそういった旨を投げかけて、隣組の例えば引き継ぎ会、組長の引き継ぎ会など、どこの組合でもやっておるかと思いますが、そうした折にちょっとその席の話題として取り上げてもらって、俺たちの組は、こういう場合にはこんな所に気をつけなきゃならないねとか、あの建物はちょっと強風が吹くと危ないんじゃないかとか、そういった身近なちょっとハザードマップ作成に向かえるような、ちょっと懇談が各地域で取り組めるような働きかけ、そういったものが必要ではないかなあということを感じましたので、その点のお考えを伺います。

総務課長

町では、土砂災害警戒区域、また浸水想定区域、また避難所等を提示しました総合ハザードマップを作成しまして、町内の各家庭に配布してあるところでございます。このマップですが、過去に発生しました災害場所、また被害状況、また予兆現象が確認できた場所などにつきましては、なかなか把握ができておらず、地元の方しかわかっていない情報が掲載できておらないのが現状でございます。毎年実施しております地域総合防災訓練におきまして、各自治会ごとでハザードマップをもとに地域の災害情報を住民の皆さんが出し合い、これらの情報を共有していただくような働きかけもこれまでできてきたところでございます。町では、地域住民の皆さんが中心となって地域単位でのハザードマップを作成することは、地域単位での防災・減災の取り組みを進めていく上で重要であると考えてまいりました。今年度、地域単位でのマップの作成のモデル地区といたしまして高遠原自治会にお伺いをいたしまして、県の協力をいただきながらハザードマップをつくり上げてまいってきたところでございます。住民の皆さんに御参加いただきまして、過去の災害発生場所、危険場所などの洗い直しのほかに、避難場所までたどり着けない状況のときにはどこに避難するか、また避難経路はどこを通るのが安全かなど、隣近所のグループ単位で話し合ってくださいまして確認しながら作業をしてきたところでございます。でき上がりましたマップにつきましては、印刷をしまして自治会の全戸に配布する予定ということでございます。災害のおそれがあるときは、行政からの情報を待つことなく、災害の予兆をいち早く発見して自主的に安全な場所に避難すること、また日ごろから災害箇所を把握する体制をつくっておくことこそが命を守る最も重要な取り組みであると思います。各自治会で住民参加によりますハザードマップ

折山議員

を作成していくことは、地域の共助を加速する上でも欠かせない取り組みと考えております。町といたしまして、今後、自治会単位のハザードマップ作成は計画的に働きかけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そうですね。高遠原自治会っていうのは、地形上、大きな沢に囲まれていて、かなり厳しい分断があるっていうことが想定される、そこがモデルとしてひとつ考えていただける、ぜひ進めていっていただきたいなあというふうに考えるものです。

質問要旨 1－2－6、生涯学習を協働のまちづくりの原動力としてはという提案でございます。町長、大分この項目でおくたびれだと思いますが、ちょっと多くの同僚議員からも大体質問と御答弁、出し尽くされておりますので、ちょっと申し上げることだけ申し上げたいと思いますが、今回、掛川市で勉強してきたことを、ぜひそれぞれの議員が感じ方を町へお伝えすることで、ぜひ町長の目指す協働のまちづくりの資料としてほしいっていう思いがまず1つ。それから、これからやっぱり2期目でかなり進んでいくだろうまちづくりを、掛川市の事例をお話しすることで、例えばテレビ中継を見ている住民の皆さんが、おお、そういったまちづくりに俺も協力しようよという住民参加の意欲を盛り上げていく、そういった意味で、今回は前の方と余り重複しないような質問をそれぞれがそれぞれの視点で町長に届けよう、こういったことを打ち合わせての結果でございますので、くどかったかもしれませんが、そんなようなお受けとめでお聞きいただければというふうに思います。議論は尽くされておりますので。私は、掛川市が生涯学習を通じたまちづくりを長い時間かけて続けた、その成果として今日があるわけでありまして、これ、市長さんでいえば、もう数代前の市長さんが生涯学習都市宣言を行い、それを核としたまちづくりを進めて、面々と次の市長さん次の市長さんがそれを引き継ぎながら、一朝一夕で成し遂げたものではないという、いわゆる今のまちづくりのあり方であります。2つ学んできた事例を申し上げます。掛川市は人口12万人弱の大きな市なんです。市内には8,000人を超える地区から500人400人台の地区まで計31の地区があるわけです。当町の規模でいくと4地区です。10倍としても40っていうんですから、そこそこ、だから10倍12倍っていう、そういったようなんですが、5,000人と400人じゃ本当に地区運営に大変相違があるんだと思います。したがって、まちづくりの基本的な考え方は、その地区の特色に合ったやり方でやろうね、しかし根底には生涯学習ということを置こうね、こういったことで人づくり地域づくりが連綿と続いた結果の成功例。1つ目は、掛川第3地区という、これは人口4,000人くらいの大きな地区なんですね。そこでは、何でも手伝い隊、うちでは町長の2期目の隊があるわけですが、ここでも何でも手伝い隊。これは、みずからその第3地区という地区が意向調査を住民の中にまず自分たちでして、そういった何かしてほしいっていう、片や手伝いたい、片や手伝いってもらいたいっていう人たちがいるかどうかをアンケートとってみたら多かったと、有償ボランティアだそうです。そういった団体を法人化ではなく任意の団体を設立した模様でございます。アンケートから浮上したいろんな項目の中で、例えば買い物の付き添い、先ほどの草刈り、トイレの掃除からパソコンの指導まで、26の事業を現在行っているそうであります。町長の目指す御助隊と、ちょっと先ほどまでの議論の中では御

助隊がこれからどうなっていくのか余りよく見えない部分がありましたが、かなりかぶる部分があると思うんですね。ちょっと、これはもう町長の望むとおりでと思うんです。住民みずからが考えて調査をして立ち上げて実行して今日に至っている、これがどんなふうな仕組みでっていうところをぜひ参考にさせていただくと取り組みやすいのかなということで申し上げます。また、もう一つ、人口2,000人の中地区というところがあるそうであります。これは山間部で、免許返納者や高齢者の交通の、やっぱりうちと一緒に、手段がなかなかないところでありまして、ここはまたすごいんですね。これも市からの指示ではなくて、みずからが考えていった結果、うちでは地区の住民の足の確保が大事じゃないかということで、かなり難しい許可を取って、これ道路運送法第79条適用の自家用有償旅客運送事業というお金を取ってサービスをするという許可を得ているわけなんです。それで、これも静岡県内では、法人はあるようなんですが、任意団体、いわゆる法人格を有しない任意の団体として許可を得たのは県下初めてだそうであります。ということで、ちょっと私どもも想像しないような、地域で一生懸命考えて、先ほど町長が言いましたように、地域にはいろんな識者がいる。もしかしたらこういうことに詳しい方がいて、芽が出てきたらそれを徹底的にそこまで進んでいける。手順を見ますとかなり厳しいです、国交省だか交通の関係の省庁の許可を取るまでが。でも、それを超えて入っていつている。これもみずからやっているということで、その点を皆さんちょっと感動して、実は、みんなで思ったことを、ちょっとその思いを伝えようね、町民の皆さんにも伝えていこうねっていったのが、今回、私で4人目になりますか、ちょっと続かった理由でありますので、ちょっと町長むかつとしたところもあるのかなと思いますが、思いはそういうことです。御理解をいただきたいと思います。こういった取り組みを町長ぜひ町の中でも思いを遂げるためにやっていただきたいということで、ちょっと感想だけで結構です。今までに議論は尽くされておると思いますので。

町長

今のシステムなんかは非常に私の目指すところで、感動しております。ぜひ、その方法、手法、やっぱり時間がかかったと思いますよ、苦勞したと思います、そこまで行くにはね。簡単にそういったプラットフォームができるとは思っていません。多くの方々のお知恵、御努力、協力がある中で、そういった形ができていると思っています。そのためには、やっぱり地域の住民の皆さんが、そういった連携して助け合うんだと、そういう気持ちが盛り上がってくることが大事ですし、その手法について行政がしっかり学んで、住民の皆さんと協働でそういった体制をつくっていくことが大事だと、今お話を聞かせていただきました。

折山議員

そこへ行く一番根底が生涯学習というものをまちづくりと密接につなぎ合わせた。しかも、その部署は市長部局へ持っていった。ちょっと何か、飯島は飯島の住民協働の飯島町を利するあり方があっていいと思うんですね、特殊なやり方、飯島町の独自のやり方があっていいと思うし、これまでもそれを積み重ねてきているんですが、ちょっと先進の事例で学ぶっていう、そういったことも大事なかなと思いますんで、ぜひ、生涯学習とまちづくりをセットにして市長部局で実践をしているっていったところも、ちょっと参考にはされるといかがかなということを求めまして、質問要旨1-2-7へ

行きます。

同僚議員から先ほどもございました。義務教育の学力向上に民間企業の力や住民の力を活用する考えはということでありました。そこでもう議論が大分進んだと思いますが、1つだけ伺いたいのは、教育長、先ほど学校の先生方が大変だということは、もう誰もが今、世の中中が承知している事実であります。その中で、いろんな科目が増え、カリキュラムを組まされ、年々大変になっていく中で、教育長の御答弁だと1つのシステムでもって出勤簿の集計を楽にしていくなとか、そういったシステムを導入することで先生方の個々の負担を減らして、教育に割ける時間を増やして対応していくんだといったようなお話であったかと思いますが、常識的に考えて限界に今来ているのではないかなあと、文科省の求める教育水準、それに対してなかなか加配、加配で対応できない各自治体のいわゆる学校の維持、教育力、こういったものが少し乖離をされていて、どうしても先生方に負担を強いるような内容で進んでいるような感を拭えないものであります。そこで、中村議員からも話がありましたとおり、そこを少し埋める民間力の活用というのも、ちょっとこれからは検討するまな板に乗せていいんじゃないか、先生の負担軽減という意味ではなくて、先生が過重負担をせずに、しかも合理的に子どもたちの学力の底上げをできていくやり方として、もし有効な手法があれば民間力の活用もいいのかなと。予算的には、このZ会というところへの年間支出は数十万円から二、三百万円っていったような、びっくりするような金額では、年間ですね、年度によっては数十万円、年度によっては二、三百万円、こういったような事業だったかと思いますが。Z会がどうこうではなくて、ここでやっていたのは、先ほど授業を担当する担任の教育の資料として提供されているというふうに言いました、中村議員から発言ありましたが、個々の児童、生徒のいわゆる理解力やなんかを担当の先生はわかるわけですね。そうすると、なかなか厳しい、もう忙しいカリキュラムを消化していく中ではなかなか目の届かないところへ、ちょっとその資料があると、この子の方向へもうちょっと重点的にアプローチしてあげなければいけないかなということ、全体の底上げも可能ですし、いいところを伸ばしていくという資料にもなるのかなという、ちょっと有効、検討してみてもいいのかなってというようなことをと思いますが、教育長どうでしょうかね。

教 育 長

今お話がありました、要するに民間の事業者の力を現場に活用するというのは、先ほど出てまいりました大手通信教育の会社もありますし、いわゆる大手受験産業の会社も手がけているというようなお話は聞いたことがあります。割と都会の学校は、隣に幾つかクラスがある、そのクラスの例えば算数なら算数の授業のやり方は、割と統一的にされていて、進度も今回はここまでというのがかなり合っている。ですから、民間の事業者にはいろんな資料とか教材を提供してもらうときにも、かなり統一的なものでやっていけるというのが多分都会型の特徴だと思います。一方、長野県は、もちろん学年会だとか学校職員会でそういったことは検討しますが、かなり先生独自の裁量っていうのが大きく認められているのが長野県の特徴であり、それはメリットでもありデメリットのところもあるのかもしれない。ですので、民間業者の力を入れるときに各個々の先生で対応しなきゃいけないという難しさがありますので、なかなか難しいと。ですから、

長野県は昔から一般的に問題集と言われるものを子どもたちが持って、その中で自分たちがきょうやった分の復習はこの問題をやればいってという先生の指示をいただくということが多い気がします。今後、それを、民間の業者の力を借りるか、それからA Iの力を借りていくかっていうことはあると思うんですが、先ほどもちょっとお話出ましたが、1人1台パソコンっていうのがかなり、国では4,000億円くらいかけて二千二十何年までに成し遂げると言っているんですが、そういったときにA Iが共同してこの子の進捗具合はこうだからっていうことを判断できるようになってくるだろうという気がします。私が聞いた中で一番すごいと思ったのは、子どもの勉強っていうのは誰かお連れがいるほうが絶対にうまくいくと、そのお連れは自分とほぼ同じようなペースで勉強できるおつれ、そのお連れをA Iが自動的につくってパソコンの中で対話をする、そうすると、自分がわからないことはそのお連れもわからないし、お連れもその子に聞くと、これ、かなり進捗が違っちゃうと全然勉強にならないんですが、そういうのを自動的にA Iがつくり出すという技術も研究が進んでいるということがありました。だから即、今の御質問ですが、即民間業者のものを今の長野県の教育に当てはめるってところは難しいかもしれませんが、そういったところが1人1台パソコンなり全員がタブレットを持つ時代が遠からずやってくる中に生かされて、子どもたちが自分のペースに合わせた勉強ができるというようなところに進化していくのかなという印象を持っています。それが教育的にいいか悪いかは、私もなかなか断言できませんし、そういう世の中の流れではありますので、今おっしゃるようなことは自動的にパソコン学習の中に入ってくるのかなという、そんな印象を持っています。ただ、民間といいましても地域の方の力は学校は欲しいわけですし、先ほど地域の方が実技教科ではお手伝いに何人も来ていただいているというのがありましたし、例えば理科の実験のピーカーをそろえるだけでもいいから何かそういう地域の方が来てくれないかなっていうのは、いまだにずっと募集していますが、なかなか集まらないということで、そうすれば先生方が授業研究をする時間にも充てられるっていうようなことで、そういった面で、またコミュニティ・スクールでいろんな話を広めながら、ちょっとでもそういったことに関心がある方にお手伝いいただけるようなことができればなというふうに考えております。

折山議員

出席した委員間でも、民間がそのまま入ってくるのがいいかどうかについては、みんな疑問を感じながらも、1つのやり方として取り組んでいる、そういった事例はお伝えすべきかなと、こういうことで申し上げました。

最後の質問項目2、七久保小学校学童クラブ室の環境整備を。七久保小学校の学童クラブの利用者が増大しているそうで、放課後の子どもたちの居場所として町の政策が大変効果を上げていると、そういうことで評価をするものでございます。利用者も増え、1年生の居場所が手狭になってきたというほどの盛況だそうでございます。既に教育委員会でも御承知かと思われますが、現場の指導員さんからなくて支障のない棚の撤去でももう少し余裕のある空間ができると、こういった提案がなされていると思いますが、対応はどうなっているんでしょうか。お伺いします。

教 育 長

七久保小学校の学童クラブ、これは、飯島小学校にも学童クラブはあるんですが、こ

の2～3年で利用者が大変増えてきました。私が就任した4年前は、七久保小学校の学童クラブは4～5人という時代が多くあったと思います。現在は、長期休みだけ利用するっていう方も21名いらっしゃいますが、全体で64名の児童が登録をしております。全校生徒が110名台ですので5割以上のお子さんが登録されていると。ただ、常時使うというわけではありませんので、平日は大体15名前後の子どもたちが学童クラブでおむね3時半から6時過ぎまでの時間を過ごしております。低学年から順次来ますので、用意ドンで始まるわけではなくて、だんだん子どもたちが増えてきて学習などを始めますが、一般的には大体宿題をやって、それから本を読みたい子、体を動かしたい子というような形で分かれていきます。年々人数もおっしゃるように増えて手狭になりましたので、今年度からは図書館も活用しておりますし、長期休業の場合には家庭科室も活用するという事で、家庭科室にもエアコンを入れて整備をしていただきました。今お話しのある本棚につきましては、予算要求はしておりますので、今後のお話だと思いますが、あの棚がとれると普段15名っていうところが16～17名になっても何とかできるかなという、そういうことでありますが、ほかに七久保小学校の場合はあき教室が全くありませんので、何とかうまくやりくりをしていかないと、それこそ別につくらなきゃいけないということになってしまうので、何とか学校の今ある施設を、図書館、それから今使っているちょっと狭めの部屋と家庭科室を活用しながらやっていきたいなと思います。指導員さんたちの悩みは十分承知しておりますので、いろんなところで働きかけて棚の除去ができればいいなあとというふうに思っております。また、そのほかにもいろんな御要望ありまして、南側の口から出入りしますので、数年来懸案であった外灯ですかね、夜の外灯もつけましたし、いろいろそういうところで便宜をこれからも図っていききたいし、御協力もいただいておりますというところであります。

折山議員

町でつくり上げた制度で、それだけ好評で人数が増えてくるっていうのは、現場の指導員さんたちの取り組みが大きい要因かなあというふうに思います。ぜひ、指導員さんたちと教育委員会、学校との連絡を取り合う中で、予算的には先ほどの件は10万円そこそこ、ちょいちょいくらいだとお聞きしております。民間感覚の決断力の強い町長に頼めば早い時期にそこら辺の解消の決断していただけると期待を申し上げまして、また求めまして、質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会

午後4時15分

令和元年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

三浦寿美子 議員

浜田 稔 議員

好村 拓洋 議員

本多 昇 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年 12 月 10 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 林教育次長より所用のため本日の会議を欠席する旨の申し出がありました。
議 長	日程第 1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 8 番 坂本紀子議員。
8 番 坂本議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。1 の質問は、生活の核となる生鮮食品店に対する考え方と商業の個人経営がどうにも立ち行かなくなる現状の状況での今後の飯島駅周辺のまちづくりを町はどうサポートしていくのかを順を追ってお尋ねしたいと思います。飯島駅前のスーパーは、建物は J A 上伊那から賃貸で、経営は個人での運営をしてきておりましたが、以前から建物には耐震がなく、調理室が老朽化し、冷蔵庫、冷凍庫も古く、問題を抱えておりました。家主である J A 上伊那と経営者は何度も話し合いを持っていたのですが、2016 年 4 月から大きく農協法が改正され、全国に J A の経営改革の波が押し寄せてきました。資材、金融、食品販売、病院経営など、見直しと縮小を多くの組合員の反対を押し切り行ってきました。その中に飯島店も示され、これ以上施設に資本投入はできないという中で、経営者はやめるという話になってしまいました。その後、近隣住民や利用者から町に何とかしてほしいと多くの要望が出され、新聞報道にもありましたように、町が改修費の 3,900 万円余りを補助金として J A に交付し、消費税 10% になったためのレジの更新費用約 550 万円余りは J A が負担するということになりました。J A 上伊那とともに農業政策に力を入れてきた当町にとっては手痛いことです。しかし、ここ数年の J A 飯島支店での改築やガソリンスタンドのタンクが老朽化で 153 号バイパスへ移転してしまったことなど、考えてみれば J A 上伊那に主導権を握られた中での J A と町との今回の交渉だったように思えます。それほど J A の改革は強固で揺るぎないものであったということです。2010 年ごろから駅前周辺の開発を議員や商店の方々から求められていたにもかかわらず、町がしっかりしたビジョンを持って進んでこなかった結果として、このようになってしまったと私は思います。もっと早くに駅前周辺の商店やスーパーを含む都市計画のビジョンがあれば、これほど多額の補助をしなくても何とか避けられたかもしれません。 それでは 1-1 の具体的な質問をしていきます。まちの駅ができてから現在までの利用者の時間帯での年齢、人数はどのようなものか、1 週間、1 年間を通しての人の流れはどのようなものか分析しているのかをお尋ねします。
町 長	おはようございます。坂本議員にお答えいたします。まちの駅いいちゃんは、平成 27

年 10 月 30 日のオープン以来 4 年が経過したところでございます。コミュニティースペースなどとして多くの方々に御利用いただいておりますところでございます。まちの駅の利用状況につきましては担当課長より説明いたします。

地域創造課長

それでは、まちの駅の利用状況について説明をさせていただきます。まず、延べ利用者数の推移でございます。平成 28 年度はおよそ 1 万 5,000 人、昨年度、平成 30 年度ですが、およそ 2 万人ということになってございまして、およそ 5,000 人の増ということになってございます。この後、曜日別等の状況につきましては、昨年度、平成 30 年度のデータで申し上げさせていただきます。曜日別の利用者の割合でございますけれども、月曜日が最も多く全体の 16%、次いで火曜日、金曜日、土曜日が 15%、最も少ないのが日曜日の 12%となっています。数字については近接をしているものというふうに思っております。次に、世代別と時間別の利用につきましては、現在、小中高校生、お子さんと大人の 2 つの区分で集計をしておりますが、土日につきましては最も御利用いただいているのは午後でありまして大人のほうで 35%、全体の。最も少ないのは小中学校生の午前中で 7%というふうになっております。平日の状況でございますが、最も多いのは小中学校生の午後で 30%、最も少ないのは学校がありますので小中学校生の午前中の 2%というところになっております。状況については以上でございます。

坂本議員

定点となるようなまちの駅というのができてもう 4 年ということでのお話でしたが、この人数を見ますと、増えているということと、あと小中学校生のやっば学校帰りに利用が多いということで、スーパーでいうかかわりの中では少し違った展開ではあります。これができてまちの駅が交流の場になっているということは、この数値からも実感できると思います。

次に 1－2 に参ります。飯島駅周辺では、高齢化になり跡継ぎのいない家や店は取り壊され空き地になってきています。これについて何が原因だと町当局では思っていますでしょうか。

地域創造課長

この原因の関係の御質問でございます。飯島駅の周辺のみならず、町内各所におきまして空き家、あるいは空き地というものが増加してきているのは御承知のとおりかと思えます。これは、主には、やはり人口減少、少子高齢化の進行、あるいは東京、首都圏を中心とした都会等への人口集中が言われている中で、高校卒業後お子さんが地域を離れてしまうことなどによるものであるというふうに認識しております。以上でございます。

坂本議員

今の答弁は全体を通してのお話だったと思うんですけど、今回の質問は飯島駅周辺という狭いエリアに限って聞きたいわけでありまして、それについての具体的な見解はどんな感じでしょうか。

地域創造課長

あくまでも一般論かもしれませんが、これが飯島駅前の周辺にも当てはまるというふうに認識しております。なお、個々の事情については承知をしているというところではございません。

坂本議員

この飯島駅周辺というのは、ちょっと普通の七久保駅とかとはまた違った形、七久保駅もそういう借地の問題はありますけれども、広小路が拡張されるということで、それ

	をもっと言えばコスモ 21 に商店の人たちが出ていった段階でも、古い話になりますけど、その中での経過として現在の借地が非常に多いということがほかの地域と少し違っていると私は思っております。借地に関しては、借地は借り主と持ち主との関係でありまして、借地代をどうのとはなりませんけれども、そういった中で今のような商店が外に流出するとか、道路を拡幅することによって商売をやめて一般の住宅となってしまったとか、そういうことがあると思うわけですが、今後、駅前というか、駅前、駅全体の中で、まちの駅もできて、それは活性化したいという駅周辺の方々の思いの中でまちの駅というのをつくったわけでありまして、これからスーパーというのに投入したお金が生きてくるかということは、駅周辺をどのように町は考えているかという、そういう具体的なビジョンの話になってくるかと思いますが、そういう点に関しては何かビジョンを持っていらっしゃるのでしょうか。
地域創造課長	現在、駅前のビジョンについては、議員御指摘のとおり、ビジョンを今、明確なものは持ち合わせているところではございません。今後、来年度、第6次総合計画策定の年に当たりますので、まちなか活性化協議会の御意見も頂戴しながら駅前の周辺についてのビジョンというものを考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。
坂本議員	それでは、1－3に行きます。家族経営の商業者にとって、借地料が高い、または後継者がいない、3年後にはインボイス制度が始まるなど、難しい状況にますますなってきております。今後、町はこういったことに対してどう対応していくのかをお尋ねします。
町 長	議員御指摘のとおり、商業者にとって厳しい状況であることは認識しております。まずは、それぞれの経営努力で乗り切っていただく部分があるかと思います。その他の部分について行政や商工会等による支援策を講じることで継続営業や新たな店舗の進出につながり、町の商業に元気が出てくるのではと考えております。詳細の対策等につきましては担当課長より説明を申し上げます。
産業振興課長	町の商業関係の支援策の1つとしまして、平成 27 年度に創設しました商工業の後継者支援の補助金がございます。事業継承した方に対する補助制度ということでございますが、現在までに 17 件の申請がありまして、事業継承ができています商工業者もございます。しかしながら、御指摘の借地料とか家賃、こういったものに対する支援はなかなかできないというのが現状でございます。今お話にありましたインボイス制度についても、これは飯島だけの問題ではありませんけれども、事業者の手間が増えることになります。そういった状況の中から、新たな支援策については、商工会の役員の方々と毎月、産業振興課、地域創造課で意見交換を月 1 回やっておりますので、その際に協議してまいりたいと思っております。
坂本議員	ただいま言われた中の商工業後継者支援補助金なんですけど、この 17 件のうち商業者、だから物販をやっている商業者の方はどのくらいいるのでしょうか。
産業振興課長	大変申しわけございません。細かい数字をちょっと持ち合わせておりませんが、何件か当然ございましたので、また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

坂本議員 17件という数字ではありましたが、商工会の役員との月1回交流をやっているというお話でしたが、私も商工会の方と、これとは別の話で、税率10%に上がるということで、どういう手だてをしているかというお話を聞きに伺いましたが、商工会の方々、税理士にもお話を聞きましたが、インボイス制度に関しては、まだ熟知されているわけではありません。特に大手企業さんのほうは、中小、中型の企業のほうは、もう対応はできているようですが、家族経営とか本当に小さなところはできていないということで、認識も浅いというお話がありましたし、この制度が始まることによって経理にかかる時間をとってもらえるようだったら商売をやめたいという方もおるとい話も聞いております。なので、インボイス制度にかかわる手だてというのは、やっぱり丁寧にやっていってもらいたいんですけども、商工会の役員の方の月1の会合では、その点に関してはお話しが上がっているのでしょうか。

産業振興課長 具体的なことの検討は、まだお互いにしてございません。ただ、こういった課題があるという認識は持っております。

坂本議員 認識は持っているということですが、商工会の方は、一応、僕たちは商工会に加入している人に関しては手だてができるが、そうでない方たちにはこっちから出向けないし、また商工会に加入しているといわれていても、あちらのほうから相談に来てくれないと僕たちは出られないというようなことを言っておられました。ちょっと私は違うんではないかなあと思って、そのときはそのままお話を伺っただけですけども、こういうふうにして一般質問にかけるためにいろいろ考えておりますと、やはり商工会というところの本当は、もっと積極的に支援しなければならぬ人たちの支援していくというのが本来の仕事であって、やっぱりそういう点が、ちょっと飯島町の商工会としては足りないのかなあという感じを持っております。なので、月1回の会合をやっているらっしゃるんでしたら、そこでぜひとも、町からの要望を伝えていただくのはもちろんですけども、本当に小さな商売をやっている方たちの大変だということを、加入して本人から来ないとだめだっという消極的な中ではなく、もっと積極的な支援をしていただけるように求めていただきたいと思いますと思うんですが、その点はいかがでしょう。

町長 駅前の商店街が非常に寂しくなっているという問題で、撤退されるお店が増えてきておる、これをどうするかということなんですけども、そもそも駅前の商店街というのは駅の利用者を目当てに、人が集まるからそこへお店が集積してきたと、商業集積というのは人の集まる場所へ自然と集積ができるもんなんです、大資本によってワンストップで大ショッピングセンターを設ければそこへ集まってくるんですけども、自然に商店街が形成されるというのは生活に密着しているということが基盤でございます。それで、電車通勤というものが非常になくなって車社会になりました。それで、どんどん駅前を訪れる方々が少なくなってきた、当然お店の客数が減ってくると我慢して経営をしなければならない、もうからない状況が続きます。お店も福祉、ボランティアではありませんから、もうかなければだめなんで、よく言われます、お店に車をつけろ、商業者はお店に車をつけろ、車輪をつけるという意味で、人の集まる場所へ移動しろと、これが商業の鉄則でございます。そういった中で、飯島町駅前への集積が時代とともに

減ってきて、車社会が発達することによって郊外のそういったワンストップショッピングのできる施設へ移りつつあると、こういう時代の背景で、当然、商業環境も変わってきておるということです。それは、支援したとか、しなかったからではなくて、基本的にそういった商業の環境が変わってきている。特に、また、そういった施設でも今衰退しているんです、郊外のお店でも。それは、デパートでも、そういうショッピングセンターでも衰退しているというのは、インターネットショッピングが最近はやってきて、インターネットで何でも買える、届けていただくと、きょう注文したのがあした届くという、こういう状況の変化の中で、がらっと商業の大改革が変わってきております。その中で、後継者が引き続きお店をやっていくかっていうことについては、非常に大きな問題で、悩まれると思います。そこで支援がどれだけ功を奏するかということも問題だなというふうに思っております。飯島町の駅前、まちの駅をつくって、あれは駅前に子どもたちがわいわいしている、そういう1つの安全性も含めた中での施設なんです。駅前にちょうどスーパーマーケットが来ていただいて、これも生活の糧となる生鮮産品を売っておられますから、歩いて来られる本当に買い物弱者の皆様には非常に助かる部分で、近いところで買い物ができるというものでございます。今回そこに補助金を出させていただきましたけれども、あそこにいろいろな形で人の集まれる場所というものを今後適正規模で形成していけたらいいかなというふうに思っております。そんなことが6次総合計画の中に盛り込まれていくだろうと思いますけれども、商工会だけではなくて、行政も一緒になってあの地域の活性化についてみんなで考えていかなければならないというふうに思っております。

坂本議員

町長のお考えをお聞きしましたが、私も確かに時代の流れとともに商圈の位置が町内でも変わってきているということは十分わかっておりますが、しかし、スーパーをそこに残したという、またそこ周辺の人口の多さという点では、やはりそれが核となる街というのが形成、銀行関係もあそこにありますし、それを大事にしていくという、近隣の住民の方々の要望の中でできた、補助をしたということの中では、やはり最後に言われたビジョンとして適正な規模でそこにいられるような状況をつくるということは大事なことだと思うわけです。そういう中で、やはり残っているお店が協力し合ってそれをやっていくという、何というか、そういうところは、もういろんな、ちょっと何店舗かにお話を聞きましたが、ちょっと守りの形になってきてしまって、その余力がないというか、それは少し感じておりますので、その余力がないところをどうしていくかっていうところも、こちらの今後の6次計画の中でどういうふうにやっていくかっていうのは今後の課題ではあると思います。

次に1-4に行きます。商工会の方と話をする中で、幾つもあったスーパーが1つになり、最後のスーパーも厳しい状況になってしまった原因はどこにあるのかわからないといわれました。今回、スーパーを継続し、町が補助するのですから、今までの商売の経営分析をして、経営者も利用者も満足できる店になっていただきたいと思うわけですが、その点は何かされたのでしょうか。

町 長

今回のスーパーの改修につきましては、町民の生活に直結する案件でしたので、行政

の仕事として取り組まなければならないとの認識のもとに対応してまいりました。継続営業していただく業者の経営状況につきましては、ここでは詳しく申し上げませんが、ほかの同様の店舗と比べてもよい経営をさせていただけるとお聞きしております。これからは、また利用者のことを一番に考えていただいた経営の努力に邁進していただきたいと思っております。今回、注目されました3,900万円の補助金を交付したわけでございます。やはり生活の根幹にかかわる食料の流通の拠点であったということ、このお店がもう閉店決定という中で、それをひっくり返してきたということなんですけれども、まずは、お店の経営者、経営に携わる店長さんの思いを、これもまた変えてもらわなければならないという、そういった精神的なお願い、また、組織として決定してしまったその組織に、これまた考え直していただくということの中で、今回の決定に至ったわけなんですけれども、飯島町の今回の補助、交付金は、一店舗を救済するための支援ではありません。これは飯島町民の皆様の食という生活を守る、生活を救済する、町民救済にかかわる問題と捉えて、今回の決断に踏み切ったわけでございます。皆さん御承知のとおり、あそこは生鮮食料品も売って非常に助かっているわけ、利用されているわけなんですけれども、2階のコミュニティールームにおきましては、多くの方々が、飯島町全体、飯島町区の問題ではなくて、飯島町全体の方々があそこに集まってきて会合したり、宴会をしながら、こういうことで利用が非常に進んでおるわけで、1つの集まりの場、集いの場としても形成をして根を張ってきた状況があったわけでございます。今回の閉店に伴って、それさえも消えてなくなるということは非常に町の痛手だなあということの中で、そういった部分を含めて町民救済という意味での交付でございました。以上、御理解いただきたいと思います。そして、今後は、今御質問のありましたスーパーを経営される店長さんは、買い物弱者対策にも力を注ぎたいということの中で、宅配業務、注文を受けたらおうちへ届ける、お店へも来られない人もおるだろうということの中で、注文を受けたら配達しますよと、こういう体制も充実していきたいということでございます。それでございますので、今後大きな期待をしておるところでございます。そんなことから、あその部分の集いの場をだんだんに広げていけたらいいなというふうに考えております。

坂本議員 今具体的なお話がありましたが、1つ、利用者の方から、農協のカードとかいいちゃんポイントが使えるとか、そういうことがあってもいいのではないかというお話があったわけですが、そのところで変化があったんでしょうか。

産業振興課長 ずっと改修のことで経営者も頭を悩ませてきておりまして、ちょっとその対応はまだできていない部分もございますが、キャッシュレスの対応だとか、そういったものもポイントのことも考えておられるようですので、今後そういった対応をしていただけるものと期待しております。

坂本議員 少し、そういう点でも利便性がよくなったということでございました。1つは、今、町長がおっしゃったような1店舗の救済ではなく、食を守るという上でというお話を伺いましたが、第5次総の総合計画での意識調査の中では、やっぱり大きなスーパーが欲しいという意見が幾つも載っておりまして、それを読んだ私としては、町にもあるでは

ないかというふうに感じるわけです。もちろん人の欲望は、たくさんの物があるところに行ってお買い物すれば、非常に買ったという満足感というか、それがあるので、そういうものを望む消費者ニーズっていうのはわかるわけですが、やはりこれから高齢化ないし町として全体規模が小さくなっていくという中で、今言われたみたいに、町長がおっしゃったみたいに食を守るという中では、やはり歩ける距離に生鮮食料品があるっていうことが大きなやはり町を維持していくという中では大事なことだと思うわけです。でも、それが、住民の方全員とは言いませんけれども、本当に足元の方たちが、皆さんが買っていただければ、それなりに商売というものができていくわけで、その理解度がまだ足りないということもあるのではないかなと思うわけです。スーパーの一日の来店数は400人というお話がありましたけれども、その400人が500人ぐらいになるとか、そういうようなことも、やはり何ていうのかな、維持していくための意識を持ってもらうっていうことも大事だと思うんですけど、そういう点に関して町は何かしようとか、それはもちろん個人のスーパーの方の経営の方向でもあるんですけど、やはりそういう、何ていうか、住民との乖離っていうか、それを埋めていく作業も必要だと思うんですけど、その点についてはどう思われますか。

町 長

今回の案件が起きて、大きな町民の間に話題が広がりました。そのときに、やはり地元で食料品があってくれるということは非常に助かる、ありがたいという思いがそれぞれに認識されたことと思います。今回は非常にいい機会であったかなあというふうに思っております。ぜひ、きょう、この一般質問を見ておられる町民の皆さんは、ぜひ御利用をいただきたいと。それは当然買い物の都合があるでしょう。しかし、できる限り、また飯島町の駅前のスーパー、また七久保にもございます。地元、ほかにもお店がございます。地元のお店を御利用していただきたいと平にお願い申し上げるところでございます。そういうことを町民の認識でしっかり持つことは、坂本議員のおっしゃるとおりでございます。

坂本議員

それでは、1－5に行きたいと思います。現在、今まで私が話してきたのは飯島駅周辺の話だけしてきておりますけれども、今、町長が言われたように町内には2つの生鮮食品店があります。これが10年先も安定してほしいという願いは、私たちみんなの思いでありますし、利用者さんとしても支えていかなければと私自身も思っているわけでございます。しかし、10年先がどういう状況になっているかは少しわからないわけで、1つの考え方としては、もし何かあつてだめということになれば、消費者が株主になって運営する、現在もありますけれども、共同購入方式の生活クラブのような方法もあります。こういう個人が株主になって運営を支えて経営していくというような方式もあるわけですが、町長の所見を伺いたいと思います。

町 長

町内で生鮮食料品が購入できることは、町にとって大変重要なことです。まず、スーパーが10年先も安定して経営できるためには、町民の皆さんが町内スーパーをしっかり利用していただくことが一番大切だと思っておるところでございます。事業者側もキャッシュレスなどの時代の流れに合わせた対応が必要ですし、人口の減少やネット販売など、店舗による販売は多くの課題もありますので、簡単なことではありませんけれ

ども、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。御提案の生活クラブのような組織で共同購入する仕組みづくりも1つの手段だと思いますけれども、町としては今あるお店が維持できるよう商工会とも連携して対応してまいりたいと思っております。

坂本議員

わかりました。

それでは、2つ目の質問に行きたいと思えます。現在策定中の第6次総合計画2021～2030年で町の姿をどのように描いていくのかについてお聞きしていきます。これはマクロ的な部分でお答えしていただければと思います。

2-1であります。オリンピック後の世界、日本の経済状況、また町はどんな状況になっていると思われるのかをお尋ねしたいと思えます。

町長

大変ビッグな問題をいただきまして、どこから答えていいのか非常に悩むところでございますけれども、まずは手始めに、オリンピックと言え、毎回私たちにさまざまな感動やあすへの勇気を与えてくれています。いよいよ来年、日本でオリンピックが開催ということで、これまでにない感動や勇気ももらえるのではないかと期待してやまないところでございます。さて、オリンピック後の経済状況についての経済学者の一部から心配の声が上がっています。国全体の経済が停滞してしまうとなれば、決して楽観すべきではありませんし、私も今までと同様に注視していかなければならないと感じておるところでございます。一方で、経済というものは人々の希望や不安そのものが大きく影響する一面があります。オリンピック後は経済が停滞すると国民みんながそう思ってしまえば、そのとおりにになると私は思っております。まずは、日本でのオリンピック開催を盛り上げて、これまでにない感動や勇気をたくさんもらって、あすの日本が元気になる、そしてこの町も元気になる、オリンピックにはそういう力があると思ひ、願っているところでございます。オリンピック投資が日本で政府が行われているんで、その分の経済、お金の回りが非常によくなっているという状況です。だから普段よりも非常にいいのかな、しかし東京を中心に。それが終われば、その金額が市場に流れないわけですから、当然冷え込むだろうと、このように思っております。今、飯島町もそんなにオリンピック景気で盛り上がっているわけではございませんので、もしかしたらこのままの状況をきっちり維持していくことが大事なあという考え方もあるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしても、どんな経済であろうとも、やっぱり自分の身はまずは自分で守っていかなければならないというふうに思っております。

坂本議員

今お話を聞きまして、このままの状態を維持していくことが大切という、それは本当にそのとおりで私も思ひます。あとは、もう一つ、気分が、気持ちがだめだということになると、全体がその暗いトーンになるという、それもよくわかることでございます。

次の2-2に行きたいと思ひます。今後もっと進むであろう高齢化、少子化の中、企業の合併、金融機関の縮小、病院再編、学校再編など、暗い話を取り沙汰されると思ひれます。既に現在話の出ていることは、昭和伊南病院の建てかえの問題、それから高校再編の問題などです。町長の掲げる飯島ルネサンスが自立した町にできるというのは、この10年の施策にかかっていると思うわけですが、まず前期5年で何を具現化していくつもりなのでしょう。全体の中の5年間でこんなことが一番やっていきたいという、

町 長

そういうところをお尋ねしたいと思います。

飯島ルネサンスのワードを使わせていただいております。ルネサンスというのは再生という意味でございます。飯島町の再生、何を再生するのよということになってくるんですけども、飯島町は非常に自然に恵まれておる、それがそれぞれ資源になっていると、急峻な河川、大量の水、その中で森林、この大自然の資源の有効活用、これをルネサンスというふうに思っておるところでございます。当然、水にも森林にも、それをエネルギーに転化できるわけでございます。この部分の研究をしっかりしていこうというふうに思っております。水で言えば、多くの方と共有してもっと利用する方法はないかとか、当然発電ということも考えられます。しかし、これは技術的なものがございいますから、プロ集団、あるいは知識のある方々と一緒になって、どのような方法ができるのかということを考える。また、森林については、森林の利用を永久的に末永く続ける。材木が流れることが大事ですから、末端まで。そのためにはどういう方法がいいのかということ考えた中で、民間企業とも協力して、飯島町にそういった森林、水資源、そういったものが利用できることを行ってまいりたいなというふうに思っております。この利用については、今まで取り組まれたことがなかったかと私は記憶しております。新しい挑戦でありもともとある資源の再利用、再構築、ルネサンスだと考えておるわけでございます。

坂本議員

飯島ルネサンスという中でお聞きしました。ぜひ、これが5年の間に具現化していただければと思います。

それでは、2－3に行きます。今までの歴代の町長方のやり方はトップダウンが強かったと、私はこの20年近くの状況を見て思うわけです。それが、平成の合併をせずに自立していくと決まってからは、さまざまな場面の中で職員も住民も自分自身で考えながら進めてきた現在の町の姿であったと思います。それでも、まだまだ年配の方々や子育てに忙しい自分たちのことしか考えられない世代の方々にとっては理解されていないことが多いと感じております。それは、先ほども言いましたように、特に5次総合計画でも住民意識調査のアンケートの一言コメントの中を読むとあらわれております。行政の思っている思いと住民の考えていることに大きな乖離があると、まだまだそこから読み取れております。さきの質問で飯島町駅前スーパーの存続の話をして、それは利用者の方たちも頑張って支えてくれなければ困るというお話しを、そうでなかったらスーパーとしてそこで存続できないという話がありましたけれども、このように、住民意識と、それから職員が仕事としてこれからの町をどういうふうにやっていこうかという政策での具体的な政策にかかわるところのずれというのが、お互いが言いっ放しの中で重なることがないというか、現在は、まだそういう状況があるわけです。だから、それと同じ場に居合わせて議論しながら同じ方向性にお互いが詰めていくという、そういうことが必要だと思います。そうでなければ営業部の活動も理解されず、広がってこないと思うわけです。誰かのために自分の時間を提供する、しかし誰かが自分のできないことを助けてくれる、これが当たり前になるような町になってほしいと、自助、共助という点もそうですが、なってほしいと私は思うわけです。そうでなければ町の自立はできて

	こないと考えます。町長の所見をお尋ねします。
町 長	意識改革には、考え方や気持ちの持ちようを変えるという意味があります。時代とともに目まぐるしく社会情勢が変わり続ける昨今の中で、みんなが元気で安心して暮らせるまちであり続けるためには、やはり守ることと変えることの両方が必要であり、意識改革も必要だと考えております。意識改革は、来年、あすから大きく変わりますというものではございません。大きく意識を変えるというよりも、小さな改革の積み重ね、例えば個々の考え方が変わればこんなにもよくなる、そういった小さな改革を積み重ねていく先に大きな価値観の変化、意識改革が実現すると考えています。住民と職員の意識改革との御質問ですけれども、町全体のため、まずは想像力と実行力にあふれた行政サービスが的確に展開できるように、職員の意識改革が急務だと考えております。小さな改革を積み重ねながら、みんなが元気で安心して暮らせるまちを目指して、町全体の意識改革を掲げさせていただいております。ただいま坂本議員がおっしゃられたとおり、そういった町民と役場職員の間がもっと寄り添って、密接にそれぞれの相乗効果、シナジー効果をもたらすことを期待しておるところでございます。そのためには、一歩職員が前へ出る、外に出る、この心持ちが必要だと思っております。
坂本議員	最後の町長が言われた一歩職員が前へ出る、それを御期待しまして、これで一般質問を終わります。
議 長	ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前9時57分
再 開	午前9時58分
議 長	会議を再開します。 2 番 三浦寿美子議員。
2 番 三浦議員	それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。最初に「介護保険制度改定後の状況と今後の課題について」ということで質問をしたいと思います。2017年に介護保険制度が改定をされました。要支援1・2は介護保険制度から外され、総合事業の対象となりました。介護サービスの利用者、家族、介護事業所、総合事業の担い手の問題など、大きな課題を抱えたまま実施が始まりました。2018年6月の一般質問で私はこのような質問をいたしました。介護予防・日常生活支援総合事業に移行し1年が経過しました。総合事業により要支援1・2と認定された人が受けられるサービスの内容も変わってきました。サービスを受ける側も提供する側も総合事業に移行した影響が見えてきたのではないかと聞いておりますということで、幾つもの事業所を運営するためにはマンパワーが頼りです。しかし、どこの事業所も介護職員を募集しても応募が少ないと聞いています。事業所の存続にかかわる問題があるのではないかとということで、町内や近隣の

介護事業所の抱えている問題について把握しているかという質問をいたしました。答弁では、職員を募集しても応募がない、介護職員が不足をしている、離職率が高い、ほかの業態に比べ給与が低いなど、人材的問題に加え介護報酬の改定により年々収益環境が厳しくなっているということを把握しているという答弁がありました。また、介護保険と総合事業では事業所の収益にかなり影響があるのではないか、総合事業のサービス事業者から手を引きたいというような話はないのかという質問もいたしました。その点で、介護報酬改定はプラス改定であったけれども、自立支援、重症化防止の実現及び介護人材の確保と生産性の向上、医療と介護の連携強化ということで、プラス改定となった中で、基本のところは基本の報酬が低く抑えられていて、加算をすると報酬が得られるというような形が多くなっていると、実際のところは経営が厳しくなっているところが多い、規模が小さいところは苦勞しているという声も聞いているというふうにお答えをいただきました。また、総合事業または町の単独の事業に関してはとても大変なので収益が上がらない、やればやるほど赤字になってしまうので、どうしようというような声も聞いているというふうな答弁がございました。さらには、総合事業の要支援１・２の人のサービスを提供した事業所に支払う報酬の引き上げが必要ではないかという質問もいたしました。総合事業に限って言うと、はっきりとした話は聞いていない、ただし、町単独でやっている訪問ヘルプの簡単な日常生活の世話みたいなそうした事業はとても無理だということで、撤退を検討しているという話はあるという答弁があったところで、それから１年半経過したわけです。私が質問してから１年半たちましたので、改定後のその後の状況をお聞きしたいと思います。

町 長

三浦議員にお答えいたします。介護保険は平成１２年から制度が始まりました。４０歳以上の方からは介護保険料をいただき、国・県等から多くの公費の投入をしながら市町村が保険者としてそれぞれ運営しているところでございます。２０１７年、平成２年の介護保険の制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性の確保に配慮し、必要な方に必要なサービスが提供されることを目指し行われたところでございます。御質問の飯島町における介護保険における新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援１・２、それ以外の方につきまして、町では２０１９年、平成２９年度から開始いたしました。改定後の状況は担当課長から詳細を説明させていただきます。

健康福祉課長

それでは、２０１７年度の制度改正は、特に御質問の要支援１・２の方についての改正が大きかったところです。具体的には、従来の要支援認定の方くらいの状況の方について大きく二通りになりました。１つは、訪問看護や福祉用具等、介護保険予防給付として使いたいサービスがある場合で、今までどおり介護保険の申請をし、認定を受け、要支援の介護度をもって介護保険の予防給付を受ける場合です。この場合も介護保険の総合事業を受けることができます。もう一つは、介護保険の予防給付はとりあえず使わないので認定申請をしないで、相談の上、チェックリストで判断して介護保険の総合事業である介護予防・生活支援サービスや介護予防事業を利用する場合です。どちらかを選ぶのかは、お一人お一人の状況に合わせた個別相談からの介護予防のマネジメントが重要

になります。この相談窓口が健康福祉課にございます飯島町地域包括支援センターでございます。前置きが長くなりましたが、議員御質問の介護保険における総合事業は、介護予防・日常生活支援総合事業であり、平成 27 年の制度改正により市町村が行う事業として位置づけられ、飯島町では平成 29 年度より事業を開始しました。当町の総合事業は 2 つの事業、1 つとして介護予防生活支援サービス事業の訪問型、通所型のサービス、2 つ目として一般介護予防事業との組み合わせにより実施しています。1 つ目の介護予防生活支援サービス事業については、訪問型、通所型のサービスの事業所を募集して実施しています。この事業は町単独基準単価を採用し給付を行っています。国の目安に基づいて取り組みをしています。介護給付の単価に比べて低い単価で事業を実施しており、手挙げ事業所には経営努力により運営いただいているところです。利用者、御家族につきましては、制度の中にサービス料の基準がありまして、御希望のサービス料がかなわない場合もあるところです。次の一般介護予防事業については、町が対象の方の状況、年齢等により企画した事業を町内の事業所に委託しております。これについては一年ごとやってみて企画を検討し、またどうしようということでは工夫をしております、今年度は開催回数を増やしたり内容の充実等を図っております。事業の担い手については、今後ますます需要が伸びるであろう予測と労働人口の減少等の状況などから、今後は提供する量や質について危惧しているところです。

副 町 長 最初の町長の答弁で少し訂正をさせていただきたいと思います。中段で制度改正の年度を申し上げましたけれども、2017 年、平成 29 年でございます。平成 2 年と申し上げましたけれども、平成 29 年でございます。それから、新しい介護予防・日常生活総合事業の実施年度ですけれども、町では 2017 年でございます。2019 年と申し上げましたけれども、2017 年から開始しております。訂正をお願いし、おわび申し上げます。

三浦議員 ただいま課長からも様子を詳しくお聞きいたしましたところです。実は、総合事業、要介護、要支援、両方のケアプランを立てている介護事業所のケアマネージャーさんのお話をお聞きしたところです。お聞きしたところ、ケアプラン 1 件に対する報酬額、要介護 1・2 ですと 1 万 570 円、要介護 3・4・5 では 1 万 3,730 円が報酬額だそうです。これが要支援の 1・2 となりますと緩和した基準によるサービスというので A ですけれども、それが 4,285 円で、B の住民主体によるサービスというのは 3,200 円ということだそうです。お話をお聞きますと、要支援のケアプランも介護保険の対象者と同様に訪問をして聞き取りしケアプランを立てるので、どちらも仕事としては全く内容的には変わらないというふうにお話されておりました。先ほども課長のほうから経営努力をさせていただいて事業所にはやってもらっているというふうにお話をお聞きしましたけれども、仕事だからやっているけれども、経営としてはとても大変だということが大きな問題になっているというふうにお聞きをしたところです。この様子を見ますと、要支援では報酬額が半分以下、ケアプランを立てるケアマネさん、ケアプランに対して報酬額は半分以下です。また、要支援の 1・2 の B、住民主体によるサービスに対するプランでは報酬額が 3 分の 1 以下という状況があるというふうに伺ったところです。これでは本当に、事業所としては、人件費は変わらないけれども仕事内容も変わらない、そういう中で報

	酬が半分以下、この仕事を引き受けたくないのは当然のことかなあというふう思うところ。このケアマネージャーさんのお話では、駒ヶ根では要支援のケアプランの作成を受けてくれる事業所がなく伊那の事業所にケアプランを頼んでいる状況だというふうにお聞きをしました。これでは、実態を見れば、こうした断る事業所が出てきても当然というふうにお聞きをしたわけですが、町内で、飯島町の町内に要支援のケアプラン作成を引き受けている事業所は何件あるのか、また、そういう点ではケアマネージャーさんの人数は足りているのかについてお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	申しわけございません。町内で要支援の方々へのケアプランを引き受けてくださっているところはあるんですが、何件までということはきちんと承知しておりませんので、後ほどにさせていただきたいと思います。次の質問についても同じでございます。
三浦議員	それでは、また調べていただいて、お願いしたいと思いますが、このケアマネージャーさんのお話ですと、本当に事業所としては受けたくない仕事というふうに言っておられました。しかし、ある意味、善意というか、やらなければ本当に困る人たちが出てくるということがあってやらざるを得ないというような状況のようでありました。本当に大きな問題だと思います。 次に、要支援の訪問型サービスB、住民主体によるサービス、このサービスの提供がなされているかどうかお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	検討中でございます。
三浦議員	検討中ということで、たしか以前には養成講座などあったりして、そこにかかわる方たちの担い手をつくるための努力をされていたと思いますし、事業所の方も、職員の方も受講されて、かかわっていただけるというふうにお聞きをしていたような気がしますけれども、その辺は今ではされていないというふうに解釈をしてよいのでしょうか。お聞きをいたします。
健康福祉課長	大変残念な申しわけないことなんですけれども、ここのところは今なかなか進んでいないところでございます。
三浦議員	それではお聞きをしたいと思いますけれども、要支援訪問型サービスBの全く何もできないわけではないけれども、やはり助けが必要な部分が生活の中にあるという方たちの支援をするという事業だというふうに理解をしているんですけれども、こうした支援を必要な方たちが町内に実際にいらっしゃるというふうな理解でよいのか、どんな状況が実際にはあるのかということをお聞きしたいと思います。
健康福祉課長	このことにつきましては大きな調査等をしていないところですが、現場の声からということで、そういうような方はいらっしゃっていて、具体的にお困りになったときには今ある介護保険ではないサービスや御近所の方々の御厚意で生活をしていらっしゃるというふうに聞いております。
三浦議員	実際には、町の条例要綱などでは訪問型サービスのBというものも記載をされていて、あるわけですね、実際にはそうした事業が載っているわけです。本当に、なぜ、じゃあこうした事業から携わってくれる方がいなくなっているのかという点について、その要因、原因についてはどのようにお捉えかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

こちらのサービスについては、一般会計のほうで制度がございまして、そちらのほうでやっているところですが、実際、利用が今増えていない、逆に減少しているというような状況にございます。こちらにつきましては、相談窓口の機能のところも検討しなければいけないと思いますし、地域の方々の力をお借りするっていうこともこれからしていかなければいけないというふうに思っております。

三浦議員

町の事業ということでやっている中で、しかし、そういう事業が必要だということも前提にやはりされていたと思いますし、計画の中に入ってきて、条例でもできている、そうした事業だと思うんですが、今そうした調査は具体的に、必要とされている人がどのくらいいるのかとか、そういうことが把握されていないというふうにお聞きをしたところで、本当に困っている方は窓口で相談があるのでというお話でしたが、実際にそうした制度がつくられていて、その制度が活用されていない、利用者が少ないと言われましたけれども、それがよく知られていないということもあるのか、やっぱりなかなか難しいのかということなんですけど。私の知る限りでは、この制度が発足した当時、研修を、ここで養成講座を受けた事業所の介護職員が、ヘルパーさんですが、利用料をいただいて訪問をしていたということがあったように記憶をしております。しかし、こんなばかったい——ばかったいという言い方はおかしいですけども、利用料、そのときしかサービスを提供すると 200 円いただいてきたというふうにお聞きをしているように思いましたけれども、とても事業所としては、人件費として払いながら雇用している職員を、そのようなことで 200 円程度でということもあったり、とてもそれでは事業所としてはかなわないということで、やめようと、もうやめましょうというふうになったというふうにお聞きをしております。このような似たようなことで、辰野町でも、こうした多くの町の皆さんを集めて養成講座もして、大勢の方が携わってくれることになったそうなんですけれども、やはり家の中まで入って何かをするということとはとてもできないということで、だんだんそうしたところにかかわってくださる方が減っていたりしているというような話もちらっとお聞きをしているところです。大変に困っていても困ったと言えなかったり、助けてくれると言っても、本当にじゃあ御近所の方やそういう人たちに助けてもらえるのかというと、そこもまたはっきりしない、こうしたことをこのまま置いていいのかなあっていうのが一番の心配です。実は、やっぱり軽いうちに、やっぱりそうした支えをしながら自立できることをしていくことで介護度が上がらずに行くという、介護予防と言っているような運動だったり体操だったり、いろんなところにお集まりになってお話ししたりということもありますけれども、実際に自分たちの生活の中で、自分の生活の中で助けてほしいことを助けてもらって暮らし、自立していくっていうことは、早い段階でも必要なんだと思いますが、そうしたことがされていかなければ、やっぱり要支援であろうとも要支援がだんだん介護にかかわる、だんだん重たくなっていくというような状況に進んでいくというふうに思いますし、介護にかかわっている方もだんだんそういうふうになっていくんじゃないかということで心配をしているというふうに言っておられましたので、ぜひ、この制度が生きるような取り組みを検討していただきたいと思いますんですが、検討中って言われて、今現在そういう人た

ちが町内にいるかどうか把握できていないということの不安が私はとてもあります。ぜひ、きちっと、いろんな方がそういうことを把握していると思いますし、御自分で言えなくても、そうした調査も必要なんではないでしょうか。本当にせっかくある制度が使われていないんですしたら、この制度についてもっと考えていくべきだと思いますし、例えば、今まで利用料が200円で行うということでしたけれども、そのところを違った形で、もっと報酬があることで対応していただける事業所の介護職員さんを充てていただけるようなことを考えるとかしていくべきではないかというふうに思うわけです。本来計画をしてきたのに、実態では存在していない、今現在存在していない制度では本当に悲しいことだなあとしますので、もう一度この制度について、本当に必要な人に支援が行き渡るような方法を考え研究し、取り組んでいただきたいなと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長

議員のおっしゃるとおりだと思います。すみません。ちょっと1つだけ訂正いただきたいんですけど、先ほどの200円の話でございしますが、それは本人が負担する200円で、訪問された事業所の方が200円を預かって町のほうに入れていったというふうに思います。町からは事業所さんのほうに、200円ではなく、ちょっと額がはっきり記憶がないんですが、1,000円程度のお支払いをしているというような形になっていて、今もそのものは継続してやっています。利用が少ないですが、ある制度になります。ただ、町からお支払いする単価についても、ほかのヘルプの単価よりも非常に低うございますので、ということで撤退された業者さんがいることは確かでございます。それから、先ほどの把握をしたりとか人数をきちんとつかんで新しいことを立てていくということは、これから本当にしていかなければいけないことだと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

三浦議員

私のほうで少し勘違いをしていたところもありますので、その点についてはおわびをいたします。しかし、やはり先ほど課長も言われましたけれども、単価が安いということについては事実でありますので、やっぱり受けていただける、個人で住民主体ということで受けてくれる方がいるなら、それはまた違った形でやっぱり利用料をいただくというのもいいかもしれませんけれども、そういう方がいない限りは事業所の方に受けてもらうということになるのではないかなあと私は感じているんです。それで、そうであれば、やはり事業所に見合った報酬が必要ではないかなあというふうに思いますので、ぜひ、その点でも検討をしていただきたいというふうに思うわけです。

次の質問ですけれども、要介護1・2のケアプラン作成費の実費負担、要介護の負担や生活援助を総合事業へ移行するという、そうした動きが今現在起こっています。財務省の方針であって、厚生労働省は受け入れて準備を進めているというふうにお聞きをしております。そもそものが何のための介護保険制度で、終身、介護保険料を払うのかというような声も聞かれます。また、社会保障のためということで消費税も8%から10%に引き上げられましたけれども、ずっと見てきた中では、社会保障は後退するばかりだと、そんなふうに感じるようです。総合事業に移行となりますと、要支援の訪問型サービスBの実態から見て、少なくとも現状に見合った報酬がなければサービスを提供してい

ただける事業所はないのではないかというふうに感じるところです。また、町としても町民が介護が必要になっても在宅で安心して暮らし続けるために総合事業として対応する、そういうことが必要なわけですが、対応しなければならないんですけれども、そうした基盤がないという現状から見て、とてもこの法案が俎上に上って制度となってしまうことへの危機感はあるというふうに思います。案として、法案として国会に上がる前に、やはり、介護保険事業所とも連携をしながら、はっきりとこうした制度の改正に対しては反対を表明すべきだと私は思うところです。今までもずっと、制度の改正がこのように伝わってきて、実際にはまだ法案として国会に上げられる前に、私は反対すべきだということをその都度述べてきたというふうに思いますけれども、厚生労働省から何も入ってこない、そういう通達はないというのがいつも耳に入らない、そんな答弁がいつもありましたけれども、現状を見れば、やはりもう厚生労働省が社会保障審議会で審議をしている、もうその時点で方向は決まっていると、そういう方向で流れている、いつも。そういうことですので、ぜひ、まだ、まだまだ日本中の各自治体、本当に皆さん、事業所も、それでは困るという声を上げればとめることもできる可能性のあることです。ですので、ぜひこの時点で、私は飯島町として住民の介護、暮らしを守るためにも反対の意思表明をしていただきたいというふうに考えるわけですが、これが私の質問の中の町の介護に対する姿勢が問われる問題だという質問なんですけれども、所見をお聞きしたいと思います。

町 長 今、国会で審議、慎重に審議をしていただきたいと、こういう要望を出すほかはないかなというふうに思っております。これも飯島町単独ではできませんので、町村会等との連携をとりながら、そういったことをよく精査した中で慎重な行動をとってまいりたいと思っております。

三浦議員 飯島町単独ではということもありますが、一体となってやっていただくこともひとつは大事、それぞれの自治体の中から声を上げることも大事です。やはり、あっちからもこっちからも、みんなそれぞれに大変だという声が上がるということはすごく大きな力だと思うんです。確かに大きくまとまって一つの、例えば全国町村会だったり県の町村会だったりの皆さんの決議の中で上げていくということもとても大事なことですけれども、その声を上げるに当たっては、一つ一つの自治体の中での声が大きき力になって、そこに上がっていった国を動かすという力になっていくんだと思いますので、それは飯島町だけの問題ではなくて、介護事業を支えてくださっている事業所の皆さんの経営にもかかわる問題です。事業所が成り立たなくなって撤退していけば、今度は介護の必要な町民の皆さんが非常に困難になるという結果になっていくわけですので、本当に大変な問題だと思います。ましてや、現在でも介護に携わる職員が不足していて、最近でも広告などを見ましても募集がとても多いです。多いですけども、なかなか見つからないと言っています。やっぱり、介護保険が始まったときには、本当に介護の仕事をしたという若い人たちがとても多く、そうした勉強をするために大学に入られた方たちも大勢いましたが、今は減っているというふうにもお聞きしていますし、その理由が、やはり一生懸命大変な仕事をして見返りが少ないということが一番の要因だというふう

	にもお聞きしています。そういう点でも、やはり今のまんまでは介護が危うい、事業所も危ういということで、本当に大変な問題ですので、ぜひ自治体として、飯島町として声を上げながら、周りの自治体も巻き込んで、また各事業所も一緒になって声を上げていっていただきたいというふうに願うわけです。いかがでしょうかね町長、飯島町からも声を単独でも上げる、そしてもっともっと大きな形でも一緒になって声を上げていくということに対して。私は、それを望みますが。
町 長	答弁は、先ほどと同じでございます。飯島町議会として要請を上げるということは、正々堂々とできると思います。町としては、町村会等を通じながら、そういったところで意見を具申していくということになるかと思います。
三浦議員	では、とにかく国に対しては、これはまずいと、やめてほしいという声を上げていただきたいというふうに思います。介護度の５段階で最も多いのが要介護１・２とされています。町の事業に要介護１・２が加わるとなると、町の負担を大幅に引き上げない限り事業所は経営が成り立たなくなってしまいます。これは先ほどのことですが、今後は介護保険の介護度が要介護１・２と言われる方たちが今計画されている中では総合事業のほうに移ってくるということですので、本当に大変なことになってくるというふうに思います。そうした中では、町の包括ケアセンターでも仕事量が増加をする、そうしたことが増えてくるのではないかと、事務処理の煩雑さや、想像するだけでもとても現状からは受け入れがたい状況なんではないかということもぜひ考慮して対応していただきたいなあというふうに思います。そうした状況が国の方針どおりに実施された場合に、私は本当に大変な、町としても大変ですし、そういうわけで介護事業所や介護を受ける人たちも本当に、受ける人、家族、本当に大変なことになるというふうに思っているわけですが、この点で、実施された場合にどのような状況が想定されるのか、課題について考えていることがあればお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	介護保険は町が保険者であります、その制度設計や介護報酬とか運営のあり方につきましては国が役割を持っておりまして、社会保障審議会の介護保険部会で現状や効果、将来の見通しなどから議論を重ねて、３年を１期として見直しをしているところです。次の期の議論が既にもう始まっております。町の介護保険計画は、これを受け介護保険計画を策定しまして事業を実施しているところでございます。御質問のケアプランの作成の自己負担とか軽度のサービスのあり方につきましては、従前から議論されておりまして、令和３年度からの第８期にどのように反映されるか、今後の議論に注視していくところでございます。課題といたしましては、ケアプランの自己負担が決定すれば、介護を必要とする方にかかる負担が増加すること、生活援助の総合事業移行では単価が低く設定されることによる事業者への影響、またサービス提供を受けられない方が出られるかもしれない等が予測されます。一方、さまざまな議論がされることには、今後見込まれる介護認定者の増による介護保険にかかるお金、社会保障の増大や、それが増大していくと保険料が高くなっていくというような課題もあわせ持っているというふうに思っています。
三浦議員	ただいま状況について課題について把握されている部分についてお聞きをしたところ

です。本当に国の方向で行けば、介護を受ける人たちが増えていく状況があると、そのためには持ち出す社会保障費を、介護にかかわるものを減らしていかなければならない、増やせないというのがあるように思いますけれども、それは国のお金の使い方の問題であって、一人一人が本当に安心して飯島町で暮らしていくということになれば、やはり必要な介護はちゃんと受けられる仕組みが必要ですし、お金の問題は、いざというときにはそれなりにちゃんと、ほかのところに使うお金があるんですから、今話題の。そういうことを考えれば、お金は使い方です。それは、国に対して、お金の使い方に対して、介護のほうにお金をきちっと出してほしいということを主張すればいいことだと思いますので、本当にこの制度がまた改定されて要介護の人たちにまで及ぶようなことがあってはならないというふうに考えていますので、ぜひそうしたことを、しっかり国の動向を把握していただいて、飯島町としてそれでは困るということを述べていっていただきたいというふうに思います。これは私の、何度も同じことを答弁していただくこともないと思いますので、じゃあ、そういうことで、それは求めます。

次に2つ目の質問です。「町政に住民の声を生かすための取り組みについて」ということで質問をいたします。町長のほっと懇談やいいちゃんポスト、メール、また直接お話しがあったりと、さまざまな形で住民の皆さんの声が届いているというふうに思います。実は、なぜこのような質問をすることに決めたかといいますと、最近ある方から、要望であったのか、意見であったか、提案であったか、ちょっとその内容については深入りをして聞きすることはなかったのですけれども、その方が言ったこと、要望したことなんでしょうか、町長につながっていなかったというふうに感じた、せっかく要望したのに、言ったのに、どうも町長は知っていなかったように思ったと、町長に届いていないなら意味がないというようなことを、そんな趣旨のことを私に苦言として、私言われました。私に取り扱っているわけではないのですけれども、今回そのような声をお聞きしましたので、届いた町民の声にどのように対応しているのかということについてお聞きをしたいと思います。

町 長

町政に住民の皆さんの声を生かすための取り組みといたしまして、町民と町長のほっと懇談会、いいちゃんポストやいいちゃんメールを利用した町長への手紙制度があります。ほっと懇談につきましては、毎年5～6件ほどお申し込みをいただいております。町政への建設的な提案や要望について懇談しております。懇談には、私を初め関係する課長、係長も同席して、現状説明や今後の動向についても話し合えるようにしております。そして、その対応につきましては、予算措置にかかわる内容等もあり、全てにおいて早急に対応できる案件ばかりではありませんけれども、その場で解決できるものや実施可能な案件につきましては、できるだけ早期に対応を行っていくよう指示しておるところでございます。また、手紙やメール等でいただいた御意見についても、同様に関係課等へ回覧するなどし、内容について検討をした結果、事務事業の改善が必要であるときは積極的な対応と施策の企画や立案に反映するよう指示しているところでございます。御案内いただきました案件につきましては、どういう状況であったかよくわかりませんが、そういった手落ちがないように気をつけてまいりたいと思っております。

三浦議員	本当に丁寧にやっていたというふうには受けとめているわけですが、全てが町長の耳に入るわけではないということであるのかなあというふうにも思っているところです。私が感じているところでは、いろんな声が入りますし、そうした中で、個人の問題として届いていても町全体の問題として捉える事案ではないかなあというようにあるのではないかなあというふうに思って、感じていまして、それはなぜかという、たまたま訪問したお宅なんですけれども、その方は役場にまだ言っていないけれどもと言って話し出したんですけれども、御自分が所有している竹林が通学道路に面しておりまして、とても危険だというふうには認識しているけれども、とても自分では手がつけられない、業者に頼めば高額な負担になってしまって、それも簡単にはできないことで、補助制度でもあれば何とかできるかもしれないがというようなことを言われました。この方の思いは補助制度が欲しいということなのかなあというふうに受けとめたんですけれども、それと同時に私が感じたことなんです。これは、通学道路の支障木、万が一竹が、雪が降ったり何かあったときには倒れて通行人や道路をふさぐとか、いろいろ問題が起きては自分の責任になるということがありまして、そういう問題っていうのはこの方だけの問題ではなくて、飯島中あちこちに、通学道路に限らずある話だなあというふうに受けとめました。やはり気になるけれども、それは地主の、持ち主の責任だと言われてしまえばそれまでだけれども、そう言われても対応できないというようなことがあるというふうに受けとめたわけです。それは、そういうふうに考えますと、そうした個人の問題として、この方が町に例えば相談にこれから見えるとして、こうした個人の問題として相談に見えると思いますけれども、町全体の問題として捉えなければならぬんじゃないかというふうに受けとめたわけです。その点について、そうしたことをどんなふうに対応しているのか、これからしていくのかということについてお聞きをしたいと思います。
町 長 建設水道課長	建設水道課長にお答えをさせていただきます。 建設水道課長の立場でお答えさせていただきます。町道を管理する立場であり、通学路ということで利用をしていただいているところが主だと思うんですけれども、隣接の方が、竹に限らず、山林ですとかお持ちで、倒れてきて危険だと、そういった対応を何とかしたいということで相談に見えられているケースは年に何件かございます。当然、山林管理ということもございますけれども、その道路を利用する方の安全が第一でございますので、まず担当で受けまして、関係する部署で共有して現場を見ると、そういう対応をいたしまして、現地の作業班がいますので、できるところは、枝払いになるかもしれませんが、そういったところ、できるところは町のほうで対応していくと、そういったところで、根本的に全部を伐採するとかっていうところまではなかなか踏み込めてはいないんですけれども、寄り添う形で対応していくということで努めております。
三浦議員	ぜひ、道路については、今、課長が答弁されたように、ぜひ不安なことは町に相談をしていただければいいのかなあというふうに感じます。これは、たまたまそうしたお話しを受けたので私が感じたわけですが、ぜひ、ほかの問題に当たっても、こうした個人の問題として相談があっても、町全体にかかわる問題というものもあると思います。

ので、そうしたことに對しては、やはり廣く各課に通達をしたりするなどして対応できるような形をとっていただきたいというふうに思いますが、それと同時に、3つ目の質問ですけれども、やはりそういうことに對するのに、本当に職員の皆さんお忙しい中ですので、私は、そういう相談を受けたときに、それを処理する係の増員が必要ではないかなというふうなことを感じていますが、その点について答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

副 町 長 さまざまな町民の皆さんの要望に応じていくために職員の増員が必要ではないかという御質問をいただきました。先ほど来いろいろな課題を例に挙げて御質問いただいておりますけれども、町には、さまざまな個人、また、あるいは区、自治会からの要望事項がございます。それについては、担当課で十分に精査しながら対応させていただく課題や、また単独の課では解決できないものはそれぞれ関係する課が連携しながら対応させていただいているところでございます。それぞれ課題は山積しておりますし、他の業務もありまして、なかなか対応するいとまのない状況ではございますけれども、ただ単に職員を増やすということで解決する問題でもございませんので、各課が連携しまして十分に対応できるように対応させていただくとともに、やっぱり職員一人一人が住民の皆さんに寄り添って、プラスワンの心遣い、じゃあその問題が起きたときに自分の課だけじゃなくてほかの課にどのように影響していくかとか、そういったようなプラスワンの心遣いを持ちながら職員一体となって問題の解決に当たってまいりたいと思います。職員の増員につきましては、適正配置や職員の適正採用については十分に考慮しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

三浦議員 終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休 憩 午前10時50分

再 開 午後 1時30分

議 長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番 9番 浜田稔議員。

9 番

浜田議員 それでは、通告順に3件の質問を行います。3件といいましても、今回は教育問題に対する一連の質問でありまして、国際的な日本の教育の位置から始まって県の問題、そして市町村の問題、そんな順序で質問を続けてまいりたいと思っております。

最初の質問は、日本の教育レベルの低下というのが最近頻繁に報道されるというふうに私は思っているわけです。この問題に対して、町長、教育長、理事者の皆さんはどんなふうに受けとめるかというのが最初の質問であります。先週の12月の4日付の信濃毎日新聞の一面に、何段抜きでしたか、かなり大きく「読解力、日本の15歳低下」という大きな見出しが掲げられまして、その3面は全部潰されて関連の記事だったという

ふうに記憶しています。翌日もその後の連載があったんでしたっけね。それから、インターネット系でもさまざまなメディアがこの問題を大きく取り上げているということであります。この内容は、具体的にいいますと、OECD、先進 36 カ国が世界規模で 3 年ごとに行っている全世界規模の学力調査、PISA というふうに省略されていますけれども、日本では 185 の高校 6,100 人が対象になって参加したということで、世界的に 15 歳を対象とする調査ですね。ほかに 4 年ごとに数学、理科を調査するデータだとか、あるいは 65 歳までの成人の教育レベルを調査するなどということも OECD ではやっているわけですが、今回は日本の順位が急落したということで、かなり大きく取り上げられました。多分、報道されたのは（資料掲示）こんなグラフだったんじゃないかと思います。一昨年が 8 位だったのが、ことしは 15 位になったというデータです。その前は 4 位ぐらいだったんですかね。お手元の資料にもございますけれども。ということで、特に読解力が非常によろしくない、そんな報道でありました。ということで、私自身は前に論文が世界的に見て日本だけが科学技術論文が減少傾向にあるということで一般質問にかけたことがありますけれども、その件にかかわらず、日本の教育・研究レベルが実は非常に低下しているのではないかと懸念を持っています、まず、こういう認識について町長、教育長はどんなふうにお考えなのか、まず最初にお尋ねしたいと思います。

教 育 長

ただいま浜田議員から日本の教育レベルに対する認識という御質問をいただきました。今お話の中にもありました OECD の PISA の学力テストは、特に読解力が、今回、子どもたちは急激に低下しているということが各方面で話題になっております。まだ速報的に出てきたので、これから国立教育政策研究所あたりで細かい分析をしたものが今後出されるだろうという気はしておりますが、この読解力は、もう以前から日本の子どもたちの課題だというふうに理解されていまして、前回も科学的リテラシーや数学的リテラシーの順位は上がっているのに読解力が下がっているというようなことがありました。それ以前は、いわゆるゆとり教育の批判で、授業時数を多くして、2003 年以降、割と上がってきたという、そういうような分析はありましたけれども、今ではかなり授業は復活していますので、そういった中で子どもたちの学力低下というのは大変気になるところであります。新聞の報道などによれば、子どもたちの語彙力とか長文理解がなかなか苦手になっているというような報道がありましたが、それだけが全てかということとはちょっとわかりづらいと思いますし、今おっしゃったように教育制度だとか社会的な動向もありますので、これは一概に 1 つの理由でっていうわけにはいかないというふうに思います。確かに読解力が下がっているという印象は、私は個人的に持っています。現場の先生方が直接思っているかどうかということは、ちょっとお聞きしてありませんけれども、AI の時代を迎えて、子どもたちが何を求められるかって、やっぱり読解力っていうのは大きな要素だろうというふうに思っています。そういった面で、浜田議員と同じように、子どもたちの学力低下というのは非常に気になっておりますし、そのほかの学力要素もお話がこれから出てくるだろうと思いますけれども、考えていかなきゃいけない要素は多くあって、論文の引用数も減ってきているというようなことも

ありますので、基礎研究の部分にどれくらい、企業はなかなか基礎研究には力を注がないものですから、国の施策としてそういったところにどれくらい力を入れていくかっていうことはこれからの日本の大きな課題でもあるし、それをそういった教育施策を研究する方々が、担当する方々が理解してもらえればありがたいというふうに思っております。

浜田議員

今、教育長も読解力を中心として学力問題には大変懸念を持っておられるというお話しでありました。私が尋ねるまでもないお話も実はいただいたんですけども、若干、今回 15 歳ですけども、もう少し高等教育のほうの学力についてもちょっと目を向けてみました。ちょっと英語で申しわけないんですけども、これが（資料掲示）ザ・タイムズ・ハイアー・エデュケーションというイギリスのタイムズ紙の高等教育の雑誌のデータを拾ってきたグラフで、世界の大学のランキングというデータです。これを見ますと、100 位以内に入っているのが東京大学、京都大学と、それ以外は 100 位以下というのがありまして、しかも全体として長期低落傾向にあるというのが読み取れると思います。若干データは古くて 2017 年までなんですけど、オリジナルを見たら、こういうグラフじゃなかったんで、ちょっと借りてきたということになっています。ちなみに、これは日本の大学しか書いてございませぬけれども、イギリスとかアメリカでこういう調査をかなりやっているんですが、じゃあ欧米系の評価基準だけでやっているのかという問題なんですけれども、どうも調べてみるとそうではなくて、実は東京大学よりも上に位置しているのが北京大学とか清華大学、それから香港大学、それからシンガポールやソウル大学もほぼそれに近いということで、実はアジアの中でも日本の大学は評価が全体として下がってきているというふうに伝えられています。それから、もう一つ、先ほど教育長もおっしゃっていた問題が、もう一つの図なんですけれども、これは各国で過去 10 年間で博士号を取得する人がどのくらい増えているかということを示したグラフです。トップなのはアメリカで、10 年間で相当な数が増えているということになっているわけですけども、深刻なのは日本で、日本だけが先進国の中で博士号を取得する人が減っているというかなりショッキングなデータになっています。この解説を見ても、東京大学の経済学の専攻の教授の話としては、日本人だけでは経済学の修士課程は埋められないんで、7 割は留学生だと、そんな状況になっていて、日本人の意欲はものすごく落ちていると、それから、アメリカでは、グーグルなど IT の先端企業に技術者として就職するためには、修士課程、つまり大学院の前期課程か博士課程を取得していないとそもそも入社の対象にならないというぐらいの中で、日本だけが特異的に落ち込んでいると、そんなグラフです。こういうのは、いろんなほかの事情もあるんで、そのまま額面どおり受けとめていいのかどうかはわかんないんですけども、もう一つの図がございまして、これは表なんですけれども、さまざまな分野の論文で引用件数というのがあります。論文っていうのは、御存じのように自分が言いたいことを、研究したことを書くだけではなくて、末尾のほうにもものすごい何項目も何十項目もリストがあって、自分の研究のために参考にしたデータというのがたくさんリストになるわけですね。ここに名前が載る論文が実は非常に価値のある論文だということで、論文の価値というのはほかの

論文で引用されたかどうかということが大きな目安になるというふうになっています。その順位の一覧表なんですけれども、具体的にいいますと、分野別、全分野で言いますと、日本は昔は3位ぐらいでした。非常にいい論文を書いていた時代があったと。ところが現在は9位に落ちてしまっていると。それから、一番実学に近い材料科学に関してだけ順番をずっと述べますと、トップが中国、2番目がアメリカ、3番目が韓国、4番目がドイツ、5番目がインド、6番目がイギリス、7番目がオーストラリア、8番目がシンガポール、そして日本と、これもたしか3位か4位から9位まで落ちたということで、博士になる人も少ないだけではなくて、実は論文の数も、この間、日本だけが一方的に減っています。さらに加えて、その論文の質も、よその国から引用されて評価されるような質の高い論文がかなりの勢いで減っているというのが高等教育の分野かなあというふうに思っています。ということで、きのうも大変熱心に教育問題をめぐる議論っていうのがなされましたけれども、ちょっと私が心配しているのは、もちろん足元の教育をどうするかということは一番基本になるわけですが、やはり、ことわざでいうと真実は片隅に宿るとかって言いますね、小さなところにでも本当に真実があるんだとすれば、全国の1万分の1以下の飯島町にもこういった影響があるのか、あるいは教育を考える上で根本から見直さなければならぬ何かが起こっているのか、こんなことがとっても気になるわけです。そういうわけで、改めて、今提示させていただいたデータに基づいて、教育っていうのが飯島においても何かこれを予兆させるような何かが起こっていないかということが私は気になるわけですが、そのあたりでお感じになっていることがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

教 育 長

飯島に限って、毎年80人90人の子どもたちが中学校を出ていくわけですが、その子どもたちがこういった問題で何か傾向性を示すかということは、ちょっとはかり知れないところがあるんですが、私が高校現場にいたときの雰囲気でお話ししますと、大概進学を考えるとときに理系の大学へ進学する子どもたちが大体6〜7割で文系が3〜4割だったんですけれども、理系に行くお子さん方、あるいはその親御さんも自分の子どもが大学院修士課程に行くだろうということは前提で進学を考えていらしたので、こちらもいろんなデータから、もうそれは6割7割の人が修士課程へ進むんですよっていうようなお話をしますし、親も理系に行くんならそういうもんだろうと、もともと医学部や薬学部、獣医学部は6年制ですので、修士課程も含めた教育になっているので、そこはそういうことなんですけど、そうじゃなくても、特に工学部あたりは多くの人が修士へ進みますよっていう認識は持っていらっしゃると思います。ただ、文系は、ほとんど大学院っていう発想はないと思います。アメリカの、例えば経済の修士を取ればその世界に通用するというような認識ありませんし、逆に文系で修士課程を出ると、門が逆に狭まってしまうと、かなり狭い領域のことしかできなくなって、それも経済学でいえば近代的なものならいいんですけれども、古い経済学を勉強すれば実社会には役に立たないんじゃないかっていうような、非常に心配をするという声は聞いております。ましてやドクターということになりますと、文系ですと、もう大学の研究者を目指さない限り、なかなかドクター課程まで、大学院の後期課程まで行くだろうというのは、その時点ではお

りませんが、理系のほうも、もう本当にドクターまで行って世界に通用する学者になりたいという気持ちを持っている子どもたちはいるんですけど、ただ、就職っていうことを考えた、進路っていうのを考えたときに、どうしてもちゅうちょしてしまうと、日本の企業でも修士課程くらいまでならってところは非常に歓迎されるんですが、博士課程まで出た人を、少なくとも 20 代後半になっているわけですけども、その人たち、そういう専門の力があるからということを、それを優位なものだとして採用してくれるかというのは非常に不安です。それから、私がお話しをっていうか、接した場面では、ドクターまで出ると、大学の 4 年間でドクターまでの 5 年間で 9 年間奨学金をもらいながら勉強すると、9 年間奨学金をもらうと、ドクター出たり、ホストドクターで少し余裕の時期はあるんですけど、それが過ぎたときにいわゆる定職にないと、いきなり何百万円もの負債を抱えたスタートになってしまってやっていけないっていう現実もあるということで、そこら辺の社会的な整備がないと、なかなか先が見越せない段階でドクターへ進んでより専門のことをやるっていうのは、ちょっと現実を考えるとちゅうちょするお子さんが多かったという気はします。それがそのまま飯島町に適應できるかということはわかりませんが、上伊那全体がそういう雰囲気でしたので、当町からも大体 3 割～4 割近いお子さんが 4 年制大学へ進学すると思いますけれども、そういった理系、文系で多少違いますけれども、大学院の進学へは非常に懸念を持ちながら進まれるっていうことは多いと思います。

浜田議員

日本の社会が、どちらかというとそういう人材を受け入れる構造になっていないし、経済的にも大きな問題を抱えているというお話しでした。多分それは暗黙のうちに実は飯島の子どもたちにも影響を与えているんじゃないかと私は心配するわけですね。将来を大きく描けないと。前に東京工業大学の教授がノーベル賞をもらったときに同僚が非常に皮肉な文章を書いていまして、東京出身で、実は東京の大学へ行ってノーベル賞をもらった人はほとんどいないんだということを書いていた人がいました。つまり、むしろ飯島あたりから出ていくのが本当かなあと、要するに、何ていうんですか、変に平均化されない、都会のように均一化されないところに実はすぐれた人材がいるのかな、その皆さんが諦めていいものかという、私としては思うわけですけども。もう少し、今は高等教育の話をしましたけれども、もう一回立ち戻って、初等・中等教育に話を戻したいと思います。今度ごらんに入れる図は、IMD というスイスのビジネススクール—ビジネススクールといっても産業界のいろいろな競争力のいろんな指標を調査している会社なんですけど、長年にわたってやっているんで、それなりに信憑性があるということで、これが各国の競争力のランキングですね。これはさっきの読解力等も含めたランキング調査をやったところ、かつて、要するに 1989 年ごろは、この調査をやると必ず日本がもう連続トップだったという時代があったのに、今や、もはや 30 位にまで下がってしまったという、そういうデータです。次に、今、教育長のほうからお話が合った話も私なりに裏づけをとってみようと思って、教育に対する国の支出がどうなっているかという調査結果を次のグラフに示しました。これは、GDP 当たり、国民総生産当たり、そのうちの何割を教育費に各国はつぎ込んでいるのかというのが図の 1－6 というグラ

フです。これは文科省の経済開発協力機構のデータをもとに文科省がまとめたデータだったんですけども、なかなかグラフにつくるのが難しかったんで、若干古い2012年のグラフになっています。大体グラフになって出てくるのは3年おくれぐらいなんですけれども、その中で日本は本当に最下位ですね。このグラフ、実は多分二十何番目なんですかね。このグラフは2つの部分からできていまして、青い部分が公的支出です。つまり国の教育予算です。赤い部分が私的な支出、要するに個人が、家庭が支払っている学費です。ですので、青いところまで含めて見ると、実は日本はほぼ最下位ですね。イタリア、チェコやギリシャなんかよりも低いというのが日本の公的支出、国の教育費の低さと。赤い部分は、その分だけ家庭の負担が重いと。言い方を変えると、その家庭の経済力によって教育の中身が決まってしまうということを間接的に表しているグラフです。ちなみに、一番最初に掲げた日本の読解力が非常に下がってしまったという問題の分析がある程度ありまして、これは、平均点が下がっただけではなくて、きのう教育長がお話しになっていた二こぶ、要するに平均点よりも低い人たちの比率が増えた、その結果、平均点全体が下がってしまった。つまり、教育の中の格差が広がったことも順位の低下に含まれているってということなんですけれども、この支出を見ると、いかに国が教育に対して消極的かということが見てとれるのではないかなというふうに思います。次に一覧表がございます。これは文科省の教育白書から拾ってきて、学級規模が国際比較でどうなっているかという一覧表です。アメリカの場合には30人を大体平均とすると、イギリスは小中学校とも小学校は30人が上限ですか、ドイツの場合には低学年は24人が標準で18人〜30人、高学年に行っても標準が大体24人〜28名、それに対して日本は40人学級がそのままになっているということで、先ほどの公費の支出が少ないこととちょうどペアになる形で1学級当たりの学級規模が日本は多いまま置かれているというのが文科省の教育白書のデータです。これ平成20年の教育白書なんで、古いなあと思って、実はきのう、全部30年までの教育白書を見てみたんですが、驚いたことに、この20年を最後に文科省の教育白書の中から非常にストレートな国際比較が消え去っているんですね。その後どうなったかっていうと、初等・中等教育で国際競争力を増すためにという別の章立てになってしまっていて、その章立ても消えてしまったのかな、つまり、これに匹敵する図、つまり国際的に見て日本の教育がどうであるかということを示す章立てが、ざっと見た限りでは、その後10年間消えたままということで、これが最後のグラフのように私には見えませんでした。詳しく見てはいませんが、随分打ち抜きになったというか、そんな印象を受けています。ついでなので、もう少し幾つかの調査だけ早目にお話しさせていただきたいと思いますけれども、次の図は、教員1人当たりの児童・生徒数の国際比較です。これも文科省の同じ白書からのデータです。これを見ますと、日本は、やはり教員1人当たりの児童数が多い、つまり1人の負担が非常に大きいということで最悪のほうから3番目ですか、韓国、トルコ、メキシコ、日本というのがワースト4になるかと思いますが、大体そのくらいの比率になっているということです。実際には、この後、多分小泉改革とかでかなり削減がなされているので、これよりも状況は悪いんじゃないかと思いますが、これも白書の中から見つかりませんで

したが、この傾向が改まっていることはないんじゃないかというふうに思っています。こんなことで大変だということと、もう一つ、教育長から読解力についてお話があったんで、私も気になって、そのあたりをちょっと調べてみました。これは、先ほど日本が下落したという一番トップのPISA、あそこが調査している非常に細かいアンケート調査が、子どもたちに対して、これは理科なんですけれども、授業が好きかとか、それから議論しながら授業をしているのか、そうではないのかとか、あるいは実験も自分たちで提案しながらやっていますかとか、そういうのを4段階で評価していて、ある方がシノドスという教育関係に非常に強いネットのサイトがあって、いろんな方の集まりのようなんですけれども、比較的信頼できる分析をなさっているサイトだったんで、その方が相当数のデータを集計してバランスよくまとめた結果がここに書かれています。このグラフを見ますと、日本と韓国が注入群といわれていますけれども、要するに大量の知識を一方向的に注入する、そういうやり方の授業の比率が非常に高い国だということになっています。アメリカやロシアはグリーンの部分、開発群といわれていまして、さっき話したようにディベートをやったり、それから実験をみんなでお互いに議論しながら検討したり、そういう自由闊達なやり方、多分効率は悪いんだと思いますけれども、そんなやり方でやっているのがこういった国々で、フランス、ドイツ、イギリスなんかは大体その中間に属するという分析の結果でした。こうして見ますと、私は、個別の教育改革ということを議論する前に、やはり日本の教育に対する考え方が、文科省が国際比較をうんと引き下げてしまったことに象徴されるように島国化していませんかと、非常にガラパゴスしているんじゃないかなと、物の考え方とか。要するに国際的な全体的な常識からかけ離れて、注入型の授業を相変わらず続けていたり、あるいは多人数の教育をやっていたり、それから予算の配分が少なかったり、そういったことがずっと長年続いていた結果が一番冒頭に示した日本の読解力を初めとする順位の低下であり、あるいは大学のランキングの低下であり、それから研究論文の質の低下であり、さまざまところで長期にわたって影響が出てきているんじゃないかという独断を持っているわけなんですけれども、改めて教育長、もしできれば町長からも、この辺りについての御意見があれば伺いたいと思います。

教 育 長

ただいま、日本の教育制度というか、社会状況から子どもたちの学力に与える影響ということでお話を受けたわけですが、先ほどありました例えば理科なんかは注入群が多いということなんですけれども、国はOECDの、もともとOECDは国の教育施策をどういうふうにするかっていう目的で始めたっていうこともあって、かなりその結果は気にしながら、例えば前回読解力が落ちたときに、ICT機器にふなれな子どもが多いせいではないかということで、かなりその充実を図って、交付税措置もたくさんしたということがありまして、今回も先ほどのドクターの数が少ないというので、ドクターの研究費の年数を伸ばすというような、ついきのうあたりの報道で出てきているわけですが、例えば理科であれば、小学校の理科であれば、理科専科の先生がいてくれるっていうのは非常に大きな要素です。その先生はクラスを持たないわけですから、例えば実験道具や植物なんかも採集して子どもたちに見せられるんですが、今、飯島小学校も小さ

なくなりましたので、理科専科がなくなってしまったので、一人の先生が全部やらなきゃいけない。通常授業している中で実験道具をそろえろとか、そういったことも非常に難しい。そうすると、どうしても授業はここでの注入群的になりやすいということがあります。中学、高校になると、ある程度専門化されているので少しは緩和されると思うんですが、特に小学校の段階は、そういったことは非常に厳しいと思います。ですから、気持ちとしてはOECD型、要するに活用する力をつけるために国が教育政策を考えるということであれば、こういう人の手だてとか、そういったところもかなり力を入れてほしいなあという希望はありますし、理科の実験器具は振興法があって実験器具を国が支援することになっているんですけど、国も出すけど市町村も出さないと買えないというふうですので、なかなか手を挙げろと言われても、各市町村とか自治体は難しいっていうところもあります。ですから、おっしゃるように、こういう方向で、OECDならOECDの方向で行くのであれば、やっぱり教育条件っていいですか、教育環境もあわせて整備されていかないと、なかなか回復していく、かつて上位だったところに回復していくっていうのは難しいという印象は持っていますし、それから、今、教育格差の問題があって二こぶになっているというお話がありましたが、かなり授業の内容は、討論型であったり意見を出し合ったり話し合うっていうスタイルが入ってきたんですが、これは、やはり基礎学力がないとただお客さんになってしまう子どもたちが多くなってくるから、基礎学力をしっかりとつけるということで、都会では塾に行けるか行けないかで基礎学力のつき方が違うので、そういう探求的な方面に力が発揮できるかどうかの差がつくっていうので、国全体が二こぶになりやすいというようなことが言われていますので、そういったところも配慮しながら手厚く子どもたちをケアできるような、そういったことができるといいなあというのは、ちょっと私の希望ですけれども、持っております。

浜田議員

大変生々しい認識を示していただいたのと、一方で、私は飯島にはそれなりに期待できる余地があるのかなあというふうには感じました。ただ、そのためには条件整備が必要だというふうに今お聞きしましたが、子育てのまちという意味で、町長、今の教育長の現場認識をどういうふうにお聞きになったのか、もしお聞かせいただければ町長の御意見を伺いたと思います。もっと予算を増やせとか。

町 長

今までのお話の流れを聞いていて、日本の教育水準が下がっているというお話の中で思い出したのは、かつての日本の識字率の高さ、江戸時代から、そのころはヨーロッパ、イギリスさえも10%なかったと、こういう時代があったわけでございます。そのころの教育っていうのは、当然義務教育でもないし、教育の形とか、これを覚えなさいというものもなかったんじゃないかなというふうに思います。そういった識字率の高さ、当然それは読解力もあったでしょうし、字も読めるだろうしと、こういう時代の中でずっと育ってきた日本の教育の文化の中を受けて、今、化学ノーベル賞等が生まれているんじゃないかなというふうに思っています。それは、かつての教育の多くは、1つは教育には2つ種類あって、自由教育と平等教育、この2つがあるんじゃないかなというふうに思っています。自由教育に恵まれたところについては、当然試行錯誤しながら自分の問題点

を追及していくという自由度がある。しかし、そうなったときに、自由、伸びる人間は伸びるんだけど、置いていかれる人間は非常に置いていかれると、こういう格差が生まれます。もう一つは平等教育、戦後の教育は平等教育が主体ではないかなというふうに思うんですけども、こういう形のものを覚えなさいということの中で平等に教えられる、あるいは詰め込まれるという表現があると思うんですけども、そうしたときに伸びたい人間が抑えられると、ここに格差が生まれる。両方、なかなかそれを徹底すると、自由度が大事なのか平等が大事なのかということは、非常に両極端の話になってくると思います。今の時代と照らし合わせると、やはり字が読めない、読解力のないっていうのは、動画、絵を見なければ考えられない状況、こういう漫画とか、そういう時代背景も伴って活字離れしていると、こういうのも生み出されているのではないかなあと、戦後の教育の中で、こういう平等教育と字ではなくて絵を見て覚えさせるということが主体になってきた、そういった主流がその背景にはあるのかなあというふうに察するところでございます。

浜田議員

私も今、きょう絵をいっぱい出して話ししているんですが、よろしくない傾向ですか。そうであれば、ちょっと眠気覚ましに、読解力不足という問題の1つの例がありましたので、ちょっと御紹介したいと思います。実は、この質問のきっかけになったのは「日経ビジネス」という日本で最大の経済週刊誌、企業の管理職なんかが一生懸命読んでいるやつなんですけど、大変おもしろいので私も愛読者なんですけど、この12月28日号がこういう名前の特集でした。「教育劣化ニッポンの現実」ということで、先ほどのデータの一部はここから抜いてきたものであります。その中で読解力に関して日本の大手の調査会社がやったある問題っていうのがありまして、正答率が非常に低かったということなんで、ちょっとその問題を御紹介したいと思います。こんな問題です。「Alex は男性にも女性にも使われる名前で、女性の名 Alexandra の愛称であるが、男性の名 Alexander の愛称でもある。」もう一回言いますと「Alex は男性にも女性にも使われる名前で、女性の名 Alexandra の愛称であるが、男性の名 Alexander の愛称でもある。空欄に当てはまる最も適切なものを1つ選びなさい。」という問題です。「Alexandra の愛称は（ ）である。」と、それは「Alex」「Alexander」「男性」「女性」と、こういう問題です。これは一般質問で聞いちゃいけないですけどね、幾らなんでも。アレクサンドラの愛称は普通に考えればアレックスですよ。この正答率が中学生は38%だったと、高校生は65%。つまり、それほど難しい文章、構文ではないわけです。要するに、男性にも女性にも同じアレックスっていうふうに愛称で呼ばれる人がいますよと、それは男性の場合にはアレクサンダー、アレクサンダー大王みたいなやつですね、それから女性の場合にはアレクサンドラだと。じゃあ、アレクサンドラの愛称は何なんですかと、どっちでもアレックスに決まっているわけですから、構文としてはそんなに難しい構文じゃないんですけど、高校生でも3分の1は間違えた。正直言って、私、プログラムは10種類ぐらいいろんな言語でプログラミングしたことがありますけれども、この状態だったらICT教育のプログラミング以前の状態。要するに、これからプログラミングするコードをどういうふうにつくったらいいかさえも思い浮かばないような読解力の現状が実際には日本で起

教 育 長

こっているんじゃないかなあと、こんなふうに思いました。先ほどの町長の答弁はそうだと思うんですけども、やはり自由と平等をどちらかという以前に、私の認識では過密なんじゃないかなというふうには思うんですけども、全体として注入型で、しかも過密な授業が行われている結果がこういうところに生まれているんじゃないかというふうに感じましたけれども、教育長はどんなふうにお考えでしょうか。

かつて2000年ちょっと過ぎのころ、いわゆるゆとり教育と、詰め込みでドロップアウトしていく子どもたちが多くなっていくということでゆとり教育をしたときの子どもたち、私も担任もしましたけれども、じゃあそのときの子どもたちはゆとりによって理解力が減っていたかっていうと、そういう印象はないんですよ。どちらかという、割と全員、何ていうんですかね、詰まった感じの、大体同じようなタイプっていうか、同じような理解力を持った子どもたちが多かったという気がします。それはそれで私はひとつよかったのかなあというふうには思いますけれど、ただ、OECDの結果がああいったことになったりしたこともあって、ゆとり批判ということで、逆にゆとりをなくしたら順位が上がったっていうことも、また政策的には追い風になったんだろうというふうには思っております。そういうことがあって過密になっているっていうのは、確かにそのとおりだと思います。ですから、やることが増えてきてしまったので、教科書も厚くなりました。ですので、子どもたちがやらなきゃいけない、先生が一日に進まなければいけない分量っていうのは確かに増えてきているので、子どもたちは大変だになっていう感じはします。それで理解力も増えていけばいいんですが、先ほど、今いい例を、読解力のお話がありましたが、これを提唱された方は新井紀子先生という国立情報学研究所の教授で、有名なのは東ロボくんプロジェクトというロボットは東大に入れるかっていうプロジェクトをした先生です。結局、ロボットは東大に入れないというので今のところ中座というか、頓挫とかしているんですが、ただ、AIに覚えさせたら、択一、選択とか、そういった形の入試を行う私立大学は半分以上ロボットが合格できる点数をとれたというところまで来たんですが、東大にはもう無理だと。何で無理かっていうと、やっぱり長文読解とか、そういうのができない、幾らAIでもそれはできないということなんですね。それで、そのときに、やっぱりAIの時代、子どもたちが、あるいは将来の子どもたちがどうやってその時代を生き延びていくかっていうと、やっぱりAIにできない読解力を持っているっていうことは、やっぱりそういう時代を生きていく子どもたちにとって大変重要だっていうことをおっしゃっていて、リーディングスキルテストといいますけれど、それを始めて、特に埼玉県あたりで導入が進んでいます。今回、浜田議員に言っていて大変うれしいんですけど、というのは、本町でも近隣に先駆けて来年中学1年生で、ちょっとお金かかるんですけど読解力テストをやってみて、子どもたちは何がわからないのか、読解力テストの中には、同義語がわからないとか、こういった表現がわからないとか、幾つか分類があるので、それを分析してその後の教育に生かしてもらおうという、それで子どもたちを評価するというよりは、どうしていったらいいのかっていうことに活用してもらおうというふうに考えています。子どもたちの読解力っていうのは、なかなか力をつけるのは難しく、高校生くらいになって

本を何百冊読んでもなかなかつきづらい、つけるタイミングにうまく子どもたちに力をつけてもらうってことは大事なことだなあっていうふうに思っておりますので、こういった力を養っていくっていうのはこれからすごく重要だっていうことは、私も大変同感をしております。

浜田議員

大変その面でも非常に現実に根差して次のことをお考えだということがよくわかりました。町長におかれましても、やはり将来を担う人材に対しては十分な投資をお願いしたいと思うわけであります。

ここで話は一転して、高校の2番目に質問に入りますけれども、県立高校の募集定員の削減は何だという話にがらっと変わっていきます。先月でしたか、弥生と辰野からそれぞれ40人ずつ募集定員を削減すると、要するに1クラスずつ減らせということですね。その理由は、進学者が減るからだということなんですが、結局、本当にそれでいいんですかということで、1と2をまとめてお尋ねしたいと思います。こういう募集定員削減の結果、生徒や保護者への影響をどう見ているのか。それから、これは一体上伊那内への進学に寄与するのか。この2点。これをお尋ねする理由は、上伊那広域連合が陳情書じゃない、何か県の教育委員会に出したときに、やはり上伊那の子どもたちは域内から出ないように、できるだけ域内に進学できるようにすることが1つの目標だという一文があったように記憶しています。もしそういう趣旨であれば、このやり方は全くその方針に反するんじゃないかと私は思うんですけれども、この点も含めて、教育長、それから町長の見解をお尋ねしたいと思います。

教 育 長

高校の募集定員ですが、これは県教委が決めているんで、詳細については私も存じ上げないところはあるんですけれども、中学3年生の数が昨年に比べて90人弱減っていると、こういったことには要請行動も行っておりまして、県教委のほうは流出の人数だとか生徒減を考慮しますし、上伊那の教育7団体、これは市町村教委もありますし、校長会もPTAの連合会も職員団体も含まれていて、そこで要請行動を県に行っているわけですが、そこでの資料で79人減ると上伊那の進学率が平均的にどれだけ減るかっていうようなことを見ながら要望していて、2クラス減らしてほしいという要望をしたわけではなくて、中学校の卒業予定数に見合ったとか急激な定数減は好ましくないというような形で県教委に要望を行っています。県教委がそれらを受けてどういような判断をされたかについてはわかりませんが、人数的には、例年の割合であれば、ことしの中学3年生も今までとさほど変わらない人数、人数の面では変わらないというふうになっているのかなというのは思っていますので、その面では要望と余り違わない、差がないかなという認識はあります。一方で、今御指摘の上伊那の子どもを上伊那で育てるには、上伊那の募集定員を減らないようにして流出を減らせばっていうのは、そうできれば一番私もいいと思います。今から10年前、10年くらい前ですかね、私その当時上伊那にいなかったのでもちょっと詳細は存じ上げないんですけど、やはり上伊那の募集定員を減らさないようにして流出をとめたらどうかっていう議論が盛んに行われたときがありました。ところが、要するに生徒が減るほどに募集定員を減らさないということがあったんですが、結果的に流出が減らなかったっていうことがあって、回復するのに数年か

かったということがあります。校長とすると、例えば 40 人、1 学級の定員が少なければそれに越したことはないんですが、一応 40 人ということですので、定員を満たすようにするっていうのは本当に神経を使うし、一生懸命になります。それは、税金で運営されているので、いわゆる 40 人のところが 30 人しかないのに 40 人分の先生を配置してやっていただくっていうのは、もうすごく、何ていうんですかね、ちょっと悲しいというか、大変だなっていうところがあって、募集定員を満たそうと。県教委は、うまく生徒が配置されれば大体ぴったりになるだろうっていう多分予測は立てていると思いますし、例年さほど定員が欠けるところもないし、大体全員の子がどこか学校に入っていくっていう状況はできている、そういうこともあって、多分こういう大体上伊那の予定進学者数が上伊那の学校に入れるようになっていうふうに配慮しているのではないかといいふうに思っております。なお、今大変難しいのは、飯島町は、いわゆる併願っていうのはほとんどありません、ほとんど。ゼロではありませんけれど、私立高校を受けておいて県立高校をチャレンジするっていう子はほとんどありませんけれども、上伊那の中部北部になりますと、諏訪地区や松本地区の私立高校と併願をしておいてチャレンジするっていう子が結構います。ですので、ある学校を不合格になったからその子の行き場所がないかっていうと、もうちゃんと私立高校の手だてはしてあるっていう子どもたちも結構いるので、そこの兼ね合いが非常に難しくなっていますし、さらに中学校段階から、飯島町はないんですけど、北部のほうでは中学校の段階から附属中学や私立の中等教育学校に進学する子もいますので、なかなか読めないっていうのが現実だと思います。1 月にまた第 2 回目の志望調査が発表されますので、そういうのを見ながら、ちょっとまた教育長の会議でも意見交換などをしていければというふうに思っておりますので、おっしゃるように、定員を減らさないようにして上伊那にとどめるっていうのは、北部のほうの親も諏訪・岡谷地区に勤めていて車で送り迎えができるっていう、そういうお父さんたちも結構いるっていうので、なかなか難しいなっていうことは感じております。

浜田議員

この件は、以前にも一般質問でやったことがありますけれども、先ほど言ったように 40 人学級自身が既に世界から見ればずっとおくれた水準にあるわけですね。それに対する解決になっていないばかりか、今言ったように現状維持、私は日本の教育全体が危機に瀕している中には非常にぬるま湯的な対応しか考えていないのかなと。しかも、その背景が経済的な理由だと、もってのほかだというふうに私は思いますけど、時間が押していますので、3 番目の質問はお答えだけ聞いておきたいとおきたいと思います。

教員の変形労働時間制、夏は少し時間があるから、それ以外の時期に何と 1 日 10 時間勤務まで公に認めてしまえというふうな制度が国会で 12 月の 4 日に可決されました。ただ、その一方で、これは条例化しなければいけないので、町の姿勢も問われる条例ではあるかと思います。私は、こんなことで実際に教員の皆さんの忙しい問題が解決できるとは思っていませんけれども、教育長としてはこれに対してどういう姿勢で対応されるつもりなのかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

教 育 長

変形労働時間制につきましては、今、国会で成立をしたということで、ほかのさまざ

まな、例えば育休の時間とか勤務時間の割り振り等は、条例というよりは、市町村は規則で決めていけばよいということで取り入れているわけですが、この変形労働制は自治体の条例によるって決め方なんです。それがどういう形ですか、もともとの法律は給特法っていう給与に関する特別措置法なんですけれども、これに関する条例は、市町村は長野県では持っておらずに県が持っていて、県の条例に沿っているということです。先生方は県費負担の教職員ですので、やっぱり働き方改革っていうのは大切なんですけど、市町村による差っていうのはちょっとなかなか、3年4年で異動していきますのでなかなか難しいかなというふうに思います。1つは、指針をつくって指針を超えて、要するに過重な労働にならないように配慮していくっていうことはもちろんですが、そういうことを含めて県のまず条例と指針がどうなるかっていうので、国は45時間360時間っていうのを出していますので、多分それに沿ったものが出てくると思うんですけど、そのとき市町村がどう対応、市町村でも条例が要するのか要らないのかというようなことも含めて、まだまだ考えていかなきゃいけないことがあると思いますが、ただ、一般的には、それによって職員の勤務時間がかえって増えたりとか休みづらくなるっていうことは決してよくないというふうに思いますし、夏休みが短い長野県で4月5月に持ってくる出しもとのほうがそう何日も確保できるのかっていう問題もありますので、条例は県の指針でつくらざるを得なかったとしても、運用とか規則の面でかなりきっちりしておかないと、恣意的に校長が、例えば最終的には校長が認めるっていうような話になると思うんですけど、じゃあこの時間やるっていったときに育児時間をとっている先生はどうするんだっていうようなこともありますので、そこら辺のところを十分注意しながら当たっていきたいと思いますし、もちろん近隣の市町村、この地区とでそれぞればらばらでもちょっと先生たち困ると思いますので、そういったところを見ながら十分慎重にやっていきたいというふうに思っています。

浜田議員 終わります。

議長 6番 好村拓洋議員。

6番

好村議員 それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回は6月に行った一般質問の回答で6次総策定に向けてアンケートをとるということで、その結果が出ました。それについて町長の考えや感想を伺っていきたいと思います。質問要旨に入る前に、今回のアンケートは一般向けの町民の方、無作為で3,000人を抽出し、回答数は1,053名、回収率35%ということで、回収率はまずまずといったところですが、全町民の1割以上の回答を得られたということで、町民の方の町に対する評価や意見の傾向はつかめたのかなと思います。また、質問に当たり自由筆記の部分も細かく記載されており、厳しい意見、質問が難しいなど、このアンケート自体が税金の無駄じゃないかという意見もありました。もちろん町に対する大きな期待の声も多く見られました。税金を無駄にしないためにも、町民の町に対する現状を把握していただいて6次総につなげてもらうために質問することにいたしました。アンケートの質問については、かなり突っ込んだ質問もあったなあ

と私は思います。また、無記名のアンケートということで、町民の方もかなり本音で答えてくださったのかなあという印象を受けました。本音の部分がかなりあり、取り扱いにはちょっと慎重な扱いが必要かなという部分も含んでいたんで質問するか悩みましたけれども、最近どこかの国ではやっているようにシュレッダーにかけちゃったり報告書を受け取らなかつたりとかいう手もなきにしもあらずですけども、税金を無駄にしないように、しっかりとここで町長の意見を伺って、6次総に生かしていただきたいという思いで質問に入ります。

1-1、問い15、資料の図の1をごらんください。(資料掲示) こういう図ですね。これは報告書をそのまま持ってきたものになるんですけども、問い15、リニア中央新幹線に求めるものでは、年齢別での回答を分析すると、若年層と高齢層で求めるものが違っております。この結果をどう捉え、今後の施策に反映するかという質問です。町長の2期目就任に当たり、5つの政策の中の4番目にもリニア新時代とうたわれており、また昨日の一般質問の中でもリニアというキーワードが出てきています。今回のアンケートでは、リニアによる町の活性化への期待に対するアンケートになっています。期待の1位は、ごらんのとおりなんですけれども、都市や他の地域に行きやすくなる25%で1位、2番目は特に期待しないが21%という回答です。ここで町長に質問ですが、思ったより賛成と反対の意見が拮抗しているんじゃないかなあと思います。この回答と、下をごらんいただくと年齢別での構成も出ております。大体40歳代までの方は都市や他の地域に行きやすくなるというのが3割以上あるんですが、ちょっと高齢層になってくるとどんどんどんどん低くなっていくというふうなグラフになっております。リニアに対する期待の仕方が年齢によって違うという結果が出ていますが、この結果を受け、町長の見解または感想を伺いたいと思います。

町長 好村議員にお答えいたします。リニア中央新幹線に期待することをアンケートで見ますと、御指摘のとおり年齢層で期待することの違いが見られます。例えば、若い世代ではみずからの交通の利便性に期待する傾向が見られ、年齢層が上がるにつれて農業6次産業化に期待する割合が増えてきております。これらの結果をどう捉えて政策につなげるかについてですけども、期待される全ての要素に共通する政策としてリニア駅とのアクセスをよくすることが挙げられます。国や県、関係する市町村と協力してリニア中央新幹線の期待される効果が最大限に受容できるよう、アクセスや2次交通を強化したいと考えております。また、年齢層を問わず、町に訪れる方や移住者が増えることに期待する声は高まっています。最終的には2つのアルプスに抱かれた静かで安全な生活拠点として飯島町を選んでいただきたい。そのためには、まず交流人口を増やす取り組み等に力を入れていきたいと考えております。リニアを利用する積極的な利用の仕方が若者にあると、都市との連絡のよさを評価して若者はいられるんじゃないかなあ、高齢者の方については、その行動力というよりも、いて受け身の部分があるのかなあというふうに感じておるところでございます。

好村議員 町長の見解を伺いました。そのとおりかなあとも思う部分もあるんですけども、実際にアンケートをとったことによって、まだ余り期待されていない方もいらっしゃるこ

とは事実ですので、リニア新時代に向けて町全体一丸となって取り組むためには、やっぱりリニアのメリット、デメリット、これについてしっかりと今後説明し、協力を得られるように、そういった取り組みを求めて、1-2の質問に入ります。

1-2は、問いの17、図の2をごらんください。これは町の人口問題に関するアンケートになっております。町の人口問題との向き合い方にも年齢別で全く異なる結果が出ているが、町長の考えはという質問です。これ意外と私、意外に思いました。年齢層が若ければ今の暮らしのほうがついていう部分と、逆に高齢層のほうに移住者をどんどん増やせというような結果が出ていて、私の思っていたのとちょっとイメージが違ったので、この質問を取り上げました。1位の考え方や暮らしを見直すべき39%の回答結果、これは、町長の政策目標の森林や田園風景の静寂さの中にも強靱で快適な生活基盤のあるまちへにつながるものと思います。70歳以上の方では人口を増やすよう努力すべきが31%となっており、考え方や暮らし方を変えるよりも人口増に重きを置いて、片や現役層、私とプラスマイナス10歳ぐらいの前後の方ですかね、人口増よりも考え方や暮らし方を変えるべきとの回答になっています。当然どちらが正解って言うつもりもさらさらありませんけれども、何でこの差が生まれたのかなっていうふうに私なりに考えました。一番の要因は、現役といいますか、ちょうど私の年代ぐらいのときの時代背景の差かなと、私はこのアンケート結果から感じました。この点について町長はどうお考えかお聞きしたいと思います。このギャップの差です。

町長 好村さんの年代の特徴的なものだと、どういう特徴的かをお聞きしたかったんですけども。人口というのは、私は最終的には結果だと思っています。増やそうと思って何人でも増やすという話ではないし、またこれが減ってもらっても困るし、結局、私どもが行政に携わって真剣にやらなきゃいけないことは町の魅力度を上げるということだと思います。当然暮らしが安心して暮らせる、その生活基盤、経済基盤、両方をしっかり整えて、愛郷の精神でもって出ていった人が帰ってきてくれると、こういう3つの政策をしっかりとやらなきゃいけないと、その結果の魅力が増して初めて人が集まってくる、結局いい魅力のあるまちには人が集まる、それを拒むわけにはいかないわけでございます。かといって、お年寄りが心配しているのは、やっぱり規模が少なくなるとお店もなくなってしまうし、学校の生徒さんも少なくなってしまうから、それと、また国からもらえるお金も少なくなってしまうんですけど、そういうことを鑑みただ中で、お年寄りの高齢者の方々はそういったことを心配されているのではないのかなというふうに思っております。申し上げたいのは、私は、人口の数をもって、それは結果であって、飯島町の魅力をまずは高めることに重きを置いて取り組んでいるということをお伝え申し上げたいのであります。

好村議員 全く同意見といいますか、この先につながる質問の答えもほぼ言っていたような感じがしてあれなんですけれども。私が感じるのは、私がここ飯島町に来て今6年目になるわけなんですけれども、やっぱり昔は活気があったということで、今のちょうど私どもの年代、課長さんたちも大体50代ですので言われることもあるかと思うんですけれども、やっぱり元気がないといいますか、もっとできるだろうと、昔はこうだったって

いう、やっぱり発言がちらほら見受けられます。ただ、私たちの世代は、正直もうサラリーマン世帯が多くて、やはり日中にちょっと時間がとれないとか、そういった時代背景、働き方の変化っていうのもやっぱりあるのかなあというふうに思います。町の人口も1万2,000人超が平成8年ぐらいでしたかね、1万2,000人を超えていましたけれども、現在9,400人も割って9,300人台に入っております。次につながる質問でもあるんですけども、企業も、企業経営っていうことは町長はやられたんで十分御承知かと思うんですけども、大企業の戦略と中小零細の戦略、当然やっぱり戦い方も違います。当町も少子高齢化が進んで、今までの制度では非常に厳しいかなと思っております。

ちょっと早いですが1-3の続きになりますので、1-3の質問に入ります。また図の3をごらんください。1-3では、問いの29、30、2つの質問を1ページにまとめております。このアンケートは、10年後も今までどおりの地域での活動が続けられると思っているのかというアンケート結果に「はい」と答えている方はわずか14%しかおりませんでした。また、問いの30では、地域活動は今が乗り切れればそれでいいと思う、「はい」が半数、「いいえ」が半数、この結果を見たとき、私はちょっと衝撃を受けたんですけども下平町長の1期目の風通しのいい行政とか、今までの新しい民間からの風、それで50%まで行ったのか、まだ50%なのか、ちょっと私にはわかりませんが、正直、変化したくないのかなと、今がよければそれでいいのかなというふうに受けとめて衝撃を受けました。町民の方もよく率直に答えてくださったなというふうに思っております。今が乗り切れればそれでいいと思う「はい」50%っていう結果を受けて、町長の率直な感想をお伺いしたいと思います。

町 長

このアンケートを実施したわけなんで、これを分析しながら6次総へつなげていきたいということ、今その分析を含めた中で、4地区、各地区で皆さん方の御意見、感想等を聞きながら、それを集約して方向性を出していく最中でございます。私も、この一つ一つについてコメントをきちっと述べるというよりも、1つの課題として、またアンケートを作成した意図等も含めた中で、担当の課長より今の見解等を聞いていきたいなというふうに思っておりますので、課長のほうからお答えをさせていただきます。

企画政策課長

それでは、このアンケートについて少しお答えをさせていただきたいと思います。アンケートの設問、地域での活動について10年後も今までどおりの活動が続けられると思うかでは、地域活動において今後どのようなことが起こり得るかを探るための設問でございました。御質問のとおり、10年後も今までどおりの活動が続けられると思っている方の割合は全体の14%であり、このままでは今まで培ってきた地域のさまざまな機能が失われてしまうことなどが読み取れる結果となっております。見解でございませうけれども、まずは、アンケートを通して状況がわかったこと自体に意義があり、10年後に向けて何らかの手が打てる、みんなで知恵を出し合ってよりよい方向へ導けるチャンスではないかと捉えております。今回、問いの29と30についてお問い合わせいただきましたが、それ以外の内容の中で、自分のまちとしての愛着、これについての問いがあります。これについては前回調査に比べて上昇している一面もございませう。自分のまち、よりよい地域づくりに向けて活発な議論と改革に今後期待するところと感じております。

好村議員

町長と課長からの答弁をいただきました。現状把握についてすごくいいアンケートだったと、私はすごく評価はしておりますので、そこら辺は承知しておいていただきたいなと思います。町長から課題としてっていう発言もありました。一般的に、問題解決するには課題を課題として認識した時点でもう既に7～8割方解決の方向に向かっているとされておりまして。現状把握する上で、本当にこのアンケート、私は評価しているんですけども、まだ6次総始まるまで1年以上ありますので、しっかりと検証していただいて、いい6次総計画をつくっていただきたいなと思います。あと、関連して同じところなんですけれども、この質問についても、特に30、今が乗り切れればそれでいいと思うっていう部分なんですけど、ここ一番60歳代までと70歳以降の方、相当な開きが回答であるんですけども、それについての今現状思っていることなどあれば、課長でも、町長でも結構ですし、お聞かせいただければと思います。

企画政策課長

今乗り切れればそれでいいというところで、これ年代によって大分違ってきております。やはり高年配の方々にとっていえば、「はい」という割合、これから先というより、今という時代を大事にされているのかなという気がします。それと、「はい」という、多分、好村議員にとりましてこの「はい」という数字が大きかったことに率直驚きを持っているのではないかと思います。一方で、それではだめだという中の数字も50%でございます。こういったことも十分見据えながら今後の計画づくりに生かせたらというふうに思います。

好村議員

課長のおっしゃるとおり半分は50%ありますので、しっかりと検証していただきたいなと思います。この50%の差なんですけれども、私は、先ほど言ったように、ちょっとやっぱり時代背景だったり働き方が変わった変化に合わせて、ある意味じゃ町民の方の、何ていうんですかね、悲鳴ではないですけども、やっぱりここに自治会とか、そういった苦悩がうかがえるのかなあというふうに読み取りました。それは次の質問にも入ってくるんですけども、地域の活動、地域での活動についての総論、一個一個を見ていくと驚きがあるんですけども、通して見ると町民の方の苦悩がうかがえるっていうふうに思います。そこに関しては、ぜひ6次総で解決の方向に向かえばいいなと思います。あと、午前中の一般質問でも変化がやっぱり、50%50%っていうところで変化が嫌なのかなあというふうな部分もあると思うんですけども、午前中の一般質問の中で意識改革、これは町民も行政もっていうところのワードも出てきました。どうも意識改革等は、変化もしかりなんですけれども、ネガティブに捉えられがちなのかなあというふうに、私はちょっと聞いていて思いました。変化や意識改革ではなくて進化がいいんじゃないかなあと、新たな暮らし方の進化、そういったその点を町全体で、まだ時間ありますので、考えていくことを求めて、最後の質問に移ります。

1-4、図の4をごらんいただきたいなと思います。かなり図が細かくて恐縮なんですけれども、問い31～34なんですけれども、地域活動に参加したくても仕事等で忙しく余裕がないことがうかがえます。6次総策定に向けどのように町として取り組む考えかという質問です。この結果を見ると、地域活動には参加したい、だけれども参加できない事情が各家庭にあることがうかがえます。逆に言うと、この問題を解決すれば、まだま

企画政策課長

だ地域のつながりを発揮することも可能ですし、持続可能な地域社会、町長の言ういいじま御助隊にもつながっていくと考えます。この結果を、これ細かく、すみません、説明はしませんけれども、ここの4つのグラフ、アンケート結果を見ていただいた上で、6次総策定に向けてどのように取り組んでいくか、町長の考えを伺いたいと思います。

まず初めに担当課のほうでお話をさせていただきまして、その後、町長より答弁をさせていただきます。地域活動は、本来、それぞれが個々で生活するよりも地域内で協力して生活するほうがお互いによいということから、自然発生的に生まれたものだというふうに思います。しかし、バブル期と呼ばれる時代等を経た中で社会は大きく変わり、経済活動を中心に合理性や効率性が優先され、地域の連帯感も希薄になり、アンケートの結果にもありますように、地域活動を生活の重荷と捉えている一面も見受けられます。しかし、一方で、昨今の大規模災害への備えや少子高齢化に伴う地域福祉と、依然として地域で互いに支え合うことの重要性が見直されており、住民の皆さんも改めてお互いに助け合い頼り合う暮らしのよさを見詰め直すときが来ているのではないかと思います。それらに合わせて各地域でも、本当に必要な部分や見直す部分など、積極的に考えていただければと考えております。また、行政としましても、地域に負担をかけているところについては、現在も積極的な見直しを行っております。今後につきましても必要な見直しを行っていききたいというふうに考えております。

町 長

これは、地域の組織の行政改革の部分でも重く受けとめておるところでございます。しかし、町民の皆様は、その重要性というのは認識していらっしゃると思います。これが、やっぱり何かの具体的な活動を行う、例えばこの地域に災害が起きたときの安全についてちょっと話し合おうよと、こういう身に迫った課題等については真剣に討議されるのではないかなあというふうに思っております。それを超えて、自分でやるべきは自分でやる、隣近所で一緒にやるべきは共同する、それで、自治会との絡み、また行政との絡み、こういった部分について、今後どうしてもそこら辺は簡素化しなきゃいけないということがあるんで、その部分のアンケートの内容かと思います。地域の皆様方がそれぞれお感じになられる部分、しかし、どうしてもつながり、人とのつながりっていうのはこれから必要なんだという部分、総合事業においてもその部分が非常に大事になってきます。そういった部分をしっかりと御理解いただく中で、簡素化と地域の連携を深め、これは相反するように思いますが、必要な部分できちっとつながっていることが大事だというふうに思っております。今後、皆様方のお知恵を拝借していく中で、この事業を進化させていきたいと思っております。

好村議員

ぜひ進化していただきたいと思います。このアンケート結果、本当に町民の皆さんの苦悩が出ているのかなっていうのが31～34番の質問になっているかと思います。先ほども申し上げましたけれども、町民の皆さん、もう今が、もう少子高齢化、人口減少でやっぱり役員のなり手がいないとか、相当苦悩されているっていうところがあるんですけれども、やっぱり言い出しっぺというか、変えようっていう発言者っていうか、責任、やっぱりやりにくい部分があるのかなあと思います。それ自体は、私のようなちょっと移住者が言うてみるのはかなり勇気が要ることなんですけれども、悪者になってもいい

ので、皆さんが苦勞していることなんで、これは、やっぱりいい意味で進化して、地域がお互いに助け合えるようになってもらえたらなあと思います。最後に、ちょっとまとめていきますけれども、今回の町長2期目の政策の中のいいじま御助隊、これ大変いいと思います。いいねって押したいぐらいです。ただ、この質問を通告してから、またもう一度アンケートを私なりに何回か読み直して原稿を考えているんですけども、この御助隊、つまり昔からある隣組であったり自治会または区、そういった助け合う姿そのものだと思いました。なので、別に名称を変更しろとか、そういうつもりはさらさらありませんけれども、今回、幾つか絞って一般質問という形で取り上げましたけれども、ぜひ細かいですけども自由記述を見ていただくと、やはり町民の方からは、いいちゃんバスの問題、行事や役員負担の軽減、スーパーの問題、ごみを出すときに大変なのでごみ出しの問題、先ほど町長も人口数は結果だと、町の魅力を増すことが至上命題というか、まさにそのとおりなんです。このアンケートを全部、全体を通して町民の方が本当に町にお願いというか、意見を出しているのが、今住んでいる町民の方が本当に暮らしやすいまちを実現すれば、当然、移住者や訪問者は増えますよ。やっぱりそこを前面にちょっと打ち出していただいて、飯島だと暮らしやすいと、いいところだねっていうふうな環境をつくれることを、ぜひ町には取り組んでいただきたいなあと思います。繰り返しになりますけれども、ここの地域で培った文化や伝統は残しつつ、とはいえ、一方では、もう皆さん、結構役員負担とか、いろんな問題抱えております。これをよりよく進化させるよう6次総に生かしていただけるように求めて、私の一般質問を終わります。

議 長 ここで休憩とします。再開時刻は午後3時15分とします。休憩。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時15分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

10 番 本多昇議員。

10 番

本多議員 通告に従いまして3件の質問をいたします。今回は、質問要旨を短く、単純に質問していきます。一括で返答していただくのをやめて、聞いている方にも答弁内容がわかるように通告してありますので、簡潔にわかりやすくお答えください。そうすれば質問時間もいつもよりさらに短くなると思いますので、よろしくお願いします。

1 番です。「公共施設用地の賃借料について」賃借している公共施設用地について具体的にお伺いします。

1-1、施設数、地権者数、面積、それぞれの合計数をお伺いします。

町 長 御指示でありますけれども、最初でございますので少しお話をさせていただきます。当町では、人口増加や住民ニーズの多様化とともに必要となる公共施設等を整備してき

	たところでございますけれども、町有地ではなく借地によって整備した公共施設等が多数存在するところがございます。なお、質問のありました細部の項目につきましては企画政策課長より御説明申し上げます。
企画政策課長	それでは、1つ目の御質問についてお答えさせていただきます。令和元年11月末現在の公共施設用地として借り受けしている施設数は26施設、地権者数は44名、面積は5万3,810平方メートルでございます。
本多議員	わかりました。 それでは1－2、年間支払い額と賃借発生から現在までの支払総額はお幾らになりますか。
企画政策課長	今年度予定しております年間支払い額は1,742万円になります。また、賃借発生から現在までの支払い総額はおおよそ5億4,900万円でございます。
本多議員	昭和の時代からだと思いますので、支払い金額が多額となっております。このままいけば、あと3年で6億円になるという計算になりますけれども、次に1－3です。 施設においては、建物が建っているので取り壊すまで契約期限はないと思いますが、契約期間はどのようになっているかお伺いします。
企画政策課長	契約期間についてのお問い合わせです。契約期間につきましては、土地の賃貸借は司法上の貸し借りであり、基本的には民法の定めるところによる20年、また建物の所有を目的とする賃借権につきましては借地借家法が適用され30年となっているところがございます。なお、土地の賃貸借契約の契約条項におきまして、継続的な契約において再契約の手続を省略して契約の更新ないし管理の負担を軽減するため自動更新条項を設定しているところがございます。こういったことを基本に、相手、双方協議の上、契約期間を定めております。
本多議員	そうすると、契約が切れた場合、20年とか30年が切れた場合は1年ごとに契約していくわけですか。
企画政策課長	期間満了につきましては、今申し上げましたとおり自動更新の条項によりまして1年ごとの更新となります。
本多議員	じゃあ1－4です。賃借料はできるだけ安いほうがいいわけですが、賃借料の算定基準をお伺いします。
企画政策課長	賃借料の算定基準につきましては、固定資産課税台帳登録価格に負担調整をして得られた固定資産税の課税標準額に100分の6を乗じて得た額の範囲で定めた額としているところがございます。また、借り受けしようとする土地に固定資産課税台帳登録価格がないような場合は近傍類似の課税標準から比準して得た価格を当該土地の課税標準額として選定しているところがございます。
本多議員	そうすると、地代について地権者は全て同一になるわけですか。
企画政策課長	賃借料の算定基準の基本的な考え方は同じでありますけれども、借地については、昔の事情といいますか、契約当時の状況で、米価、米の値段をもとにした算定もあります。そういったものについては少しずつ課税標準に合わせるようなもの、相手との契約行為でもあり、個々によっては違うものもございます。

本多議員	わかりました。 それでは1－5です。契約を今延長するときには賃借料の見直しを絶えずやっているわけですが、固定資産の評価額でやっているということは、固定資産の課税価格が下がれば賃借料も当然下がると思うんだけど、それは下がりますか。
企画政策課長	まず、賃借料の見直しにつきまして少しお話をさせていただきたいと思いますが、賃借料の見直しにつきましては、借り受け不動産の借り受け料の算定基準というのがあります。これをもとにしております。借り受け料の変更は現行の借り受け料が特に低額のため相手方から賃貸料の改定の申し入れ、もしくは経済変動等の事由により賃貸料改定の申し入れ等で改定がやむを得ないと認める場合、原則として契約を更新する時期において双方協議の上、借り受け当時の事情等を考慮し改定することとしております。これが基本的な考え方でございます。今御質問にありました地価に伴って賃料の低額等がありますけれど、地価と固定資産税の課税標準額はイコールではございません。地価はバブル期に一気に上がり、その後下降をたどっておりますが、固定資産税の課税標準額というのは、住民負担ということもありまして、今までの額に対しての負担調整とかけしておりますので、そういった面で全くイコールではございません。ただ、これから、今地価が下がっていったら、課税標準額もそれに近くなってきたような場合、今後、賃料を低くすると、そういったことも十分考えていかなければいけないというふうに考えております。
本多議員	契約が、先ほど言ったように1年ごと見直しの段階に入った場合、自動更新する場合、地主との用地交渉っていうか、賃借料の交渉っていうのは何カ月前から行いますか。
企画政策課長	契約の中にそれぞれうたい込みをしておりますけれど、これ期間の満了時3カ月前とるようにさせていただいております。
本多議員	それでは、交渉のために売却の意思があるかどうかという確認はしていますか。
企画政策課長	全ての土地について売却の意思ということはしておりませんが、その土地の将来的なことを考える中で、ぜひ、今まででありますけど、売却を、町としては購入をさせていただけないかという折衝は今までしましたことはございます。ただ、そのときには、相手方にとっては、先代といいますか、先祖代々からの土地で手放したくないというようなお答えもあったりして進まなかった事案はございます。
本多議員	固定資産税は100分の1.4だもんで、6%っていうことは、かなり地主さんはもうかっておると思うんで、そこら辺よく話し合いをして、できるだけ安くしてもらおうようにお願いします。 それで、1－6です。借りている用地は全て無駄なく利用されていると思いますけれども、利用されていますか。
企画政策課長	用地につきましては、全て利活用されております。行政目的が終了したような施設もございませんし、結論としては活用されております。
本多議員	わかりました。 1－7です。少子高齢化と人口減少が続きます。次世代への負担をできる限り軽減させ、将来の財政負担を考えると、公共施設等整備基金を活用して用地の取得を視野に

町 長	入れていくべきだと考えますけれども、用地の取得を考えているかどうかお伺いします。
	用地の取得につきましては、現在の利用形態等を踏まえ、人口減少に向けて公共施設等の再編、統合や複合化などを実行することは困難であることから、当該公共施設の将来にわたっての必要性を勘案していく考え方でございます。なお、必要に応じて、取得することにより将来負担を軽減し有効なものと判断できれば、取得のための交渉を重ね土地所有者の理解を得るよう努めるとともに、必要な財源措置を行い対応してまいりたいと考えているところでございます。
本多議員	1－8です。公共施設用地について課題または今後の方針についてお伺いします。
町 長	課題または今後の方針につきましては、厳しさを増す財政状況の中、賃借料は年間1,742万円に及び、賃借料の縮減に取り組まなければならない状況にございます。また、永続的な土地賃貸が社会情勢や行政需要の変化に対応し有効に活用されているか、今後の土地の効率的活用と長期的な財政負担を軽減することができるよう、借地の買い取りや交換、返還等の手法で見直しを図ってまいりたいと考えておるところでございます。
本多議員	わかりました。取得も視野に入れて賃借料が軽減されるように見直しをしていくことを要望しまして、次の質問に入ります。
	2です。「防犯灯の設置・費用負担について」先日の子ども議会でも税金を使った豊かな暮らしの提案事項がありました。道に街灯を増やし、安全に夜道を歩けるようにする提案がありました。町長は答弁で街灯を増やし安全な町にすることも大切です、地域の皆さんと協力しながら街灯を増やしていくことを進めていきたいと思いと答えました。子どもたちは、防犯灯は町が設置していると思っているのではないかと感じています。行政報告書によると、防犯灯の新規設置数は28年が11カ所、29年が9カ所、30年は17カ所となっています。30年が大幅に増加しました。町の負担は28年が29万円、29年が25万円、30年が43万円です。自治会の負担は28年が22万円、29年が27万円、30年が31万円となっております。事業費は、ほぼ折半の状況です。私は、防犯灯の費用負担について質問します。
	2－1です。4地区、町管理のそれぞれの設置数をお伺いします。
町 長	ただいまの質問については総務課長が答弁しますけれども、先ほどの私の答弁の中で大事な一文、一言を忘れたような気がします。今後、買い取り等の対応をとっていきたいと思うんですけれども、大事なのは、地権者とよく相談して、それを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。忘れしました。申しわけございません。
本多議員	わかりました。
総務課長	平成30年度末の防犯灯の設置状況でございますけれども、飯島地区で419灯、田切地区で203灯、本郷地区で117灯、七久保地区で397灯でございます。合計で1,136灯でございます。また、町管理のLED灯によります防犯灯につきましては48基になってございます。このほかに道路照明等で水銀灯、また地下歩道等につきましては、また別途、町のほうで負担をしておるところでございます。また、今年度におきましては、これまでに15基が新たに設置をしておるところでございます。

本多議員	町管理部分というのは庁舎の周りですか。
総務課長	町庁舎の周りではなくて、場所によっては通学路の一部もございますし、その都度、必要があったところに設置をしてきてあるところでございます。
本多議員	わかりました。 2－2です。電気料金が安く長持ちするので、防犯灯は全て蛍光灯からLEDに変更しました。変更した時期をお伺いします。
総務課長	町内の防犯灯をLED灯に変更しましたのが平成22年度からでございます。国の地域活性化きめ細かな臨時交付金を活用いたしまして町内にあります蛍光灯式防犯灯の約半分をこの事業により、また残りの防犯灯につきましても町の単独事業によりまして全ての蛍光灯方式の防犯灯をLEDに取りかえたところでございます。また、これに伴いまして、新たに防犯灯を設置する場合の補助事業におきましても従来の防犯灯の蛍光管からLED灯の照明器具にするという形で要綱のほうも改正を行ったところでございます。
本多議員	ことしで10年が経過してくるわけですがけれども、LEDの保証期間というのはありましたか。
総務課長	通常ですと機器の場合1年というものが電化器具などもございますけれども、このLEDにつきましては、やはりつけ始めた時期がございまして、メーカーとの話し合いによりまして設置から約10年という形でございます。令和3年の3月末が一区切りというふうになってございます。これまでも点灯の不具合があった場合には、確認しながら無償交換をメーカーのほうで行っておるところでございます。
本多議員	わかりました。 2－3です。防犯灯設置事業補助金がありますが、これ確認です。設置費用の新規のポールと既存の電柱、それぞれの町の負担をお伺いします。
総務課長	これにつきましては、二通りの防犯灯の設置のやり方がございます。設置希望箇所の近くにNTTですとか中電の電柱がある場合には、そこにかけられる、それから、全く新たに柱、鉄製のポール等を設置する場合に、それぞれやはり事業費が違うという形でございまして、既設の電柱を使用する場合には、町のほうでは上限を2万5,000円、それから新たに鉄製のポール等を設置した箇所につきましては上限を4万円という形でそれぞれ補助金を交付してございます。
本多議員	わかりました。 2－4です。管理費用の電気料金と修理費の町の負担をお伺いします。
総務課長	これらにかかります管理費用につきましては、電気料また機器の修繕費につきましては地元負担をお願いしてきております。なお、修理費の地元負担金の負担の特例といたしまして、先ほどもお話いたしましたLED灯の点滅しない不具合があった場合につきましては、メーカーとの約束によりまして、自然災害を除いた原因という形で、10年間は無償で交換という形になっております。それ以外につきましては地元での御負担をお願いしておるところでございます。
本多議員	総務課長、電気料金、1灯当たりの基本料金は幾らだか知っていますか。

総務課長	これにつきましては、公衆街灯のAという形で20ワットまでの契約となりまして、1灯当たり約130円の月額という形で聞いてございます。
本多議員	知らないかなあと思って聞いたんですけど、そのとおりですね。 2－5です。自然災害による復旧費用の町負担をお伺いします。
総務課長	先ほども申し上げましたけれども、防犯灯にかかります電気料、修繕費、また撤去の費用の負担につきましては、それぞれ防犯灯を設置しております区また自治会が行うことをお願いしておるところでございます。また、落雷ですとか倒木など、自然災害によります照明器具の破損によります不具合等に対しましても、これまでは町の費用負担というものは行ってきてはおりません。
本多議員	今、設置数と費用負担についてお尋ねしました。これからちょっと具体的に2つ質問しますので、お願いします。1つ目です。設置費用は町と自治会が約折半。管理費用と修理代は全て自治会負担。七久保のある自治会では、ことしの夏、落雷により同じ電線の3灯が被害に遭い6万4,800円の修理代を支払ったと聞いております。本来、安全に夜道を歩けるようにすることは町が整備するのが当たり前であると考えます。この考え方について町長の所見をお伺いします。
町 長	今までの慣習の中でそのような対応がされていたのかなあというふうに思っております。いろいろの状況を精査して、私もしっかりその状況の背後の状況を聞きながら判断をさせていただきたいと思っておりますけれども、地元負担はなるべく少ないほうがいいに決まっておるというふうに思っております。
本多議員	そのとおりですので、お願いします。 2つ目です。各自治会は、自治会費をできるだけ減額し、住民への負担を減らそうとして努力しています。このような突然の被害、修繕は重い負担となります。電気料金は自治会が負担しています。設置費用と修理代は町が全額負担すべきと今考えていますが、百歩譲って、修理費と自然災害の復旧費用も既存の電柱の設置費用と同様の事業費の3分の2以内、2万5,000円を限度として町が負担すべきであると考えますが、町長、もう一回所見をお願いします。
町 長	今までに慣習でそのようになっているかと思えます。いろいろの問題がある、そういったことを、こういったことは改革もできますし、その時代時代に対応していくことがよろしかろうと思っておりますけれども、現状をしっかりと聞く中で、担当の者とも相談しながら結論を出していくべきことかなというふうに思っております。
本多議員	わかりました。 それじゃあ2－6です。防犯灯について課題または今後の方針をお尋ねします。
総務課長	それでは、当町がLED製の防犯灯を設置いたしましたのが平成22年度でございました。近隣の市町村と比べましても比較して早いほうだったと思います。LED製の防犯灯自体が世の中に出始めたころということでございまして、当時の製品、技術的にも不安定でありましたり、部品も安価な海外製を使っているということで品質にばらつきがあったということも可能性がございます。このような時期に導入いたしましたから約10年ということで、蛍光灯よりも寿命が数倍長いとされておりますLED製の防犯灯で

ありまして今後不具合が多く発生することが考えられております。メーカーによります保証期間、令和3年3月で一応終わりますが、この時点で、防犯灯設置事業補助金の交付対象を新規対象のみではなくて、器具の不具合、またそういった自然災害等による破損により取りかえするということに適用していくようなことを考えてございますが、先ほどの御質問で町長のほう、また検討という形で御支援ございましたので、その部分も含めて検討してまいりたいと思っております。

本多議員

飯島町で防犯灯の設置事業補助金改正を求めて、次の質問に入ります。

3番です。「国民健康保険税について」昨年の12月の一般質問で30年4月から国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行した制度について具体的に説明を受け、制度の内容がよくわかりました。さらに、基金を活用して国保税率引き下げを検討する考え、また算定基準を4方式から3方式に変更する考えもお伺いしました。その結果、3月には条例改正を行い、31年4月1日から資産税割を現行の半分の税率に引き下げました。非常に早い対応で、大いに評価するところです。11月2日の信毎の報道によると、県内で国保税率を引き下げた自治体は飯島町、高森町、売木村、小布施町の4町村だけでした。引き上げたのは4市村、据え置きが69市町村でした。

3-1です。国保税率を引き下げましたが、現在までの国民健康保険の運営状況をお伺いします。

健康福祉課長

よろしく願いいたします。飯島町国民健康保険の運営状況ですけれども、経営に県が加わって2年目ということで、予算立ての大きな要素は、歳入の県交付金、歳出の県納付金、保険給付費は県が示した予算額となっております。この県の示した額がまだまだ不安定であるなあというふうに感じているところではありますが、本年度は今のところ大きな補正をせずに運営できています。具体的には、国保税の現年分の収納率につきまして、11月末現在53.5%で、昨年同時期に比べまして0.3%の増、滞納繰り越しを合わせた総額は51.2%で、昨年度比0.7%の増です。被保険者数が当初の見込みよりも早く少なくなっているところではございますが、もともと収納率は高く推移しているところであり、現在のところではありますが、当初予算ほどの税収は見込めるところです。一方、保険給付費につきましては、先ほど申しました被保険者数の減少の影響もあるかと考えておりますが、今のところ当初予算の想定内で経過しているところです。また、9月の議会で平成30年度決算による2,800万円余を繰り越し、予備費の増額をいたしたところです。このような状況でございますので、今年度末までに万が一保険給付費が増大したとしても、予備費の投入、基金取り崩しで対応ができる状況です。よって、一般会計からの繰り入れにつきましても、国が示した法定繰り出しと県単独事業分、福祉医療費関係の繰り出し以外の繰り出しは見込まない状況であります。

本多議員

後の質問も少し答えてくれちゃったもので、また後は考えますけれども、一応3-2です。6月に通知した31年度の国民健康保険税額の賦課決定額総額、それと現在の調定済み額は幾らですか。

住民税務課長

税額の関係ですので私のほうからお答えいたします。まず、当初の課税額でありますけれども、先ほど議員が申しました6月1日現在ですけれども、1億9,097万2,700円

	でございました。ただ、日々移動がございますので、11月末現在でありますけれども1億9,414万6,900円となっております。
本多議員	そうすると、予算額が1億9,351万円なんで、一応予算どおりいっているということでいいわけですか。
住民税務課長	おおむねそのとおりとなっております。
本多議員	ちょっと俺の計算とは違うもんで。 3-3に移ります。保険税額、そのうち資産割税額は幾らか。賦課決定額と現在の調定済み額、教えてください。
住民税務課長	資産割額の相当額でありますけれども、当初でありますけれども1,227万2,500円でございます。割合としまして6.4%。また、11月現在、こちらのほうも先ほどと同様で移動もございますので1,334万7,800円、率にしまして6.88%となっております。
本多議員	わかりました。条例の改正のときの説明では、29年で試算すると資産割が1,100万円減少するということだったんで、税率が半分となったことによって1,100万円減るという予想だったんですけども、今回、そうすると1,300万円ぐらい減るという形になるわけですね。要するに減ったという形、それでいいわけだね。
住民税務課長	そのとおりでございます。
本多議員	そうすると、今の1,300万円、資産割不足分を補うために所得割の税率を何%上げればいいのか恐らく試算しているはずなんで、試算している税率をお伺いします。
健康福祉課長	税率につきましては、県のほうから示される案分率がございます。それを見て町のほうで検討してまいります。今、暫定的なものが来たばかりでございますので、ちょっと数字は今ここに持っておりませんけれども、3方式、4方式、両方計算してくれてありますので、それを見ながら検討してまいります。
本多議員	資産割はなかなか難しいんですけど、30年分っていうか、今の数字で考えれば、3方式の市町村標準保険料率、これまだ知りませんが、去年の資料に基づく若干高目ですけれども総額で2%上げれば恐らくやっていけるという計算で私は試算していますので、試算してみてください。 3-4です。先ほど基金の繰り入れはしないということで聞きましたので、3-4は省きます。 3-5です。3月の条例改正の提案理由では、段階的に県内の国保運営方針である保険料水準の統一3方式料率の一本化を目指すために改正が行われましたが、低所得者のためにも資産割は早急に廃止すべきと考えます。資産割を廃止し3方式に変更する予定はいつか、先ほど言った2%上げれば十分やっていけるので、即それをやめれば——即というか4月1日から、できると思いますけど、いかがですか。
町 長	国民健康保険税につきましては、県の運営方針として県内統一の保険料率を目指すこと、案分率は3方式を標準的な算定方針としていくこととなっております。町では、平成31年度の案分率は4方式でございますけれども、4方式にあり3方式にはない資産割の案分率につきまして、率を平成29年度の2分の1とする改定をいたしました。令和2年度の国保税率及び方式につきましては、今後県から示される保険料率等をもとに飯

	島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において1月2月に協議、検討をいたします。いずれ県内統一の保険料水準とするため、引き続き3方式への移行を検討してまいります。
本多議員	資産割を除けば、保険料を維持するために、今言った所得割の税率は、今私の計算では2%ぐらい上がりますけれども、低所得者の被保険者には有利になります。資産割減少分は所得割が増加するわけですが、税率をできるだけ、2%でいいんですけれども、抑えて、基金を活用して、飯島町が先行して3方式に変えていくと、こういうことを一応希望しますけれども、町長の今の言葉では、答弁では、まだやる気ないっていうように捉えたんですけれども、どうですか。もう一回。
町 長	保険税率につきましては、飯島町の協議会が毎年毎年、御熱心に検討していただいております。まずは、その方々に相談するという過程を通したいと思っております。
本多議員	わかりました。
	それでは3－6です。国民健康保険について課題と今後の方針をお伺いします。
町 長	町の被保険者の皆さんに納めていただく国保税は、県に納める納付金の原資となります。今後、被保険者の皆さんの高齢化や医療の高度化、保険料の長野県一本化による影響等により、案分率のプラス改定が懸念されております。このような中、被保険者の皆様の御負担をなるべく軽くしていくことが課題であると思っております。そのためには、まずは医療給付費の増大を防ぐ方策でございます。適正な医療受診啓発や特定健診、健康指導や健診費用補助、各種啓発活動、ジェネリック医薬品推進などの保健事業を今後も継続し、高齢化が進む被保険者の皆様の疾病予防、重症化の予防、医療、介護の一体化事業による総合的な健康づくりを進めてまいらなければならないと思っております。次に、納付金が国保税の収納率を加味して算出されることから、町の国保税の収納率は現在よい状況であります。これを堅持することが重要だと思っております。被保険者の皆様の国保税納税につきまして御協力をお願いしたいところでございます。引き続きよい状況を保ってまいりたいと思っております。また、国県に対しまして制度堅持のための予算要求や医療費抑制や収納率に寄与している市町村へのインセンティブの強化等を要求してまいりたいと思っております。
本多議員	飯島町が先行して3方式に変えていくように努力していただくことを希望して、質問を終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会	午後3時54分

令和元年 12 月飯島町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和元年 12 月 17 日 午前 9 時 10 分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 20 号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 第 6 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

日程第 4 第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 21 号議案 飯島町長の給料の減額に関する条例

日程第 7 請願・陳情等の処理について

日程第 8 議員派遣について

日程第 9 議会閉会中の委員会継続調査について

令和元年 12 月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第 1 号）

令和元年 12 月 17 日

追加日程第 1 発議第 8 号 「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年 12 月 17 日 午前 9 時 10 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまで。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 本日は議案 2 件が追加提案されております。また、去る 12 月 5 日の本会議におきまして付託いたしました条例案件 3 件、請願・陳情案件 1 件について所管の委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。各案件につきまして、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。 それでは、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 諸般の報告を行います。 特別諸般の報告はございませんので、以上で諸般の報告は終わります。
議 長	日程第 2 第 20 号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。第 20 号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第 20 号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 3 第 6 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。本案につきましては、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。
総務産業委員長	条例審査について御報告いたします。本定例会 12 月 5 日の本会議で付託されました第 6 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、12 月 11 日 9 時 10 分より委員会を開催し慎重に審査した結果、お手元の報告書どおり可決すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。第 6 号議案の審査内容でございます。質疑の内容です。問い「正規職員と 1 種が同じ時間だ。仕事の内容は課長判断か、各課によるのか、統一か。」お答えとして「職の整備をしている。基準は、常勤職員のする職は正規職員が、常勤職員が当たらない職は非常勤職員、臨時・嘱託職員の任用。任用の区分けは、常勤職員が当たらなくてはならない職は正規が当たる。実際に臨時・嘱託職員がついている仕事は事務補助と専門的な要素を加えた職を任用。今までの嘱託職員、臨時職員が今の臨時職員のような職につけなくなるので、その方たちは会計年度任用職員に移行する。常勤職員と同じ勤務時間の必要があるかどうかの中で精査した。学校の教科支援が 2 人いる。常勤職員と同じということで 1 種と思われたが、精査すると勤務日数が違うとわかり、2 種 3 種になる。」、問い「現実にフルタイムはいるのか。」お答えとして「フルタイムはいない。必要な職なら任用もある。」、問い「保育士が 2 種に繰り上がる見直しはあるか。また、用語で嘱託、臨時という区分けは今後も普段用語で使うのか。」お答えとして「保育士の 2 種移行は 1 日 7.5 時間勤務できる方を考えている。臨時職員さん、嘱託職員さんの呼び方はなくなる。課題だが、今の段階では 1 種 2 種 3 種だ。」、問い「年度ごと採用することになるが、その都度、面接、説明か。必ず公募するのか。」お答えとして「公募なしで再任用は 2 年、1 年会計年度任用職員は 3 年まで任用。専門内容を持った人は 5 年まで任用。勤務評価含め、翌年もその職が必要かということで、基本的には再任用。」、問い「再任用、公募の両方あったときはどちらが優先か。」お答えとして「再任用である。」、問い「昇給、昇格の出発点はどうなる。」お答えとして「別に定めるが、内規で経験等の考慮、3 種は固定だが、改定での変動がある。1 種 2 種は別の規則で昇給等を行う。65 歳以上はない。」などがございました。要望として、1「グレーゾーンに近い説明だ。7.5 時間がフルタイムでないというのは苦しい。現状に合わせて切っていくのは間違いだ。国でも附帯決議されている。表現に十分注意され、勝手な解釈をしないでほしい。」。また、意見として「正規がやるべき仕事をしていたと聞いた。制度をつくるからには、正規にも徹底していただきたい。嘱託、臨時を減らすことが大事だ。人件費が増えるだけで町が持たない。7.5 時間とフルタイムとの差は実質ない。明確な区分が必要だ。」の意見がございました。討論では、「公務員の非常勤化を公認した意味では、今回、例外措置をつくった。悪い意味での例外措置にならないように、この運用が最善の配慮と透明性を持って行ってほしいことを要望して、賛

	成。」。以上の経過によりまして、全員の賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。
9 番 浜田議員	この議案に賛成する立場から討論いたします。今回の法改正は、これまで正規職員によって地方公務員は構成されるべきという地方公務員法の根底を覆す、いわば悪法だというふうに考えております。しかし、その一方、現実に応用された結果としては、それぞれの職員の処遇の一步前進ということが見受けられますので、そういった意味で、この条例に賛成するものであります。ただし、国における附帯御決議においても、国の手厚い経済的な支援といった内容を当然求めておりますし、そもそも地方自治体の職員がこれほど非常勤化した背景は、小泉改革以来の人員削減にあると思っております。ですので、今回の制度が職員間にさまざまな亀裂を生まないよう、また時間をかけてでも本来の姿の正規職員による地方自治体の構成に戻すことをつけ加えまして、賛成といたします。
議 長	そのほかに討論ありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 6 号議案 飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 4 第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案につきましては総務産業常任委員会に審査を負託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。
総務産業委員長	条例審査について報告いたします。本定例会 12 月 5 日の本会議で付託されました第 7 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、12 月 11 日 10 時 10 分より委員会を開催し慎重に審査をした結果、お手元の報告書どおり可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。第 7 号議案の審査内容でございます。質疑内容です。問い「正規職員との違いは。」答えとして「育児休業をとれる期間が違う。任用職員が一般非常勤職員になるので、非常勤職員に係る条例を決めるもの。正規職員は 3 年までとれる。非常勤職員は 1 年、1.2 カ月、1.6 カ月、2 歳。2 歳までとれる場合は、よほどの理由があるか、引き続き任用されるという担保がないととれない。」、問い

「本人が産んだ子どもに対してだけか。」答えとして「対象は自分の子ども、養子縁組している子供、将来養子縁組見込みの里子。」、問い「男性も適用できるのか。」答えとして「可能だ。」などがございました。討論では、「新しい条例で、働く人が安心できる制度であり、賛成する。」。以上の経過によりまして全員の賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第7号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第12号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。本案につきましては総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。

総務産業委員長 条例審査について報告いたします。本定例会 12 月 5 日の本会議で付託されました第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、12 月 11 日 10 時 30 分より委員会を開催し慎重に審査をした結果、お手元の報告書どおり可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。第 12 号議案の審査内容でございます。最初に補足説明を受け、審査に入りました。質疑の内容です。問い「メリットがあり、複式簿記の知識が必要と言っていたが、職員は大丈夫か。」答えとして「研修中だ。水道の知識があるので連携する。」、問い「上水道システムソフトがあるが、活用するのか。」答えとして「情報センターのシステムを導入した。最初の仕分け作業は大変だが、2 年目以降は楽になる。」、問い「会計課を通さないようになるのか。」答えとして「今度は、課で入出金管理する。」、問い「公共と農集会計の一本化の見通しは。」答えとして「できるところは一本化し、施設管理も効率化を図る。」。討論では、「複式簿記での管理は適正。民間委託のないように経営を透明化し運用してほしいと要望して、賛成。」。以上の経過によりまして全員の賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。これから討論を行います。討論はありませんか。
9 番 浜田議員	この条例に賛成の立場から討論いたします。委員会の審議の中でも全体として合理性のある変更だということについては全く異議がなかったと思います。最後に委員長報告の中でまとめられましたように、飯島町の上水道、下水道全体が他の市で行われているような指定管理だとか民間移管だとか、そういったことがないようにということを求める声が非常に強かったと思います。このことを十分に心にとめて運用されますよう求めて、討論といたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 12 号議案 飯島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 6 第 21 号議案 飯島町長の給料の減額に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 21 号議案 飯島町長の給料の減額に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本年 10 月 11 日に町が管理する与田切公園内の遊具が倒壊し、この遊具に乗って遊んでいた 7 人の児童が負傷するという事故が発生してしまったところでございます。この事故が発生するまで与田切公園の施設につきまして不適切な管理が行われてきたことが最大の原因であり、改めまして負傷された児童の皆様とその御家族並びに町民の皆様に深くおわびを申し上げますところでございます。町がこれまで不適切な公園管理を行ってまいりましたことは、町長である私にも管理監督責任があります。この事故の責任の所在を明らかにするとともに、このような事故は二度と起こさないという強い意志を明らかにするために、私の来年 1 月分の給料につきまして 100 分の 10 の額を減額するため本条例案を提出するものでございます。なお、副町長につきましては、本条例案の上程に合わせまして給料月額 100 分の 20 を自主返納しておりますことをつけ加えさせていただきます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番 浜田議員	副町長の減額について議会議決の対象にならないというのは議会の軽視ではないかと

	いうふうに私は思いますけれども、その経過についての説明を求めます。
町 長	今回の処分の内容なんですけれども、今回の事案につきましては業務上過失致傷に当たると、こういう見解でございます。それで、人事院勧告の文章、あるいは判例等を精査した結果、これが適当であろうということで、町長が 100 分の 10、副町長が 100 分の 20 と、こういう結論を得ました。
総務課長	補足させていただきます。町長につきましては公職選挙法の対象になるという形でございます、やはり自主返納ということができません。そういった部分での 1 月分での減額という形でございます。副町長につきましては、ここの部分、公職選挙法の対象にならないということで自主返納という形でございます。それから、あと、あわせまして副町長の任期の関係が今月の 21 日までとなっております、将来にわたっての給与の関係が、支払いすることがまだちょっと確定ができなかったということもございまして、今回の条例では定められないという形で判断をさせていただいたところでございます。そういった形で、100 分の 20 の自主返納という形での対応と。また、副町長につきましては公職選挙法の対象にならないという形でございます、自主返納してもそういった公職選挙法の違反にならないという判断もあわせまして行ったものでございます。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 21 号議案 飯島町長の給料の減額に関する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 7 請願・陳情等の処理についてを議題とします。本案につきましては、去る 12 月 5 日の本会議におきまして所管常任委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これから委員長報告を求めます。
総務産業委員長	総務産業委員会の請願、陳情の審査報告をいたします。本定例会 12 月 5 日の本会議において本委員会に付託されました元請願第 3 号 免税軽油制度の継続を求める請願書については、12 月 11 日午後 1 時 30 分より委員会を開催し、紹介議員の中村明美議員と参考人として伊那スキーリゾート松澤雅彦氏の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。最初に紹介議員の中村明美議員より紹介理由と内容説明を受け、続いて参考人松澤雅彦氏より補足説明を受けました。審査で出された主な質疑です。問い「索道だけでなく全てをしてほしいのか。」答えとして「請願はスキー場産業だ。趣旨は全てに係るが、おのおので出している。」などがござ

		いました。賛成討論では、「時限立法だが廃止になるので、スキー場の観光産業が経営困難になる。県内の企業や農業で恩恵を受けている。引き続き継続に賛成。」。以上の経過によりまして全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場総務産業委員長、自席へお戻りください。 元請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから元請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書について採決します。 お諮りします。本請願に対する委員長報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、元請願第3号は採択することに決定しました。
議	長	日程第8 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本案については、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第9 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。 お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本案については、各委員長から申し出のとおり継続調査といたします。 ここで暫時休憩といたします。
休	憩	午前9時41分
再	開	午前9時43分
議	長	会議を再開いたします。

	ただいまお手元へお配りしましたとおり竹沢議員から議案が提出されました。 お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案１件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第１ 発議第８号 「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」の提出について
議会事務局長	を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
議 長	(議案朗読)
11 番	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
竹沢議員	軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提案説明を行います。そもそも揮発油税といたしまして我が国では 1949 年、国税として創設されたものであります。その後、1956 年に軽油、すなわちディーゼルエンジン車の燃料として地方税、道路目的税として創設されたところであります。軽油引取税は、平成 21 年税制改正におきまして一般財源化されて普通税に移行したところであります。以降 3 年ずつ時限立法といたしまして平成 24 年税制改正で 3 年間延長、平成 27 年税制改正で 3 年間延長、平成 30 年度税制改正で 3 年間延長、このままいきますと令和 3 年 3 月で廃止されることになるわけでありまして、意見書本文の中では、これまでこの措置により索道事業者がスキー場の整備のために使用するゲレンデ整備車、降雪機等に伴う軽油も免税対象になっておりまして、この措置が廃止された場合は、スキー、スノーボード等の冬季観光産業の負担増に直結することから、スキー場運営の困難化と、さらには宿泊業、飲食業等の多くの関連事業者や農業者等の経営が悪化するとともに、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されるわけでありまして、以上のことからいたしまして、国において、スキー場を初めとした観光産業や農林水産業の広範な産業への影響に鑑み、軽油引取税の課税免除措置を令和 3 年以降も継続することについて国に求めるものでございます。議員各位におかれましては、御賛同いただき、意見書を御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。
議 長	ここで提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第 8 号 「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。
休 憩		午前9時48分
再 開		午前9時48分
議 長		会議を再開します。 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 ここで、12月21日に任期を迎えられます唐澤副町長から発言を求められております ので、これを許可いたします。 〔唐澤副町長 登壇〕
副 町 長		ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、12月21日で任期になります 私のお礼を含めて発言をさせていただきたいと思います。 職員時代を含めまして、また副町長を4年間、議員の皆様初め関係する皆様大変お 世話になりました、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。思い起こせば 4年前、この席でお誓いを申し上げて、町長のもとで飯島町の発展のために仕事をして まいりましたけれども、自分の能力不足もありまして、なかなか思うように職務を果た せなかったところがございます。特に、先ほどの議案にもありましたように、10月11日 に発生しました与田切公園の遊具の倒壊事故につきましては、私の本当に不徳のいたす ところ、危機管理の欠如からあのような重大な事故になってしまったことを深く反省し ておりまして、関係する皆様に多大な御迷惑をおかけしたことをこの席をもっておわび 申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。この事故につきまして は、私の、やはり日ごろのリスク管理も含めて、やはりもう少し自分に厳しく律して仕 事に当たってこなかったということで、深く反省をしているところであります。 4年間を振り返りますと、町長の新しい民間からの風ということで、行政の風と一体 となってさまざまな事業を進めてきたところであります。その成果が少しずつ実ってき たという実感がございます。今後は、この新しい風を、より町民の皆さんと一体となっ て、より大きなまち、また安心して全ての皆さんが笑顔で元気に暮らせるまちづくりに 向けて、それぞれ、町民の皆様、職員、一体となって取り組んでいくことを望んでい るところでございます。また、私も陰ながら、微力ではございますけれども、さまざま な場面でお力添えをしていければということで考えております。 最後になりますけれども、議員の皆様を初め関係する皆様方のますますの御活躍と御 健勝、御健康を祈念申し上げまして、4年間のお礼のあいさつとさせていただきます。 4年間大変お世話になりました。ありがとうございます。(一同拍手) 〔唐澤副町長 降壇〕
議 長		一言お礼を申し上げたいと思います。

唐澤副町長におかれましては、長年、役場職員として奉職され、産業振興課長などの町幹部職員を経て平成27年の12月から1期4年間、副町長として下平町政を支えていただきましたことに対しまして敬意をあらわすとともに、私ども飯島町議会に対しましても真摯な対応をいただきましたことに対しまして改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後は、健康に十分御留意をいただき、飯島町の発展のため側面からまた御支援をいただくとともに、議会活動に対しましても、ぜひ御助言をお願いいたしたいと思います。長い間、大変御苦労さまでございました。

以上をもちまして、まことに簡単でございますがお礼のあいさつとさせていただきます。御苦労さまでした。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長

12月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る5日から本日まで13日間の会期をもちまして開催されました12月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重な審議をいただき、上程いたしました全ての案件につきまして御承認、御議決をいただき、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。あわせまして、一般質問等を通じていただきました貴重な御意見、御提案等を真摯に受けとめ、私を初め全職員が共有し、信念と情熱をもって全力で行政運営に努めてまいり所存でございます。所信表明でも申し上げましたが、みんなが元気で安心して暮らせる豊かな飯島町、この実現を目指し、1期目まで掲げました3つのチャレンジの取り組みをベースといたしまして、今後4年間の取り組みとして5つの政策目標と25の主要施策を掲げました。1期目の延長線上にある2期目ではなく、新たな1期目としてのスタートを切ったという強い思いであり、町民の皆様の先頭に立って粉骨砕身の努力をしてまいり所存でございます。みんなが元気で安心して暮らせるまち、豊かなまちとしまして町民の皆さん誰もが望むいいまちにしていくには、決して他人任せでは実現できるものではありません。そのためには、お互いが気軽に助け合ったり頼り合ったりできる地域づくりを進めること、町民の皆さんと行政がともに知恵を出し合い行動を起こすことが極めて大切であり、欠かせないことであると思っております。町民の皆様には、それぞれのお立場からまちづくりにより一層自主的、積極的な御参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には今後とも一層の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

さて、町では、現在、来年度予算の編成を進めているところでございますが、来年度予算は第5次総合計画後期計画の最終年度であるとともに、私の町政2期目の初年度の予算となります。財政運営は引き続き厳しい状況が続きますが、福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政3大事業の推進と重点施策であります3つのチャレンジ、そして今回私が新たに公約に掲げました5つの政策目標及び主要施策の具体化と実現に向け、職員一人一人の意識改革を進め、課題の実現を目指す意欲あるアイデアを引き出すとともに、町の5年後10年後、そして20年後の将来を思い描き、今必要な事業、真に必要な事業を十分精査しながら予算編成を進めているところでございます。

ところで、先ごろ、ことし一年の世相を漢字１字であらわす「今年の漢字」に「令」が選ばれたという報道がありました。ことしは災害なども多い一年ではありましたが、新元号令和に新たな時代の幕開けと明るい新時代への希望を感じた「令」という漢字が持つ奥深い意味を改めて知ったなどと選定の理由に挙げ応募された人が多かったとのことでございます。「令」という漢字が持つ意の中に「すばらしい」「よい」などがあるとのことでございます。私たちのまち飯島町も誰からもすばらしい、よいと思ってもらえる、みんなが元気で安心して暮らせる豊かなまちを目指してまいりたいと思うところでございます。

ことしも余すところ 10 日余りとなりましたけれども、議員各位には、ことし一年間の御労苦、御協力に対しまして心から御礼申し上げますとともに、ますます御健勝でよい年を迎えられ、飯島町発展のため、より一層の御活躍を心からお願い申し上げまして、12 月議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

以上をもって令和元年 12 月飯島町議会定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

閉 会

午前 10 時 00 分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員